

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月31日
【計算期間】	第4期（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）
【ファンド名】	コクサイ－MUGCトラスト－ 短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型 (Kokusai - MUGC Trust - Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type)
【発行者名】	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)
【代表者の役職氏名】	デプティ・マネージング・ディレクター 弘田 嘉信
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アーロン通 り 287-289番 (287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春芽 同 三宅 章仁 同 向佐 祐一
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6775) 1000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

(注1) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、受益証券は円建であるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行う。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型（以下「サブ・ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、平成23年7月29日付信託証書に従って同日付で登録されたアンブレラ・ファンドであるコクサイ－MUGCトラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。平成30年3月末日現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む12本のサブ・ファンドにより構成されている。

サブ・ファンドの表示通貨は、円である。

サブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）に主として投資する、コクサイ－MUGCマスター・トラスト－グローバル短期高利回り社債ファンド4

（Kokusai - MUGC Master Trust - Global Short-Term High Yield Bond Fund 4）（以下「投資先ファンド」という。）への投資を通じて、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。

「高利回り社債」とは、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社もしくはフィッチ社によってBB+格／Ba1格以下の格付が付与されている社債（ハイ・イールド社債）（格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）、または、これら3格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資先ファンド投資運用会社が同等の信用格付状況にあると判断する社債をいう。

また、サブ・ファンドは、保有する米ドル建資産について、派生商品等を活用して為替戦略を構築し、円高（米ドル安）時の為替損失の低減を図りながら、円安（米ドル高）が進行した場合の追加的収益の獲得を目指す。

サブ・ファンドは、資産のほぼすべてを投資先ファンドに投資することにより、その投資目的の達成を追求する。したがって、サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態を有している。

サブ・ファンドの信託金の限度額は定められていない。

② ファンドの性格

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

ファンドの各サブ・ファンドは、独立した法主体ではなく、受託会社は、各サブ・ファンドの資産および負債を分別するよう最善の努力を行うが、ケイマン諸島法上、いずれか一つのサブ・ファンドに帰属する資産を他のサブ・ファンドの資産から分別することを保証することは不可能である。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.）（以下「管理会社」という。）は、サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の投資者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

（以下「日本における販売会社」または「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。）または販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に対して通知することにより、払込日以後の各営業日に、保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、買戻請求が受諾された営業日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。

(注) 「営業日」とは、(i)ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグおよび東京において国、州または地域の銀行が営業を行っている日であり、かつ(ii)ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日である日をいう。

サブ・ファンドは、早期に終了する場合を除いて、平成30年9月28日に終了する。

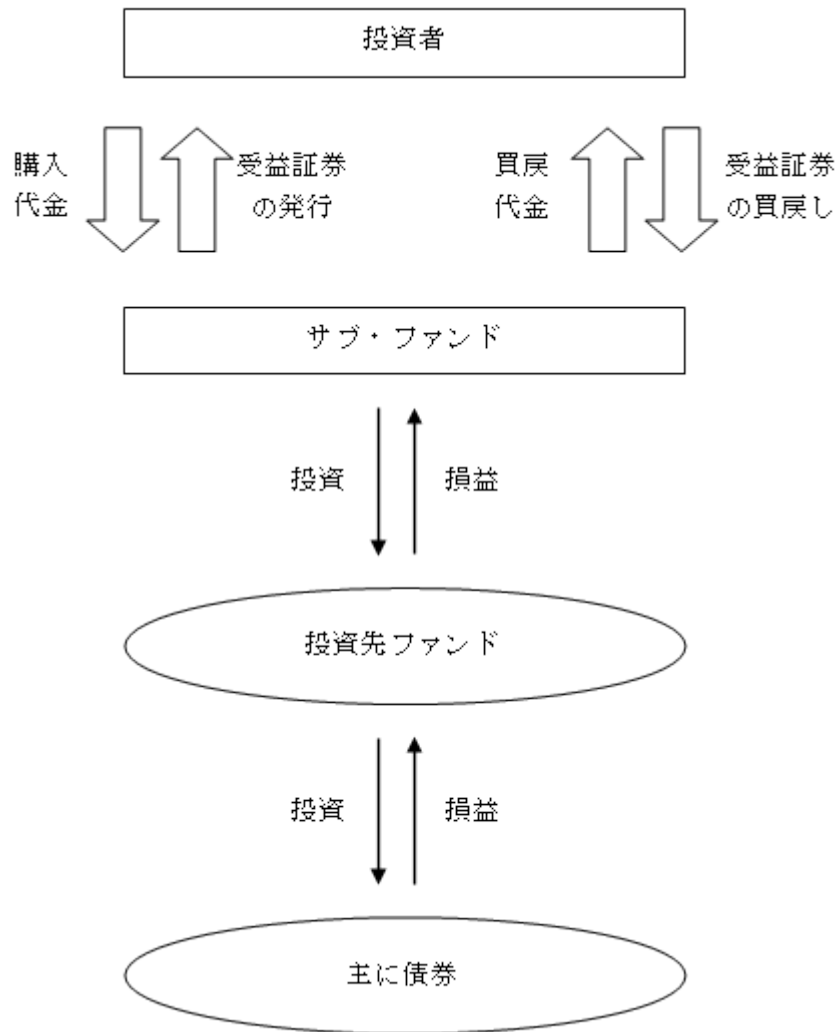
(2) 【ファンドの沿革】

昭和49年4月11日	管理会社設立
平成23年7月29日	信託証書締結
平成25年8月2日	サブ・ファンドに関する補遺信託証書締結
平成25年9月18日	サブ・ファンドの運用開始
平成27年6月12日	補遺信託証書締結

① ファンドの仕組み



(注) サブ・ファンドは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定められたファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理会社 保管会社 管理事務代行会社	平成23年7月29日付で信託証書ならびに平成25年8月2日付および平成27年6月12日付で補遺信託証書（以下、総称して「信託証書」という。）を受託会社と締結。信託証書は、サブ・ファンドの資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。 平成23年8月2日付で保管契約（注1）を受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンドの資産の保管業務について規定している。 平成23年8月2日付で管理事務代行契約（注2）を受託会社と締結。同契約は、管理事務代行業務について規定している。
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。信託証書は、サブ・ファンドの資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.)	副管理会社	平成26年7月18日付で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約（注3）を管理会社と締結。同契約は、サブ・ファンドのリスク・マネジメント業務およびサブ・ファンド資産の運用管理業務について規定している。
三菱UFJ国際投信株式会社	投資顧問会社	平成26年7月18日付で投資顧問契約（注4）を副管理会社と締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成25年8月7日付で管理会社との間で代行協会員契約（変更済）（注5）を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成25年8月7日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。同契約は、受益証券の日本における販売・買戻しの取扱業務について規定している。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、サブ・ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

（注2）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務代行業務を提供することを約する契約である。

（注3）投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、サブ・ファンドのリスク・マネジメント業務およびサブ・ファンド資産の運用管理業務の提供を約する契約である。

（注4）投資顧問契約とは、副管理会社によって任命された投資顧問会社が、副管理会社に対し、投資顧問業務を提供することを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

③ 管理会社の概況

（イ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ロ）事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

（ハ）資本金の額（平成30年3月末日現在）

払込済資本金の額 187,117,965.90アメリカ合衆国ドル（約199億円）

発行済株式総数 5,051,655株（一株37.04アメリカ合衆国ドルの記名式額面株式）

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成30年3月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.24円）による。以下、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（ニ）会社の沿革

昭和49年4月11日 設立

平成18年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更

平成28年5月1日 会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

（ホ）大株主の状況

（平成30年3月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,002,575株	99.03%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定されており、ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2018年改正）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき登録されている。ファンドは、また、ミューチュアル・ファンドとして、随時改正されるケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

② 準拠法の内容

（イ）ケイマン諸島の信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。更に、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の投資信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には無期限に存続できる。

サブ・ファンドは、早期に終了する場合を除いて、平成30年9月28日に終了する。

免除信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ロ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

（５）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁に対する開示

サブ・ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がサブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければならない。目論見書は、サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。

サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

（i）弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。

（ii）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。

（iii）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

(iv) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとする意図していること。

(v) 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとする意図していること。

- ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
- 金融庁法（2018年改正）
- マネー・ロンダリング防止規則（2018年改正）
- 認可条件

サブ・ファンドの監査人は、KPMGである。サブ・ファンドの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を任命しなければならず、毎年11月30日に終了する会計年度の監査済会計書類を6か月以内にCIMAに提出する。第一回の監査済年次財務書類は、平成26年11月30日までの期間について作成された。

(ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度末は、毎年11月30日である。第一回の監査済年次財務書類は、平成26年11月30日までの期間について作成された。会計書類は、ルクセンブルグで一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に従って作成される。会計年度末から通常3か月以内に、監査済会計書類が作成され、また、半期末から3か月以内に、未監査半期会計書類が作成される。第一回の未監査半期会計書類は、平成26年3月31日までの期間について作成された。監査済会計書類の写しは、サブ・ファンドの帳簿に記載された登録住所宛で受益者に対して送付される。

② 日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、サブ・ファンドの財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、サブ・ファンドの各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、更に、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容およびその理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各会計年度終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容およびその理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。サブ・ファンドの運用報告書は、代行協会のホームページに掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、所定の記載事項および監査済み財務書類を年に一度CIMAに提出することを規定している。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドおよびサブ・ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額な罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

ただし、CIMAは、特定の状況下においてファンドまたはそのサブ・ファンドの活動を調査する権限を持たないが、ファンドは、投資活動またはサブ・ファンドのポートフォリオの構成についてCIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督を受けることはない。CIMAおよびケイマン諸島のその他の政府当局はいずれも、英文目論見書の条件または価値について意見を述べたことはなく、承認もしていない。ケイマン諸島には投資家が利用できる投資補償制度は存在しない。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

サブ・ファンドの投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）に主として投資する投資先ファンドへの投資を通じて、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。

「高利回り社債」とは、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社もしくはフィッチ社によってBB+格／Ba1格以下の格付が付与されている社債（ハイ・イールド社債）（格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）、または、これら3格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資先ファンド投資運用会社が同等の信用格付状況にあると判断する社債をいう。

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべてを投資先ファンド受益証券に投資する予定である。投資先ファンドの投資運用会社は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（Morgan Stanley Investment Management Inc.）（以下「投資先ファンド投資運用会社」または「MSIM」という。）である。

（注）MSIMは、ニューヨークを拠点にグローバルで資産運用ビジネスを展開し、米国をはじめ世界中の顧客に幅広い資産運用業務を提供している。MSIMの親会社は、モルガン・スタンレー（Morgan Stanley）である。モルガン・スタンレーは、証券売買および仲介業務、投資銀行業務、リサーチおよび分析業務、ならびにファイナンスおよび金融アドバイザー業務を提供するグローバル総合金融サービス企業である。

本書中の他の記載にかかわらず、株式および債券を含む他の有価証券に投資することがサブ・ファンドまたは受益者にとって有益であると管理会社が判断する場合、サブ・ファンドの資産は、かかる他の有価証券に投資されることがある。

サブ・ファンドまたは投資先ファンドがその投資目的を達成できるとの保証はない。

市況動向、資金動向またはサブ・ファンドの残存信託期間等の事情によっては、サブ・ファンドの資産について本書に記載した運用ができないことがある。

通貨エクスポージャーに関する方針

為替変動リスクの低減を図るため、投資先ファンドの米ドル以外の通貨建の組入資産については、投資先ファンドの段階で投資先ファンド投資運用会社により原則として対米ドルの為替ヘッジが行われる。

また、サブ・ファンドの段階で、投資顧問会社の助言に基づき、米ドル建の投資先ファンドへの投資額につき対円の為替ヘッジが行われる。

更に、サブ・ファンドは、保有する米ドル建資産について、派生商品等を活用して為替戦略を構築し、円高（米ドル安）時の為替損失の低減を図りながら、円安（米ドル高）が進行した場合の追加的収益の獲得を目指す。

サブ・ファンド設定時の為替水準と比べて円安（米ドル高）が強まるほど、サブ・ファンドが獲得できる追加的収益は大きくなる。ただし、円安（米ドル高）時に獲得できる追加的収益の水準は、為替水準、サブ・ファンドの信託期間終了までの期間およびその他の様々な要因により変化する。

一般的に、サブ・ファンドの信託期間中は、信託期間終了時と比べて、当該追加的収益が円安（米ドル高）傾向を追従する程度は低くなる。また、当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時の受益証券1口当たり純資産価格に基づくものとなる。

サブ・ファンドは、円高（米ドル安）時の為替損失の低減を図るが、完全に為替リスクを排除することはできない。為替戦略の構築・維持にはコストがかかり、サブ・ファンドのパフォーマンスの低下要因となる。

＜サブ・ファンドの特色＞

特色 1

サブ・ファンドは、新興国を含む海外の高利回り社債^{*1}を主要投資対象とし、信用リスクに配慮しつつ相対的に利回りが高いと判断される銘柄に投資する投資先ファンドへの投資を通じて、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指す。

- サブ・ファンドは、投資先ファンドの米ドルヘッジクラスへの投資を通じて、海外の高利回り社債等に投資を行う。投資先ファンドは、ケイマン諸島籍外国投資信託であり、投資先ファンドの投資運用会社は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（以下「MSIM」という。）である。投資先ファンドは、日本企業の発行した債券または円建の債券には投資しない。
- 投資先ファンドは、主としてB-格相当以上^{*2}の高利回り社債に投資を行う。原則として、CCC+格相当以下^{*2}の債券には投資を行わない（保有している債券が格下げされた場合を除く。）。

*1 「高利回り社債」とは、格付機関による格付がBB+格相当以下^{*2}の社債をいう。

*2 スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社およびフィッチ社の格付のうち最も高い格付が適用される。また、これら3格付機関のいずれも格付を付与していない場合には、MSIMが、同等の信用格付状況にあるかを判断する。以下同じ。

特色 2

サブ・ファンドは、信託期間が約5年の単位型の投資信託である。

投資先ファンドを通じて投資する高利回り社債等は、サブ・ファンドの信託期間終了前に満期を迎える短期の債券^{*3}に限る。

- サブ・ファンドの信託期間は、原則として、平成25年9月18日から平成30年9月28日までである。
- 投資先ファンドは、信託期間終了前に満期を迎える短期の債券に投資を行い、当該債券を償還まで保有することを基本戦略とし^{*4}、投資先ファンド（ひいてはサブ・ファンド）の信託期間終了時の金利変動リスクの低減を図る。
- 投資先ファンドによる再投資については、原則として高利回り社債に投資するが、市況動向や資金動向、残存信託期間等を勘案し、投資先ファンドの信託期間終了前に満期を迎える投資適格社債^{*5}等で運用することがある。

*3 「短期の債券」とは、投資先ファンドおよびサブ・ファンドの信託期間（約5年）終了前に満期を迎える債券をいい、満期までの期間が1年未満の債券に限らない。

*4 保有している債券のデフォルト・リスクが高まったとMSIMが判断した場合や、保有している債券がBBB-格相当以上^{*2}に格上げされた場合には、投資先ファンドは、当該債券の償還を待たずに途中売却することがある。

*5 「投資適格社債」とは、格付機関による格付がBBB-格相当以上^{*2}の社債をいう。

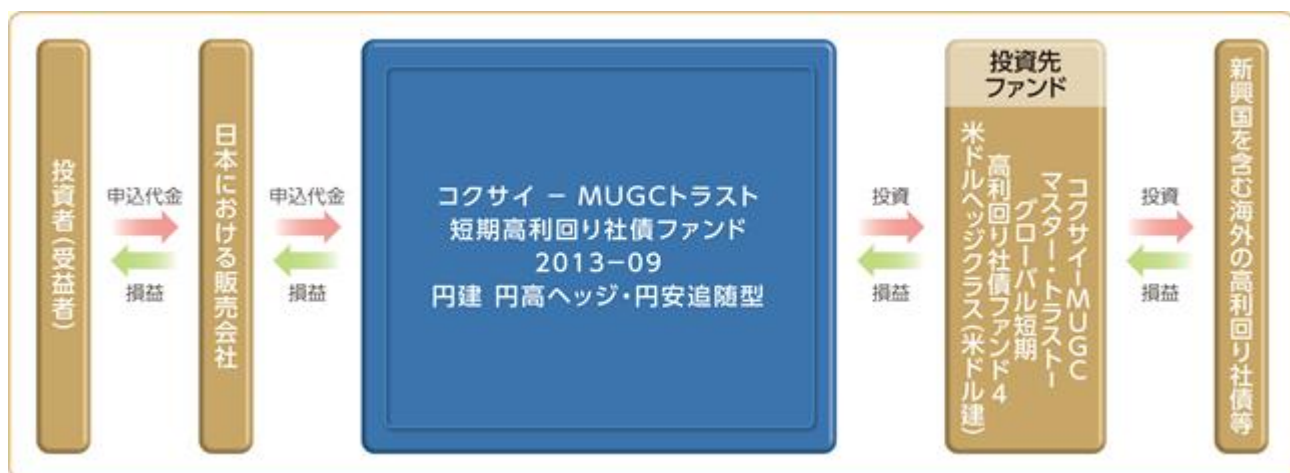
特色 3

保有する外貨建資産について、派生商品等を活用して為替戦略を構築し、円高（米ドル安）時の損失低減を図りながら、円安（米ドル高）が進行した場合の追加的収益の獲得を目指す。

- サブ・ファンド設定時の為替水準と比べて円安（米ドル高）が強まるほど、獲得できる追加的収益は大きくなる^{*6}。
- 円高（米ドル安）時の損失低減を図るが、完全に為替リスクを排除することはできない。
- 為替戦略の構築にはコストがかかり、サブ・ファンドのパフォーマンスの低下要因となる。

*6 円安（米ドル高）時に獲得できる追加的収益は、為替水準や信託期間終了までの期間等の要因により変化する。一般的に、信託期間中は、信託期間終了時と比べて、当該追加的収益が円安（米ドル高）傾向を追随する程度は低くなる。当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時の元本相当額（受益証券1口当たり純資産価格）に基づくものとなる。

<サブ・ファンドの仕組み>



（２）【投資対象】

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべてを投資先ファンド受益証券に投資することを企図している。投資先ファンドの概要は、以下のとおりである。

投資先ファンドの投資目的

投資先ファンドの投資目的は、後記の「基本方針」に従い、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）に主として投資することにより、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。

基本方針

- ・投資目的を達成するため、投資先ファンドは、信用リスクに配慮しつつ相対的に利回りが高いと判断される債券に投資することを企図している。
- ・投資先ファンドは、基本戦略として「バイ・アンド・ホールド」の投資戦略（注１）をとるものとする。

（注１）「バイ・アンド・ホールド」の投資戦略とは、投資先ファンド（ひいてはサブ・ファンド）の償還時の金利変動リスクの低減を図るため、投資先ファンドの信託期間終了前に満期を迎える短期の債券に投資を行い、当該債券を償還まで保有することをいう。ここでいう「短期の債券」とは、投資先ファンド（およびサブ・ファンド）の信託期間（約５年）終了前に満期を迎える債券をいい、満期までの期間が１年未満の債券に限るものではない。

- ・保有している債券のデフォルト・リスクが高まったとMSIMが判断した場合、または、保有している債券がBBB一格相当以上に格上げされ「投資適格社債（注２）」の分類に含まれることとなった場合、投資先ファンドは当該債券を償還前に途中売却することがある。

（注２）「投資適格社債」とは、BBB一格(スタンダード・アンド・プアーズ社、フィッチ社)／Baa3格(ムーディーズ社)以上の格付が付与された社債（格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）、または、これら３格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資先ファンド投資運用会社が同等の信用格付状況にあると判断するものをいう。

- ・投資先ファンドは、その信託期間を通じて、原則として主に高利回り社債に投資することを企図している。ただし、再投資においては、市況動向や資金動向、投資先ファンドの残存信託期間等を勘案し、投資先ファンドの信託期間終了前に満期を迎える投資適格社債等で運用することがある。

投資先ファンドの主な投資指針および投資制限

- ・投資先ファンドは、主としてB一格（スタンダード・アンド・プアーズ社、フィッチ社）／B3格（ムーディーズ社）相当以上の格付を付与された高利回り社債（格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）に投資する。なお、これら３格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資先ファンド投資運用会社が同等の信用格付状況にあるかを判断する。
- ・投資先ファンドは、原則として、CCC＋格（スタンダード・アンド・プアーズ社、フィッチ社）／Caa1格（ムーディーズ社）相当以下の格付を付与された高利回り社債（格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）には投資しない（ただし、保有している債券が格下げされた場合を除く。）。なお、これら３格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資先ファンド投資運用会社が同等の信用格付状況にあるかを判断する。
- ・投資先ファンドは、デフォルトした債券には投資しない。投資先ファンドは、保有している債券がデフォルトした場合、投資先ファンド投資運用会社の決定に基づき、投資先ファンドが終了するまでに当該債券を売却する。

- ・投資先ファンドは、投資先ファンド投資運用会社の意見により、投資可能な適切な高利回り社債または投資適格社債に投資できない場合には、米国国債に投資することができる。
- ・投資先ファンドの償還日の1年前まで、現金および短期金融商品を除いた投資対象の総割合は、投資先ファンドの純資産価額の80%以上とする。
- ・地域に関する指針
米国以外の発行体によって発行された債券の割合は、購入時点で、投資先ファンドの純資産価額の70%以下とする。
- ・セクターの分散化
米国国債を除く一つの産業セクターの割合は、購入時点で、投資先ファンドの純資産価額の35%以下とする。
- ・信用（発行体）の分散化
単一の発行会社により発行された社債の割合は、購入時点で、投資先ファンドの純資産価額の5%以下とする。
- ・投資先ファンドは、日本企業が発行した債券に投資しない。
- ・投資先ファンドは、円建の債券に投資しない。
- ・投資先ファンドは、公的銀行ローンに投資しない。
- ・株式への直接投資は禁止される。
- ・ワラント債への直接投資は禁止される。

投資先ファンドの通貨エクスポージャーに対するヘッジ方針

米ドル以外の通貨建債券の割合は、投資先ファンドの純資産価額の50%以下とする。

投資先ファンドの米ドル以外の通貨エクスポージャーは、投資先ファンド投資運用会社により、投資先ファンドにおいて米ドルに対して為替ヘッジが行われる。

投資先ファンドの関係法人

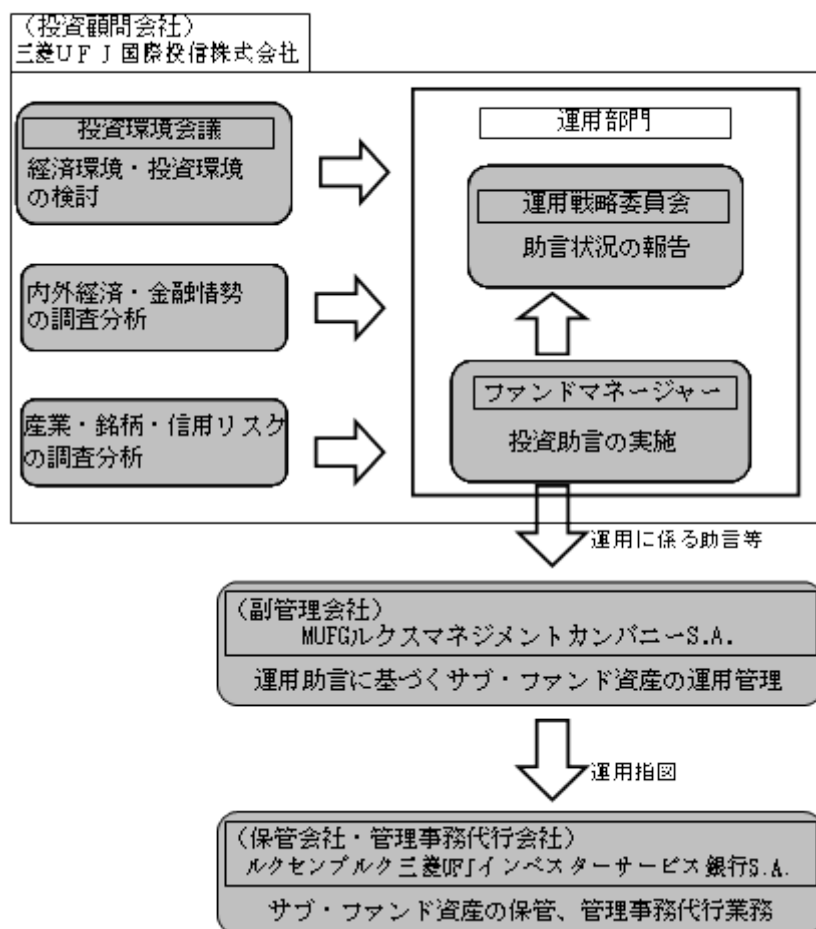
管理会社・管理事務代行会社：ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

受託会社： エリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド
(Elia Trustee (Cayman) Limited)

投資運用会社： モルガン・スタンレー・インベストメント・
マネジメント・インク

（３）【運用体制】

管理会社は、副管理会社との間で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約を締結し、同契約に基づき、副管理会社がサブ・ファンド資産の運用管理を行う。副管理会社は、投資顧問会社との間で投資顧問契約を締結し、同契約に基づき、投資顧問会社は、副管理会社に対して運用に係る助言等を実施する。副管理会社は、投資顧問会社からの助言を受け、サブ・ファンド資産に関する運用指図を行う。



投資顧問会社における各会議の役割・機能

会議	役割・機能
投資環境会議	投資環境会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行う。
運用戦略委員会	運用戦略委員会を開催し、助言状況の報告を行う。

（４）【分配方針】

受益者に対する分配は原則として行われない予定である。

なお、投資先ファンドについて、投資先ファンドの管理会社は、現在のところ、分配を行うことを予定していない。

（５）【投資制限】

以下の投資制限および借入制限が、サブ・ファンドの資産の運用に適用される。

- (i) 空売りを行った証券の時価総額は、いつの時点においてもサブ・ファンドの純資産価額を超えてはならない。
- (ii) 残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止される。ただし、合併等の特別事態により一時的に当該10%の制限を超える場合にはこの限りではない。

- (iii) サブ・ファンドは、一発行会社の株式取得の結果、管理会社の運用するすべての投資信託およびすべてのミューチュアル・ファンド（サブ・ファンドを含む。）の全体において、保有する株式の議決権の総数がかかる発行会社の株式の議決権の50%を超える場合、かかる発行会社の株式を取得しない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。上記比率は、買付時に計算されるかまたは時価によることができる。
- (iv) サブ・ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産にサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（随時改正および改訂される。）により要求される価格の透明性を確保する適切な措置が講じられている場合を除く。上記比率は買付時に計算されるかまたは時価によることができる。
- (v) 投資対象の購入、投資および追加の結果、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産がサブ・ファンドの資産額の50%超を構成することとなる場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- (vi) 管理会社またはその他第三者の利益のために管理会社により行われる取引等の受益者保護に反するまたはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変動、再編もしくは合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用ある投資制限のいずれかに違反した場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に実行可能な措置を講じる。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

受益証券への投資は、高度のリスクを伴うものであり、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資者によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証や、サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資はリスクを伴う。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が達成される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負担する能力を有する、投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドは債務証券に集中的に投資するため、一部のポートフォリオによる投資には不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象および組入有価証券に関する言及は、サブ・ファンドの投資対象および組入有価証券に関する複合的リスクについて言及するものである。以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストではないが、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に検討、評価されるべきである。

① サブ・ファンドの主なリスク要因

以下は、主要なリスク要因および勘案事項であるが、すべてのリスク要因および勘案事項の完全なリストではなく、また、リスク要因および勘案事項は以下に限定されない。

サブ・ファンドは、投資先ファンドに投資を行うため、投資先ファンドに付随するリスク要因は、サブ・ファンドにも影響する。

受益証券1口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下する。また、組入有価証券の発行体の経営または財務の状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受ける。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資者は、受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがある。運用による損益はすべて投資者に帰属する。

サブ・ファンドに対する投資には、高度のリスクが伴う。サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、受益者が自己の投資額のすべてまたは実質的にすべてを失わないという保証もない。

為替変動リスク

投資先ファンドは米ドル建であるが、米ドル以外の多様な通貨建の資産に投資を行うことができる。投資先ファンドの米ドル以外の通貨建の組入資産については、投資先ファンドにおいて原則として対米ドルで為替ヘッジが行われ、為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替変動リスクを排除することはできない。米ドル金利がかかる組入資産の基準通貨の金利よりも低い場合、投資先ファンドは、その金利差相当分のヘッジコストを負担することとなり、投資先ファンド受益証券の1口当たり純資産価格（ひいてはサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格）の下落要因となる。

また、サブ・ファンドは円建であり、投資先ファンドは米ドル建である。サブ・ファンドにおいて原則として対円で為替ヘッジが行われ、為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替変動リスクを排除することはできない。円金利が米ドル金利よりも低い場合、サブ・ファンドは、その金利差相当分のヘッジコストを負担することとなり、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

更に、サブ・ファンドは、円安（米ドル高）が進行した場合の追加的収益の獲得を目的として、為替に係る派生商品に投資する。為替に係る派生商品の時価は、円に対する米ドルの水準に加え、金利や残存期間、変動率（ボラティリティ）の変化等により変動する。サブ・ファンドは、為替に係る派

生商品の時価の変動により損失を被ることがある。円安（米ドル高）となった場合でも、為替市場の値動きから想定されるほどには収益が得られないことがある。

金利変動リスク

サブ・ファンドが実質的に投資している債券の基準通貨の金利水準が上昇（低下）した場合、一般的に債券価格は下落（上昇）し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション^(注)が長いほど大きくなる。また、高利回り社債（ハイ・イールド社債）は、市況等の投資環境および発行体の業績等が変化した場合、その価格が大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。

（注）「デュレーション」とは、金利変動に対する債券価格の変動性を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなる。

信用リスク（デフォルト・リスク）

サブ・ファンドが実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力の変化等に伴う格付（信用度）の変更や変更の可能性によって債券価格が大きく変動し、これにより受益証券1口当たり純資産価格が大きく変動することがある。また、サブ・ファンドが実質的に投資している有価証券の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化により、受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがある。一般的に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性が高くなる。更に、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能となるリスクをいう。例えば、市況動向、有価証券等の流通の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を実勢時価よりも低い価格で売却しなければならないことがあり、かかる場合には、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となることがある。一般的に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができないことがある。

また、サブ・ファンドが用いる為替に係る派生商品は特定の取引相手方との相対取引であるため、投資環境によっては、理論価格よりも大幅に不利な価格でしか売買できないことがある。

償還日が近づくにつれリターンが低下しうるリスク

サブ・ファンドが実質的に投資する債券は、投資先ファンドの信託期間終了前に満期を迎える債券に限定される。投資先ファンドは、当初投資した債券の償還後、投資先ファンドの信託期間終了前に満期を迎える適切な債券への投資が可能である場合、その資産を当該債券に再投資する。当該債券は、投資先ファンドが当初投資した債券に比べ、短期かつ低利回りのものである可能性がある。その結果、償還日が近づくにつれ投資先ファンドの利回りが低下することがある。

新興市場投資に関わるリスク

投資先ファンドは、「新興市場」に所在する発行体の証券に投資することができる。また、投資先ファンドは、「新興国」の通貨に関する取引を含む外国為替予約取引および直物為替先渡取引を行うことができる。新興市場への投資は、一般的に先進国に比べて画一的かつ未成熟な経済構造を有すること、および先進国に比べて不安定と予想されうる政治体制を有することによるリスクを含む、先進国への投資には伴わないリスクを伴う。投資に影響を与えることがある新興市場のその他の特徴には、国策により、関連する国家利益に対する影響が大きいとみなされる発行体または産業への外国人による投資を制限することがあること、また民間投資および対外投資ならびに私有財産を管理する成熟した体制が存在しないことが含まれる。更に、新興市場に所在する発行体の証券の市場規模が通常小さいこと、またかかる証券の取引量が少ないかまたは全く取引されない可能性があることにより、当該証券について流動性が欠如し、また価格の変動性が高いことがある。

純資産価額の計算

純資産価額は、ルクセンブルグにおいて一般に公正と認められた会計原則、または受託会社が随時書面により合理的に指定する一般に公正と認められた会計原則もしくは会計基準に従って決定される。サブ・ファンドの特定の投資（直接的かまたは間接的かを問わない。）について、正確な評価であると受託会社またはその委託先が合理的に考えた価格が後日不正確であったと判断された場合、受託会社またはその委託先のいずれも何ら責任を負わない。

多額の買戻しの影響

短期間における多額の買戻しがあった場合、サブ・ファンドの取引ポジションの相当部分を著しく不利な条件で清算することが必要となることがある。

受託会社および管理会社の限定的な役割

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの運営のあらゆる面につき最終的な権限を有する。しかし、かかる活動を管理する管理会社の能力は、限定的なものである。管理会社の役割は、サブ・ファンドの投資活動に対する監督であり、かかる投資活動に対する積極的な関与ではない。

法的、税務上および規制上のリスク

サブ・ファンドの存続期間中に法的、税務上および規制上の変更が生じる可能性があり、かかる変更は、サブ・ファンドに対して悪影響を及ぼすことがある。例えば、デリバティブ商品の規制環境および税務環境は進展しており、デリバティブ商品に対する規制上または税務上の変更は、サブ・ファンドが保有するデリバティブ商品の価値およびサブ・ファンドがその取引戦略を追求する能力に対して悪影響を及ぼすことがある。同様に、高レバレッジの投資者に対する規制環境も進展しており、高レバレッジの投資者に対する直接的または間接的な規制上の変更は、サブ・ファンドがその取引戦略を追求する能力に悪影響を及ぼすことがある。

損失リスク

サブ・ファンドに対する投資には、投資額のすべてが失われる可能性を含む、高度のリスクが伴う。

保証がないこと

サブ・ファンドの資産についての投資目的または投資戦略の実行が、受益者に損失を与える結果を招くことはないという保証はない。

サブ・ファンドは最近に設立され、運用歴が限定的であること

サブ・ファンドは最近に設立されており、その運用実績は限定的である。

取引相手方およびブローカー

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの委託先が取引または投資する金融機関および取引相手方（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するために取引相手方に対して担保を差し入れることがある。

法律顧問

受託会社、管理会社ならびにそれらの委託先および／または関連会社の一部（以下、総称して「ファンド当事者」という。）は、助言をする法律顧問（複数の場合もある。以下、総称して「顧問」という。）を雇用している。顧問はまた、その他のファンド関係当事者の法律顧問として行為することもある。ファンド関係当事者の代表に関連して、顧問は、受益者を代表しない。いずれの独立法律顧問も受益者を代表するためにサブ・ファンドにより雇用されているものではない。

補償リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、投資顧問会社、監査人およびその他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々は、一定の状況において、サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。

通貨リスクおよび通貨ヘッジのリスク

投資顧問会社は、管理会社に対し、サブ・ファンドの米ドル・エクスポージャーの、サブ・ファンドの参照通貨（円）に対するヘッジについて助言を行う。ヘッジには、ヘッジを行う取引相手方によるデフォルトの可能性を含む特別なリスクが伴う。更に、ヘッジ対象通貨の価値が米ドルに対して減

少し、これにより損失を被ることがある。投資顧問会社は、実行可能とみなす方法で為替レートのリスクに関するヘッジ取引を行うための助言を行う。サブ・ファンドが為替レートのリスクに対して十分にヘッジするための助言を投資顧問会社が行わなかった場合、当該ヘッジは、当該通貨間の為替レートの変動に対して部分的な保護のみを提供することとなり、サブ・ファンドがかかるポジションに関して十分にヘッジされた場合よりも損失が大きくなることもある。

監査人の責任限定

ケイマン諸島の法律は、監査人が自らの責任を限定する能力を制限していないため、監査人と締結した監査契約書において、かかる責任限定が規定されることがあり、また、一定の場合に監査人を補償する規定が置かれることもある。

② 投資先ファンドに関するリスク

金利変動リスク

投資先ファンドが投資している債券の基準通貨の金利水準が上昇（低下）した場合、一般的に債券価格は下落（上昇）し、投資先ファンド受益証券の1口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーションが長いほど大きくなる。また、高利回り社債（ハイ・イールド社債）は、市況等の投資環境および発行体の業績等が変化した場合、その価格が大きく変動し、投資先ファンド受益証券の1口当たり純資産価格の変動要因となる。

信用リスク（デフォルト・リスク）

投資先ファンドが投資している債券の発行体の債務返済能力の変化等に伴う格付（信用度）の変更や変更の可能性によって債券価格が大きく変動し、これにより投資先ファンド受益証券の1口当たり純資産価格が大きく変動することがある。また、投資先ファンドが投資している有価証券の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化により、投資先ファンド受益証券の1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがある。一般的に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性が非常に高くなる。更に、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能となるリスクをいう。例えば、市況動向、有価証券等の流通の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を実勢時価よりも低い価格で売却しなければならないことがあり、かかる場合には、投資先ファンド受益証券の1口当たり純資産価格の下落要因となることがある。一般的に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができないことがある。

流動性の低い証券に対する投資先ファンドの投資は、かかる非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないことがあるため、投資先ファンドのリターンを減少させることがある。投資先ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の有価証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび／もしくは信用リスクを伴う証券に関わる場合、投資先ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

発行体リスク

有価証券の価額は、運用パフォーマンス、財務レバレッジおよび発行体の商品または業務提供に対する需要の低下等、発行体に直接関係する多数の理由により、下落することがある。

決済リスク

一部の外国市場における決済および清算手続は、米国、欧州連合（EU）および日本のものとは大きく異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、支払または証券の受渡しの遅延等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一部の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題により、投資先ファンドが取引を行うことが困難となることがある。投資先ファンドによる証券購入について決済をすることができずまたは決済が遅延する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンを得られないことがある。投資先ファンドによる証券売却について決済をすることができずまたは決済が遅延する場合、有価証券の価額がその後下落した場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に当該有価証券を売却することを契約していた場合には生じた損失について投資先ファンドに責任が生じることがある。

③ 戦略リスク

デリバティブ

投資先ファンドは、その投資対象をヘッジするため、またはリターンを強化することを目指して、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、投資先ファンドは、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴う。

・信用リスク

デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、投資先ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。

・レバレッジ・リスク

比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させることがあるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により、当初投資した金額を大きく超える損失を生じることがある。

・流動性リスク

一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在のその価値があると判断する価格において、売却することが困難または不可能となることがあるというリスク。

投資先ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的でデリバティブを利用することができる。ヘッジは、投資先ファンドが投資先ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティ

ブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場が投資先ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消失させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジはまた、デリバティブ価額の変動が投資先ファンドが期待したとおりにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクを伴い、かかる場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することもある。投資先ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能であり、もしくはヘッジ取引の費用負担が効率的であるという保証はない。投資先ファンドは、ヘッジの利用を義務付けられているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。投資先ファンドは、リターンの拡大を目指してデリバティブを利用することができるため、投資先ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合に比べて、投資先ファンドは、その投資により、より大きな前記のリスクを負担することとなる。リターンの拡大を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

ソブリン債務および企業債務

投資先ファンドは、ソブリン債務および企業債務に投資することがある。投資先ファンドは、レバレッジをかけられ、かつその他キャッシュ・フローに負担がかけられた、したがって高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に投資することができる。投資先ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったことのある、またはその他需要を失ったことのあるソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢全般の変化もしくは特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因、または法域内および／もしくは企業における特定の動向により悪影響を受けることがある。

相当なリスクを伴う新興市場債務

投資先ファンドは、新興国の企業債務（またはそれに関連する商品）に投資することができる。新興国の通貨および証券の価値は、当該国の政治的動向により大きく影響されることがある。更に、関連する国々の現政府が、国有化、収用、没収税もしくは規制の賦課、または利払に対する源泉徴収税の賦課を含む、投資先ファンドに不利な影響を与える可能性のある措置を取ることがある。

投資先ファンドが投資する国の多くは、このような政治的、経済的および／または社会的不安定に陥ったことがある。これらの多くの国々においては、自国通貨の価値が大幅に変動したこともある。こうした不安定性または変動が将来的に発生しない、または発生したとしてもそれらが投資先ファンドの運用成績に重大な悪影響を及ぼすことはないという保証はない。

多くの新興国の経済は、未だ近代的発展の早期の段階にあり、突発的かつ予想外の変化を生じうる。多くの場合、政府は経済に対し高い直接的支配力を保ち、突然かつ広範な影響を及ぼす措置を取ることがある。また、多くの新興国の経済は、少数の市場または単一の市場に大きく依存している。

多くの新興国は、インフラ面で盤石とはいえない。電気通信は一般に脆弱であり、銀行およびその他の金融システムは、あまり発達していないか、あまり規制されていない。多くの国において、国内貯蓄の供給が限られており、企業は運転資金の調達が困難であることがある。また、新興国は多額の対外債務を抱えていることもあり、それが経済の正常な機能に影響し、市場のパフォーマンスに対して悪影響を与えることがある。公正かつ経済合理性のある税制がないことが多いため、恣意的なまたは重い税金が突然課されるという付帯リスクが存在し、外国人投資家に対して不利な影響を及ぼすおそれがある。

新興国には、金利の大幅な変動が生じやすいほか、高インフレ期・高金利期が生じやすく、そうしたことが投資先ファンドに不利な影響を及ぼすことがある。投資先ファンドが購入した証券およびそれらに関して投資先ファンドが取引締結した商品について流動的な取引市場がないことがあり、そのため投資先ファンドがかかる証券を売却しまたは取引を終了することができないことがあり、それにより投資先ファンドが潜在的に無制限の損失を負うことがある。新興国証券の取引を行うために使われる仕組みは複雑であり、かかる仕組みがかかる法域で通常利用されているものであっても、多大なカウンター・パーティー（取引相手方）リスクを伴い、および／または現地の法律を遵守していない（もしくは遵守が明確でない）ことがある。一般に、新興国の会計、監査および財務報告基準は、より先進的な諸国で適用されるものと同等でなく、国によっては、実質的に投資家に対する支援とはな

らないことがある。新興国、関連する政府または企業体および一般的な経済指標に関する情報およびリサーチ（公式データを含む。）の入手可能性、質および信頼性は、先進市場への投資に関するものより低い傾向がある。新興国の会社の財務情報を公表する義務も限定的であることがある。

新興国に対する外国からの投資は制限されていることがある。これらの国の多くは通貨が交換できず、投資対象の価値は利用可能な為替レートの変動および為替管理規制に影響されることがある。したがって、利益の送金が制限されることがあり、投資先ファンドは、市場にアクセスするためおよび利益を送金するために、スワップ、パーティシペーション契約、ローンおよびその他の間接的投資手法を利用しなければならないことがある。更に、これらの国々の銀行システムは欧米の取引相手方ほど発展しておらず、これらの諸国内での資金の移転およびこれらの諸国からの金銭の送金について相当程度の遅れが生じることがある。

多くの新興国で、税法およびその他の法令が遡及的に適用されたことがあるという事実、多くの新興国の税法およびその他の法令の起草が不完全であり、解釈に委ねられている部分が非常に多く、かつ未公表または広く公布されていないことがあるという事実、デリバティブ契約およびその他の投資対象に関する利益および損失の課税上の取扱いが未だ整備されていないことがあるという事実、ならびに税法およびその他の法律の施行が予測不能かつ恣意的なことがあるという事実に伴う一定のリスクがある。

一部の新興国では国内会社の所有権およびコーポレート・ガバナンスを規制する法律（例えば、株式の大量買付けの開示または株主に対する一般募集を行うための過半数株主の開示の義務）は存在しないか、または少数株主に対する保護がほとんど付与されないことがある。開示および報告規制は、一般に、年次報告書および四半期報告書から目論見書の内容および交付要件に至るまで、最低限の場合から全く存在しない場合までである。詐欺取引防止およびインサイダー取引防止の制定法は一般に未発達である。株主の同意なく、既存の事業運営を終了し、自社の資産につき売却もしくはその他の処分を行い、または会社の価値に著しく影響を及ぼすその他の行為を行う経営陣の権限について、現地法上禁止または制限がないことがある。持分の希薄化に対する保護も非常に限定的であることがある。

一般に、経営陣または取締役側に会社または株主全体に対する信任義務の概念がない。株主権の侵害に対する救済は、株主代表訴訟またはクラス・アクション訴訟の制度がないため困難なことがある。一般に、新興国に関する取引の経費は先進国市場における相応する取引の経費よりも高く（著しく高いこともある。）、外国通貨を取得するための経費をも含むことがある。新興市場の有価証券への投資に係る追加的リスクには、(a) 流動性の欠如および価格の変動性、(b) 一定の業界への投資に関する制限的な国の方針、(c) 収用、国有化および没収的課税措置、(d) 政治的、社会的および財政的不安定性、ならびに(e)（サブ・ファンドは主に米ドル建資産に投資するものの）米ドルと新興国通貨との間の為替レートの変動が含まれる。

ソブリン債（米国国債のみ）

投資先ファンドは、米国国債に投資することができる。米国国債等のソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および／または利息を返済することができないかまたはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、そのキャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減するために、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることがある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および／または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるという当該第三者の約定が解除されることになることがあり、それ

により、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思が更に損なわれることがある。

結果として、政府機関が自己のソブリン債について不履行となることがある。

ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請されることがある。政府機関による不履行の場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないか全くないことがある。

変動の激しい市場

デリバティブ市場においては、一部の市場参加者の破産または政府による救済措置に関係して重大な混乱が生じたことがあり、また様々な政府介入に関する不確実性が存在する。かかる混乱および不確実性は、特に支払の遅滞または完全な不払い時の債務不履行に起因して、取引が期限前に終了された場合に、重大な損失をもたらすことがある。

取引相手方および保管リスク

投資先ファンドがオプション、スワップ、デリバティブもしくはシンセティック商品、先渡契約またはその他の店頭取引に投資を行う場合、投資先ファンドは、取引相手方の当事者に関する信用リスクおよび決済不履行のリスクを負担する。かかるリスクは、決済機関による保証、日々の値洗いおよび決済、ならびに仲介業者に適用される分別義務および最低資本要件により通常裏付けされる取引所での取引に付随するリスクとは大きく異なることがある。2当事者間で直接実行される取引は、かかる保護の恩恵を受けず、当事者は相手方不履行のリスクにさらされることがある。

投資先ファンドは、そのすべての有価証券の保管について管理しない。投資先ファンドの取引を決済する保管業者または仲介業者との取引に伴うリスクが存在する。保管会社または保管業者として選任されたその他の銀行または証券会社が支払不能に陥り、これにより、かかる保管業者により保有された資金または有価証券の全部または一部を投資先ファンドが失うことがある。

保管業者または仲介業者に預託される有価証券およびその他の資産は、投資先ファンドの資産として明確にまたは常に識別されないことがあり、したがって、投資先ファンドは、かかる当事者に関する信用リスクにさらされることがある。いくつかの法域においては、投資先ファンドの仲介業者の破産または財産管理の場合に、投資先ファンドがかかる仲介業者の無担保債権者にしかならないことがある。更に、かかる当事者の支払不能が発生した場合、その資産に対する投資先ファンドの権利の執行には、実務上のまたは時期的な問題が発生することがある。

リーマン・ブラザーズ・ホールディングスおよびその関連会社の破産および／または財産管理に関連して多くのヘッジファンドが被った近年の明らかに重大な損失は、デリバティブ取引および保管／仲介の取決めの両方に付随するリスクを例示するものである。多くのリーマン・ブラザーズの顧客は、その口座を凍結されており、これらの資金またはポジションへのアクセス不能は、損失を発生させ、かかるヘッジファンドによる特別の行為（純資産価額に係る償還の停止または当該資産のサイド・ポケットの宣言など）を引き起こしている。

資金調達の取決め／信用の利用可能性

近年の信用恐慌の間、銀行およびディーラーは、融資を大幅に縮小して担保要件を増加し、これにより多くのヘッジファンドが、ポジションの清算を強いられた。投資先ファンドが、その投資プログラムを追求しその目的を達成するために十分な資金調達を得ることができるとの保証はない。

非流動性

投資先ファンドが取引する市場の多くは、近年の信用恐慌において、著しい非流動性に直面した。

空売り

投資先ファンドは、自身が保有しない証券をその市場価格の下落を予想して売却する、いわゆる空売りの取引を行うことができる。空売りによる損失は、無限に発生する可能性がある。特に、投資先ファンドが空売りした証券の発行会社に関する株式公開買付けまたはこれに類する取引は、当該証券の価格を飛躍的に上昇させ、結果的に投資先ファンドに重大な損失をもたらすことがある。

先物取引の投機性および変動性

先物契約の価格は、大幅に変動することがある。先物契約の価格変動は、(i)需給関係の変化、(ii)天候、(iii)政府、農業、貿易、財政、金融および為替の管理計画および政策、(iv)国内外の政治的および経済的事由、ならびに(v)市場の投機熱および思惑等の要素に影響される。また、政府は、

一定の市場に随時介入する。更に、投資先ファンドは、純粹に投機的にかかる市場で取引を行う。投資先ファンドによる投機的な取引が、投資先ファンドにとって有益な取引となり、または投資先ファンドが重大な損失を被らないとの保証はない。

高度にレバレッジされる先物取引

先物取引においては、通常要求される当初証拠金が低額である（一般に、売買される契約価額の2%から15%の間である）ことから、極めて高度なレバレッジが生じることがある。したがって、比較的小さな価格変動が、投資先ファンドに直ちに多大な損失を与えることがある。他のレバレッジ投資と同様、取引により投資額を超える損失が発生することがある。レバレッジの利用は、投下資本利益率を大幅に向上させるが、投資先ファンドの投資ポートフォリオが被りうる悪影響を増大させることもある。

先物取引の非流動性

大部分の米国の商品取引所では、特定の先物契約の1日の価格変動につき、価格変動制限または値幅制限と称される規制を課すことにより制限している。値幅制限の存在は、特定の市場において流動性を低下させ、また事実上取引を縮小させることがある。特定の先物契約の価格が一旦値幅制限まで上昇または下落した場合、事実上、その先物ポジションを購入または売却することができなくなる。値幅制限は、流動性を低下させるものではあるが、それが日次ベースでのみ適用されることから、最終的な損失を限定するものではない。更に、先物契約の価格が値幅制限まで変動しなかった場合でも、当該先物契約の取引が少ない場合には、投資先ファンドが有利な価格で取引を執行することができないことがある。

非常権限の一環として、取引所または全米商品先物取引委員会（CFTC）が、特定の先物契約の取引を停止または制限し、特定の先物契約の即時清算または受渡しを命じ、または特定の先物契約について清算のための取引に限定することを命じることができる。また、為替レートを安定または固定させるために政府が介入を行い、影響を受ける通貨の取引が制限または実質的に排除されることがある。

先渡取引

投資先ファンドは、米国内外の銀行ならびに通貨ディーラーを通じた通貨等の特定の資産の取引について先渡契約を締結することができる。先渡契約は、将来において指定された数量の商品を指定期日以前に指定価格で売買する契約上の義務であり、したがって、先物契約と類似している。銀行およびディーラーは、かかる市場で取引主体として行動する。米国証券取引委員会（SEC）、CFTCおよび銀行当局はいずれも、現在、通貨先渡契約の取引を規制しておらず、米国外の銀行は、米国政府機関による規制を受けていない。先渡取引市場における取引参加者は、かかる契約のマーケット・メイクを行い続けることを要求されていない。先渡市場の特定の参加者が先渡契約の価格の値付を拒否した期間、または購入する用意のある価格と売却する用意のある価格とのスプレッドを異常に広くして価格を提示する期間があった。政府当局がクレジット・コントロールを課す場合、かかる先渡取引は、かかるクレジット・コントロールがない場合に投資先ファンド投資運用会社が推奨したであろうと想定される水準以下に制限され、投資先ファンドに損害をもたらす可能性がある。投資先ファンドは、その先渡取引において、投資先ファンドが取引を行う取引主体の不履行リスク、またはその先渡契約に関するかかる取引主体の履行不能リスクもしくは履行拒否リスクに服する。また、かかる取引主体に預託された投資先ファンドの資産は、通常、CFTCの規制を受ける商品ブローカーに預託された顧客資金に関してかかる商品ブローカーに課される要件と同一の分別要件により保護されない。ただし、投資先ファンドは、自己資本が充実した大手の銀行およびディーラーとの間においてのみ先渡取引を行うことを意図している。更に、投資先ファンド投資運用会社は、かかる市場において、投資先ファンドのために代理人を通じて取引の注文を行うことがある。よって、かかる当事者の倒産または破産により、投資先ファンドが損失リスクに服することがある。

モデル・リスク

投資先ファンド投資運用会社は、複製しようとしている複雑な金融市場または金融商品から抽出された限定された数量の変数に基づいた想定を含む多数のクオンタティブ・ファンダメンタル・モデルを採用することがある。これらの仮定の一つまたは全部が、過去の経験に裏付けされているか否かに

かわらず、時間の経過とともに不正確であると判明することがある。モデルの結果が市場の現実と相当程度異なり、大きな損失となることがある。

ヘッジ取引

投資先ファンドは、投資目的およびヘッジ目的双方のために、デリバティブ、オプション、金利スワップ、キャップおよびフロア、先物、ならびに先渡し取引などの様々な金融商品を利用することができる。ヘッジは、特別なリスク（取引の他方当事者の不履行の可能性、非流動性、および投資先ファンド投資運用会社による一定の市場動向に関する判断が不正確となる範囲について、ヘッジを利用することにより、ヘッジが利用されない場合よりも多額の損失をもたらすことがあるというリスクを含む。）を伴う。しかし、一定の投資ポジションについては、投資先ファンドは、市場変動に対して十分にはヘッジされていないことがあり、かかる場合、投資ポジションは、当該ポジションについて十分にヘッジされていた場合に比べて損失が大きくなるおそれがある。更に、投資先ファンドのポートフォリオは、常に、信用リスク（特定の有価証券に関する場合も特定の取引相手方に関する場合もある。）などヘッジ不可能な一定のリスクを負担することに注意すべきである。

④ リスク開示の制限

リスク要因の前記リストは、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な列挙または説明というわけではない。

受益者となる予定の者は、サブ・ファンドに関する本書全体および信託証書を読むべきであり、サブ・ファンドに投資を行うか否かを決定する前に自己の投資、法務、税務、会計およびその他のアドバイザーに相談するべきである。更に、サブ・ファンドの投資プログラムは時間の経過とともに展開し、変化するため、サブ・ファンドへの投資は更なる様々なリスク要因にさらされることがある。

(2) リスクに対する管理体制

副管理会社は、サブ・ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、サブ・ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的に独立しており、更に、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 海外における申込手数料
該当事項なし。
- ② 日本国内における申込手数料
該当事項なし。

（２）【買戻し手数料】

- ① 海外における買戻し手数料
買戻し手数料は、課されない。
- ② 日本国内における買戻し手数料
買戻し手数料は、課されない。

（３）【管理報酬等】

サブ・ファンドの管理報酬等は、合計で純資産価額の年率1.26%である。ただし、最低年間報酬が適用される場合がある。なお、後記の投資先ファンドに係る報酬等と合わせ、実質的には純資産価額の年率1.70%程度の報酬等を負担することとなる。

① 管理報酬（副管理報酬を含む。）および管理事務代行報酬

管理会社兼管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.13%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領した自身の報酬から、副管理会社の報酬を支払う。

管理報酬（副管理報酬を含む。）は、信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われる。管理事務代行報酬は、管理事務代行契約に基づく管理事務代行業務の対価として、管理事務代行会社に支払われる。

平成29年11月30日に終了した会計年度中の管理報酬（副管理報酬を含む。）および管理事務代行報酬は、943,698円であった。

② 保管報酬

保管会社は、合意済の取引手数料の支払を受領する権利を有し、また、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

保管報酬は、保管契約に基づく保管業務の対価として、保管会社に支払われる。

平成29年11月30日に終了した会計年度中の保管報酬は、支払われていない。

③ 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.42%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

投資顧問報酬は、投資顧問契約に基づく投資顧問業務の対価として、投資顧問会社に支払われる。

平成29年11月30日に終了した会計年度中の投資顧問報酬は、3,059,973円であった。

④ 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬（ただし、サブ・ファンドに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

その報酬に加え、受託会社は、サブ・ファンドに関する終了手数料を受領する権利を有し、また、信託証書に基づきサブ・ファンドに関する自らの義務の履行にあたり負担したすべての立替費用について、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

受託報酬は、信託証書に基づく受託業務の対価として、受託会社に支払われる。

平成29年11月30日に終了した会計年度中の受託報酬は、1,129,956円であった。

⑤ 販売報酬

日本における販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.60%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

販売報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、日本における販売会社に支払われる。

平成29年11月30日に終了した会計年度中の販売報酬は、4,356,057円であった。

⑥ 代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われる。

平成29年11月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、726,005円であった。

（４）【その他の手数料等】

① 設立費用

平成29年11月30日に終了した会計年度中のサブ・ファンドの設立に関する費用は、0円であった。サブ・ファンドの設立および終了の費用は、サブ・ファンドにより負担される。

② その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデュー・ディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資関連費用は、受託会社によってサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用（弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等）、投資報酬ならびに仲介報酬を含むファンドまたはサブ・ファンドの直接的な運営費用も、サブ・ファンドの資産から支払われる。ただし、サブ・ファンドのみに割り当てることができない費用については、受託会社はその裁量により公平と考える基準に基づき、複数のサブ・ファンド間で比例按分される。

以上に類似し、管理会社がサブ・ファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理事務費用（受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。）がサブ・ファンドの資産から支払われる。

サブ・ファンドは、管理会社が負担する費用を除き、そのすべての費用を支払う。

なお、投資先ファンド受益証券について申込手数料または買戻し手数料は課されない。

平成29年11月30日に終了した会計年度中のその他の運営費用は、18,280,641円であった。

③ 投資先ファンドに係る報酬および費用

投資先ファンドに係る報酬等は、合計で純資産価額の年率0.44%である。ただし、最低年間報酬が適用される場合がある。

（イ）受託報酬

投資先ファンドの受託会社は、投資先ファンドの純資産価額の年率0.02%の報酬（ただし、最低年間報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（ロ）投資運用報酬

投資先ファンド投資運用会社は、投資先ファンドの純資産価額の年率0.42%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（ハ）設立費用

投資先ファンドの設立および投資先ファンド受益証券の当初発行にかかる費用は、投資先ファンドから支払われ、1年で償却される。

（ニ）その他の運営費用

投資先ファンドが負担するその他の費用には、以下のものが含まれる。

（i）投資先ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金。

- (ii) 投資先ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- (iii) 投資先ファンドの登録・名義書換・所在地事務代行会社および支払事務代行会社に対する報酬および合理的な額の実費。
- (iv) 投資先ファンドの受益者の利益のための業務執行中に投資先ファンドの受託会社、管理会社または保管会社が支払った法律関係費用。
- (v) 次の費用を含む管理費用。
 - ・投資先ファンドの受益証券の券面または確認書を作成および印刷する費用。
 - ・投資先ファンドまたは投資先ファンドの受益証券の募集に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含む。）に対し信託証書ならびに届出書、目論見書および説明書を含む投資先ファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
 - ・前記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な受益者を含む投資先ファンドの受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用。
 - ・会計、記帳および毎日のサブ・ファンドの純資産総額の計算に要する費用。
 - ・投資先ファンドの受益者への通知・公告を作成しかつ配布する費用。
 - ・弁護士および監査人の報酬。
 - ・日本の適用法上および各国の証券業協会の諸規則上、投資先ファンドの管理会社が作成を要求される書類の作成に要するその他の費用。
 - ・以上に類似し、投資先ファンドの管理会社が投資先ファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理費用。投資先ファンドの受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、投資先ファンドの資産の順序で控除される。その他の経費は、5年を超えない期間にわたり償却することができる。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に合計額および上限額ならびにこれらの計算方法を示すことができない。

手数料および費用等の合計額および上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

（Ａ）日本

平成30年４月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

Ⅰ サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- ① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- ② 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- ③ 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%。平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- ④ 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年１月１日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- ⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%。平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

- ⑥ 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなる。
- ⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅱ サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- ① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

② 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

③ 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。IIにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

④ 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

⑥ 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなる。

⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

III サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在の制定法の下において、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請し、これを取得した。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課されない。ファンドに關す

る年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、手数料は年間約610米ドル（約64,806円）である。信託証書につき、50米ドル（約5,312円）の印紙税が課された。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する手数料は、現行の料率によると、年間3,650米ドル（約387,776円）である。

(C) ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換を改善するため、米国を相手方とする政府間協定（以下「米国IGA」という。）に調印している。またケイマン諸島は、80か国以上とともに、金融口座情報の自動的交換に係るOECD基準、すなわち共通報告基準（以下、「CRS」といい、米国IGAとあわせて、「AEOI」という。）を実施するための多国間所轄庁協定にも調印した。

米国IGAおよびCRSを施行するケイマン諸島の規則が発布されている（以下、「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に従い、ケイマン諸島の税務情報局（以下「税務情報局」という。）は、米国IGAおよびCRSの適用に関する指針を公表している。

ケイマン諸島の「金融機関」は全て、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守することが求められる。ただし、1つまたは複数のAEOI制度に関して「報告外金融機関」（関連するAEOI規則に定義される。）として認められる例外規定に依拠することができる場合を除き、この場合、CRSに基づく登録要件のみ適用される。ファンドおよび各サブ・ファンドは報告外金融機関に係る例外規定に依拠しない提案を行っておらず、したがってAEOI規則の全ての要件を遵守する予定である。

AEOI規則は、ファンドおよび各サブ・ファンドに対し、とりわけ（i）内国歳入庁（以下「IRS」という。）への登録、国際仲介者証明（以下「GIIN」という。）の取得（ただし、米国IGAについてのみ）、（ii）税務情報局への登録およびこれに伴う「報告金融機関」としての資格の通知、（iii）CRSに基づく報告金融機関の義務にどのように対処するかを規定する、書面による方針および手順を採用および実施し、（iv）「報告対象口座」に該当するかを識別するための、保有口座に対するデュー・ディリジェンスの実施、ならびに、（v）税務情報局に対する当該報告対象口座の情報提供を義務付けている。税務情報局は、毎年、報告を受けた情報を当該報告対象口座に関連する海外の財務当局（例えば、米国の報告対象口座であればIRS）に対し自動的に転送する。

サブ・ファンドに対して課税される可能性のある源泉徴収税については、米国の税務開示制度も参照されたい。

投資者は、サブ・ファンドに投資し、および／または継続投資することにより、サブ・ファンドに対する追加的な情報提供が必要となる可能性があること、サブ・ファンドによるAEOI規則の遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、ならびに海外の財務当局との間で投資者情報が交換される可能性があることを認めているものとみなされる。投資者が要求された情報を提供しない場合（それによって生じる結果にかかわらず）、受託会社は、対象となる投資者の強制買戻しを含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

当該対応措置または救済措置によって影響を受ける投資者は、受託会社がまたは受託会社のために、米国IGAもしくはCRS、AEOI規則またはこれらに基づく関連規則を遵守するために行った対応措置または救済措置の結果について、受託会社（またはその代理人）に対して、いかなる損害賠償または債務の請求も行うことはできない。

(D) その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

＜サブ・ファンド＞

（平成30年3月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	476,780,224	91.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		44,519,692	8.54
合計（純資産価額）		521,299,916	100.00

（注1）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの純資産価額および1口当たり純資産価格は取引日（評価日）に計算される。したがって、「5 運用状況」および後記「第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」における数値は、特段の記載のない限り、取引日（評価日）ベースの数値である。

（参考情報）

＜投資先ファンド＞

（平成30年3月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
国債（ソブリン債）	アメリカ合衆国	8,725,096.88	55.78
社債（公募）	アメリカ合衆国	3,975,540.58	25.42
	ルクセンブルグ	717,750.00	4.59
社債（私募）	アメリカ合衆国	781,025.00	4.99
	オランダ	701,750.00	4.49
	イギリス	650,006.50	4.16
	アイルランド	326,290.26	2.09
社債（中間債券）	フランス	175,178.50	1.12
	アメリカ合衆国	174,768.99	1.12
小計		16,227,406.71	103.75
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		－586,409.11	－3.75
合計（純資産価額）		15,640,997.60 (約1,662百万円)	100.00

（注）投資比率とは、投資先ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****＜サブ・ファンド＞****（平成30年３月末日現在）**

順位	銘柄名	発行地	数量	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
				単価	合計	単価	合計	
1	コクサイ－MUGCマスター・トラスト－グローバル短期高利回り社債ファンド４	ケイマン諸島	39,038	9,902.95	386,591,549	12,213.23	476,780,224	91.46

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（参考情報）**＜投資先ファンド＞****（平成30年３月末日現在）**

順位	銘柄名	種類	発行地	償還日	利率（％）	数量	額面金額（米ドル）		簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
							単価	合計	単価	合計	単価	合計	
1	US TREASURY N/B	ソブリン債	アメリカ合衆国	2018/9/15	1.000	8,760,000.00	1.00	8,760,000.00	1.00	8,721,024.22	1.00	8,725,096.88	55.78
2	EMC CORP	社債（公募）	アメリカ合衆国	2018/6/1	1.875	910,000.00	1.00	910,000.00	1.00	906,850.36	1.00	907,624.89	5.80
3	UAL CORP	社債（公募）	アメリカ合衆国	2018/6/1	6.375	850,000.00	1.00	850,000.00	1.03	872,933.00	1.01	854,802.52	5.47
4	US AIRWAYS GROUP	社債（公募）	アメリカ合衆国	2018/6/1	6.125	759,000.00	1.00	759,000.00	1.04	789,630.43	1.01	762,848.16	4.88
5	GENWORTH FIN INC	社債（公募）	アメリカ合衆国	2018/5/22	6.510	750,000.00	1.00	750,000.00	1.02	765,717.46	1.00	750,195.01	4.80
6	MALLINCKRODT INT	社債（公募）	ルクセンブルグ	2018/4/15	3.500	725,000.00	1.00	725,000.00	0.98	711,042.05	0.99	717,750.00	4.59
7	NXP BV/NXP FUNDI	社債（私募）	オランダ	2018/6/1	3.750	700,000.00	1.00	700,000.00	0.99	690,857.33	1.00	701,750.00	4.49
8	NAI ENTERTAINMT	社債（私募）	アメリカ合衆国	2018/8/1	5.000	700,000.00	1.00	700,000.00	1.01	708,555.56	1.00	701,400.00	4.48
9	DISH DBS CORP	社債（公募）	アメリカ合衆国	2018/4/1	4.250	700,000.00	1.00	700,000.00	1.03	718,364.50	1.00	700,070.00	4.48
10	CEVA GROUP PLC	社債（私募）	イギリス	2018/5/1	4.000	650,000.00	1.00	650,000.00	0.94	610,875.00	1.00	650,006.50	4.16
11	SMURFIT KAPPA AQ	社債（私募）	アイルランド	2018/9/15	4.875	325,000.00	1.00	325,000.00	1.00	326,218.75	1.00	326,290.26	2.09
12	BNP PARIBAS	中間債券	フランス	2018/8/20	2.700	175,000.00	1.00	175,000.00	1.01	176,576.75	1.00	175,178.50	1.12
13	AMERICAN EXPRESS	中間債券	アメリカ合衆国	2018/7/31	1.800	175,000.00	1.00	175,000.00	1.00	175,381.50	1.00	174,768.99	1.12
14	GIBSON BRANDS	社債（私募）	アメリカ合衆国	2018/8/1	8.875	100,000.00	1.00	100,000.00	1.03	103,369.73	0.80	79,625.00	0.51

（注）投資比率とは、投資先ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

②【投資不動産物件】

＜サブ・ファンド＞

該当事項なし（平成30年3月末日現在）。

（参考情報）

＜投資先ファンド＞

該当事項なし（平成30年3月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

＜サブ・ファンド＞

該当事項なし（平成30年3月末日現在）。

（参考情報）

＜投資先ファンド＞

該当事項なし（平成30年3月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記会計年度末および平成30年３月末日前１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額	１口当たり純資産価格
	(円)	(円)
第１会計年度末 (平成26年11月末日)	3,458,663,472	10,815
第２会計年度末 (平成27年11月末日)	1,374,558,648	11,031
第３会計年度末 (平成28年11月末日)	1,036,138,788	10,521
第４会計年度末 (平成29年11月末日)	610,267,362	10,279
平成29年４月末日	694,973,819	10,339
５月末日	683,097,941	10,316
６月末日	685,013,227	10,453
７月末日	658,059,675	10,282
８月末日	650,229,304	10,208
９月末日	652,993,348	10,438
10月末日	637,227,507	10,495
11月末日	610,267,362	10,279
12月末日	574,823,783	10,330
平成30年１月末日	548,522,711	9,981
２月末日	526,135,537	9,732
３月末日	521,299,916	9,695

(注) 上記の平成26年11月末日の「純資産価額」および「１口当たり純資産価格」の数値は、財務書類の数値を記載しており、公表されている純資産価額および１口当たり純資産価格の数値と異なる場合がある。

②【分配の推移】

該当事項なし。

③【収益率の推移】

	収益率（％）（注）
第1会計年度	8.15%
第2会計年度	2.00%
第3会計年度	－4.62%
第4会計年度	－2.30%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該会計年度末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末日現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第1会計年度については、1口当たり当初発行価格（10,000円））

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	680,361 (680,361)	360,558 (360,558)	319,803 (319,803)
第2会計年度	0 (0)	195,199 (195,199)	124,604 (124,604)
第3会計年度	0 (0)	26,120 (26,120)	98,484 (98,484)
第4会計年度	0 (0)	39,116 (39,116)	59,368 (59,368)

（注1）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

（注2）第1会計年度の販売口数は、申込期間に販売された販売口数を含む。以下同じ。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

本書の日付現在、受益証券の募集は、海外においても、また日本においても行われていない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

概説

払込日以降、受益者は、いずれかの営業日における自己の受益証券の全部または一部の買戻しを請求できる。受益証券の買戻請求がある営業日に処理されるためには、当該請求は、当該営業日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに受領されなければならない。ルクセンブルグ時間午前12時（正午）を過ぎた後に受領された買戻請求は、翌営業日に受諾されたものとみなされる。管理会社が別途同意する場合を除き、受益者は、一旦提出した買戻請求を取り消すことができない。

買戻代金の支払は、買戻請求が管理会社により受諾された日から起算して、通常、5営業日目までに保管会社またはその代理人により、円貨で行われる。

管理会社は、その単独の裁量で、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

受益証券の買戻価格は、管理会社により関連する買戻請求が受諾された営業日現在の受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金される買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻請求は1口単位で行われなければならない。受益証券には、買戻手数料は適用されない。

管理会社は、受益者に対して支払われる買戻代金の全部または一部を控除して、信託証書の規定に基づいて当該受益者の受託会社に対する期限の到来した未払金と相殺することができる。管理会社は、受益証券に関する買戻代金またはその他の支払から、税金、手数料またはその他のあらゆる性質の賦課金について、法律上、受託会社または管理会社が支払わなければならないか支払う可能性があるその他の金額を控除することができる。

買戻請求は、現金により充足される。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、受益者に対する買戻代金の支払がいずれかの関連法域におけるいずれかの者によるFATCAまたはマネー・ロンダリング防止法の抵触もしくは違反を招く可能性があるとして疑義を抱く場合、もしくは抵触もしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかの関連法域のマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要である場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

サブ・ファンドに適用される一定の規定に従い、いずれかの営業日における買戻請求の合計がサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）を超える場合、管理会社は、(イ)買戻請求を満たすために十分な資産を換金するまで、すべての受益証券の買戻しを延期するか、または(ロ)買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）に制限すること（かかる場合、受益者の請求は、比例按分して減じられ、残りの部分は、その後の営業日に、その後の買戻請求に優先して買い戻される。）を選択することができる。

買戻しを行う受益者が、買い戻される受益証券の最終的な純資産価額を超過する買戻代金を受領した場合には、管理会社は、追加の支払なしに、受益者から超過分と同額の純資産価額を有する口数の受益証券を追加的に買い戻す権利を有する。受益者が保有するすべての受益証券を買い戻した場合、管理会社は、支払われた超過額を受益者に返還させる権利を有する。

受益証券の強制的買戻し

管理会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、いつでもその単独の裁量に基づき、理由の如何を問わず（受益証券の併合、転換または均一化を実施する場合を含むがこれらに限定されな

い。）、発行済受益証券の全部または一部に関連する営業日において買戻価格または管理会社が決定するその他の価格で買い戻すことができる。

上記の一般性を損なうことなく、管理会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、管理会社は、（i）かかる者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して受益証券を譲渡することを要求する通知（管理会社が適切と考える様式による。）を行うか、または（ii）書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または管理会社に買戻請求を提出しない場合、管理会社は、かかる者が保有するすべての受益証券を強制的に買い戻すことができる。

- （イ）ある者がいずれかの国または政府機関の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったであろう税務上その他の義務もしくは何らかの不利益を負担することとなりうる場合における、かかる者
- （ロ）適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者に代わり、もしくはその利益のために受益証券を取得した者
- （ハ）ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかった税務上の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を負担することとなると受託会社または管理会社が判断する場合における、かかる者

マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の対応を適切な者に委託することもできる。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社、管理会社または販売会社は、受益者（購入申込者または譲受人）の身元、またはその実質的受益者もしくはそれを支配する者の身元（該当する場合）を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、状況が許す場合、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、随時改正または変更されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則（2018年改正）またはその他すべての適用法に基づく免除規定が適用されることから、完全なデュー・ディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。しかしながら、受益証券の持分に基づく手取金の支払またはその譲渡の前に、詳細な確認情報が必要となることがある。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社、管理会社または販売会社は、申込みの受諾を拒絶することができ、または申込みがすでに行われているときには信託証書の条項に従ってその持分を停止もしくは買戻しすることができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社、管理会社または販売会社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法もしくは規制に対する違反となる可能性があるか、もしくは違反となる可能性があるかと助言されている場合、または受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは販売会社による適用法もしくは規制の遵守を確保するためにかかる支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対するかかる支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島のいかなる者も、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行過程において得た場合、かかる認識または疑惑を、（i）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合

には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2018年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「FRA」という。）に対して、または、(ii) テロ行為、もしくはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2018年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

(2) 日本における買戻し

日本における投資者は、払込日以降、営業日かつ国内営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求の受付時間は、原則として各営業日の午後3時（日本時間）までとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。買戻しは、各営業日に行われる。

買戻価格は、管理会社により買戻請求が受諾された営業日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。

買戻請求は1口以上1口単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、これと異なる単位を定めることができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、営業日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに買戻請求を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

サブ・ファンドに適用される一定の規定に従い、いずれかの営業日における買戻請求の合計がサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）を超える場合、管理会社は、(イ)買戻請求を満たすために十分な資産を換金するまで、すべての受益証券の買戻しを延期するか、または(ロ)買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）に制限すること（かかる場合、受益者の請求は、比例按分して減じられ、残りの部分は、その後の営業日に、その後の買戻請求に優先して買い戻される。）を選択することができる。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）に従い、円貨により、原則として約定日（買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日。通常、買戻請求が受諾された営業日の翌国内営業日）から起算して4国内営業日目に、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

買戻し手数料は課されない。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 純資産価格の計算

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数点以下を四捨五入して計算される。

純資産価額は、信託証書の規定のほかルクセンブルグにおいて一般に公正と認められる会計原則に基づき決定される、サブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

(イ) すべての手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受額の配当またはその他の分配金

(ロ) すべての投資対象

(ハ) すべての為替手形、請求払手形、約束手形および受取勘定

(ニ) 受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）

(ホ) 受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

(イ) すべての為替手形、手形および買掛金

(ロ) 日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（管理会社またはサブ・ファンドの投資顧問会社に対する発生済みまたは支払期限の到来した業績連動報酬を含む。）

(ハ) その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限定されないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

サブ・ファンドの費用または債務は、管理会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされる。

サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定される。

(イ) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過利息を加えた金額で評価される。

(ロ) ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。

(ハ) 宣言されまたは既に発生しかつ未受額の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考えるディスカウントを行った上で決定される。

(ニ) 証券取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。

(ホ) 未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する要因（同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を含む。）を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。

(ヘ) 決済会社において取り扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において取り扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた最直近の公式の決済価格を参照して評価される。

（ト）利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）

（チ）前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資顧問会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

サブ・ファンドの年次監査は、ファンドの独立監査人により行われる。

投資予定者は、サブ・ファンドの保有投資対象の評価には不確実性が伴うため、当該保有投資対象について与えられた評価額が不正確であったと証明された場合、サブ・ファンドの純資産価額に不利な影響を与えることがあることを認識すべきである。不誠実または明白な誤りの場合を除き、管理会社、管理事務代行会社または投資顧問会社（適用ある場合）の評価に関する決定は、最終的なものであり、すべての受益者を拘束する。

② 純資産価格の計算の停止

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の決定、ならびに／または受益証券の発行および／もしくは買戻しならびに／もしくは買戻代金の支払は、管理会社が、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

（イ）通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または当該証券取引所における取引が制限もしくは停止されている期間

（ロ）緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると管理会社が判断する事態が継続している期間

（ハ）サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由によりサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間

（ニ）サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する期間

（ホ）サブ・ファンドがその資産の相当部分を直接的または間接的に投資しているマスター・ファンド、原ファンドまたは投資対象がその買戻しおよび／またはその純資産価額の計算を停止している期間

（ヘ）受託会社または管理会社が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に適用ある法令を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

かかる停止期間が1週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。かかる停止は、CIMAに対しても通知される。

投資先ファンドの純資産価格の計算、投資先ファンド受益証券の発行・買戻しの停止

投資先ファンドの純資産価額および投資先ファンド受益証券1口当たり純資産価格の決定、ならびに／または投資先ファンド受益証券の発行および／もしくは買戻しならびに／もしくは買戻代金の支払は、投資先ファンドの管理会社が、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

（イ）通常の休日および週末以外に、投資先ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または当該証券取引所における取引が制限もしくは停止されている期間

（ロ）緊急事態または投資先ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、または投資先ファンドの受益者に重大な不利益を生じると投資先ファンドの管理会社が判断する事態が継続している期間

- (ハ) 投資先ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由により投資先ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間
- (ニ) 投資先ファンドのいずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと投資先ファンドの管理会社が判断する期間
- (ホ) 投資先ファンドがその資産の相当部分を直接的または間接的に投資しているマスター・ファンド、原ファンドまたは投資対象がその買戻しおよび／またはその純資産価額の計算を停止している期間
- (ヘ) 投資先ファンドの受託会社または投資先ファンドの管理会社が、投資先ファンドの受託会社、投資先ファンドの管理会社もしくは投資先ファンドの管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、または投資先ファンドのその他の業務提供者に適用ある法令を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

(2) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

サブ・ファンドは、平成25年9月18日から運用を開始し、後記「(5) その他 ① ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により早期に終了する場合を除いて、平成30年9月28日に終了する。

償還金の支払については、償還日以降、相応の日数がかかる場合がある。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は毎年12月1日から翌年11月30日までである。ただし、最初の決算日は平成26年11月30日である。第1会計年度は平成25年9月18日から平成26年11月30日までであった。

なお、投資先ファンドの会計年度は毎年11月30日に終了する。

(5) 【その他】

① ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下のいずれかの場合、償還日より前のいずれかの時点において、信託証書に従い終了することがある。

- (イ) 受託会社および管理会社が同意の上、サブ・ファンドを終了させる旨のサブ・ファンドの受益者の決議が可決された場合
- (ロ) ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのCIMAによる認可が取り消されるかまたは不利に変更された場合
- (ハ) 管理会社が、受託会社と協議の上、その裁量により、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合
- (ニ) 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合

サブ・ファンドはまた、投資先ファンドが終了した場合、または投資先ファンドを終了する旨の投資先ファンドの受益者の決議が可決された場合にも、終了することがある。これらの状況においてサブ・ファンドの終了が選択される場合、管理会社は、受益者に対して終了を通知し、サブ・ファンドのすべての発行済受益証券を当該時点の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻す。

投資先ファンドの終了

投資先ファンドは、平成25年9月18日から運用を開始し、早期に終了する場合を除いて、平成30年9月28日に終了する。平成30年9月28日より前に、投資先ファンドのサブ・トラスト決議が可決された場合、投資先ファンドを終了することができる。また、投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドの受託会社の同意を得て、投資先ファンドの信託証書の規定に従い、いつでも投資先ファンドを終了することができる。投資先ファンドの終了が選択される場合、投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドの受益者に対して終了を通知し、投資先ファンドのすべての発行済受益証券を当該時点の投資先ファンドの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻す。

投資先ファンドは、以下のいずれかの場合に終了することがある。

- (イ) 投資先ファンドの受益者により投資先ファンドを終了する旨の投資先ファンドのサブ・トラスト決議が可決された場合
- (ロ) コクサイーMUGCマスター・トラストのケイマン諸島における規制マスター・ファンドとしてのCIMAによる承認が取り消され、または不利に変更された場合
- (ハ) 投資先ファンドの管理会社が、その独自の裁量により、投資先ファンドの受託会社と協議の上、投資先ファンドの継続が現実的でなく、望ましくなく、または投資先ファンドの受益者の利益に反すると決定した場合
- (ニ) 投資先ファンドの受託会社が辞任しまたは解任された場合において、適切な代替受託会社または後継受託会社を確保できない場合

② 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、補遺信託証書により、目的の如何を問わず、適切または望ましいと自ら思料する方法および範囲で、信託証書の条項を随時改正、変更または追加することができる。ただし、信託証書に規定される場合を除き、かかる改正、変更または追加は、適式に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われ不得。改正、変更または追加が、サブ・ファンドにのみ関連する場合、サブ・ファンド決議がない限り行われ不得。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合には、かかる承認は必要とならない。

- (イ) ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および／もしくはケイマン諸島の信託法またはケイマン諸島のいずれかの法律に基づき定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む、ケイマン諸島の法律の改正を履行するために必要な場合
- (ロ) かかる法律の改正の直接的な結果として必要な場合
- (ハ) ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うために必要な場合
- (ニ) 会計年度開始および終了の日を変更するため、または年次収益分配日を変更するために必要な場合
- (ホ) その他の会計期間の開始および終了の日を変更するため、またはかかる会計期間に関連する分配日を変更するために必要な場合
- (ヘ) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在的受益者の利益となるかまたはこれらの者が重大な不利益を被らないと認める変更をするために必要な場合
- (ト) 信託証書から不要となった条項を削除するために必要な場合
- (チ) 管理会社または受託会社が解任された場合または辞任を希望しもしくは辞任したときにこれらを交代させるために必要な場合
- (リ) 明白な誤りを訂正するために必要な場合
- (ヌ) CIMA、ミューチュアル・ファンド法またはファンドが従うその他の法令もしくは規則の要求を反映しまたは遵守するために必要な場合
- (ル) 追加のサブ・ファンドを設定するために必要な場合

③ ファンドの他の法域への移管

ファンドをケイマン諸島以外の法域に移管することが受益者の最善の利益に適うと管理会社または受託会社が判断する場合、管理会社または受託会社は、(i)当該他の法域において信託の存在が認められ、受益者の権利が強制執行されうること、(ii)管理会社および受託会社が承認した適切かつ実在の信託会社が受託会社として選任されること、および(iii)信託証書の規定に従い、

受託会社が受益者集会の特別決議の方法により受益者の承諾を得ていることを条件として、ファンドを移管することができる。管理会社および受託会社は、ファンドが新たな法域の法律上も、ケイマン諸島の法律上におけるのと同様、適法かつ有効となることを確保するために必要または望ましいと考えられる変更または追加を行うことができる。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、当該変更の実施を目指す当事者の相手方当事者により署名された書面によるのみ、変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が相手方に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより、または規制当局により要求された場合には副管理会社が管理会社に対して即時の通知をすることにより、終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約につき、法令により要請され副管理会社により提案された変更については、管理会社に通知することにより変更される。いずれかの当事者により提案された同契約のその他の変更は、他方当事者により書面により受諾された場合に变更される。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、当事者の授權された代表者の記名押印または署名された書面により、変更することができる。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

① 分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

② 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

③ 残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

④ 議決権

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券1口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

受益者に対して重大な悪影響を及ぼしうる英文目論見書中的の方針に関する記述または投資対象の変更の承認ならびにファンドの他の法域への移管を含む一定の事項に関し、受益者は、受益者集会の特別決議の方法により、当該行為を承認または確認することを要する。また、受益者は、受益者集会の特別決議により、受託会社および／または管理会社を解任し、またファンドを終了することができる。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都千代田区大手町一丁目１番１号
大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

- ① 管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限
- ② 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、以下のとおりである。

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区大手町一丁目１番１号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番２号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. サブ・ファンドの最近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文（英語）の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. サブ・ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。
- d. 英文および日本文の財務書類に齟齬がある場合、英文が優先する。翻訳は、独立した者が行っており、ケーピーエムジーは訳文の正確性を確認するためのいかなる手続も行っていない。

1【財務諸表】

（1）【2017年11月30日終了年度】

①【貸借対照表】

コクサイーMUGCトラストー
短期高利回り社債ファンド2013-09
円建 円高ヘッジ・円安追随型
純資産計算書
2017年11月30日現在

	日本円
資産	
投資有価証券取得原価（注3）	415,211,087
未実現評価益	119,953,066
投資有価証券時価評価額（注3）	535,164,153
銀行預金	15,378,689
未収利息	2,624
投資有価証券売却未収金	—
為替予約契約にかかる未実現評価益（注12）	2,704,157
オプション投資の公正価値（注13）	68,607,519
	621,857,142
負債	
未払費用（注4）	(4,413,030)
未払オプション・プレミアム（注13）	(7,176,750)
受益証券買戻未払金	—
為替予約契約にかかる未実現評価損（注12）	—
	(11,589,780)
純資産価額	610,267,362
発行済受益証券口数	59,368口
受益証券1口当たり純資産価格	10,279

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

コクサイーMUGCトラストー
短期高利回り社債ファンド2013-09
円建 円高ヘッジ・円安追随型
運用計算書
 2017年11月30日に終了した年度

	日本円
収益	
預金利息	19,837
	19,837
費用	
管理事務代行報酬、保管報酬および管理報酬（注5）	(762,223)
代行協会員報酬（注6）	(726,005)
販売報酬（注7）	(4,356,057)
投資顧問報酬（注8）	(3,059,973)
オプション・プレミアム費用	(10,603,000)
その他の報酬	(5,490,930)
専門家報酬	(2,125,960)
副保管報酬	(60,751)
副管理報酬（注9）	(181,475)
受託報酬（注10）	(1,129,956)
	(28,496,330)
投資純損失	(28,476,493)
投資有価証券売却にかかる実現純利益（注16）	91,297,057
その他の資産および負債の為替換算にかかる実現純利益（損失）	1,584,543
為替予約契約にかかる実現純損失（注16）	(33,649,164)
オプションにかかる実現純利益（注16）	37,901,600
当期実現純利益	97,134,036
未実現評価純（損失）利益の変動：	
－投資有価証券（注16）	(68,119,237)
－為替予約契約（注16）	29,831,293
－その他の資産および負債の為替換算	(316,823)
－オプション（注16）	(44,514,728)
	(83,119,495)
運用の結果による純資産の増加（減少）	(14,461,952)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

コクサイ－ＭＵＧＣ－トラスト－
短期高利回り社債ファンド2013-09
円建 円高ヘッジ・円安追随型
純資産変動計算書
2017年11月30日に終了した年度

	日本円
期首現在純資産	1,036,138,788
投資純損失	(28,476,493)
投資有価証券売却にかかる実現純利益（注16）	91,297,057
その他の資産および負債の為替換算にかかる実現純利益	1,584,543
為替予約契約にかかる実現純損失（注16）	(33,649,164)
オプションにかかる実現純利益（注16）	37,901,600
	97,134,036
未実現評価純利益（損失）の変動：	
－投資有価証券（注16）	(68,119,237)
－為替予約契約（注16）	29,831,293
－その他の資産および負債の為替換算	(316,823)
－オプション（注16）	(44,514,728)
	(83,119,495)
買戻し	(411,409,474)
	(411,409,474)
期末現在純資産	610,267,362

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

コクサイ－ＭＵＧＣトラスト－
短期高利回り社債ファンド2013-09
円建 円高ヘッジ・円安追随型
受益証券口数の変動

	2017年11月30日 終了年度	2016年11月30日 終了年度	2015年11月30日 終了年度
期首現在発行済受益証券口数	98,484	124,604	319,803
発行受益証券口数	—	—	—
買戻受益証券口数	(39,116)	(26,120)	(195,199)
期末現在発行済受益証券口数	59,368	98,484	124,604

統計情報

期末現在１口当たり純資産価格（日本円表示）	10,279円	10,521円	11,031円
純資産価額（日本円表示）	610,267,362円	1,036,138,788円	1,374,558,648円

[次へ](#)

コクサイーMUGCトラスト
財務書類に対する注記
2017年11月30日現在

注1 概要

コクサイーMUGCトラスト（以下「ファンド」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2011年7月29日付信託宣言（随時補足され、または変更される。）により、ケイマン諸島の信託法に基づき、信託証書によって設立されたオープン・エンド型の免除アンブレラ型・ユニット・トラストである。ファンドは、2011年8月3日付のミューチュアル・ファンド法に基づき登録されている。

本財務書類は、以下のサブ・ファンドについてのみ関連している。

- ・短期高利回り社債ファンド2012-10（清算済）（米ドルで表示）
- ・短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追従型（清算済）（日本円で表示）
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型（日本円で表示）
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追従型（日本円で表示）
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追従型（日本円で表示）
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追従・日経平均上昇追従型（日本円で表示）

サブ・ファンドは、複数の受益証券クラスを販売している。

短期高利回り社債ファンド2012-10（清算済）は、以下の受益証券クラスを販売した。

- ・米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券および
- ・円建 円ヘッジクラス受益証券

短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追従型（清算済）は、以下の受益証券クラスを販売した。

- ・円建 円クラス受益証券

短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型は、以下の受益証券クラスを販売している。

- ・円建 円ヘッジクラス受益証券

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追従型は、以下の受益証券クラスを販売している。

- ・円建 円クラス受益証券

短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追従型は、以下の受益証券クラスを販売している。

- ・円建 円ヘッジクラス受益証券および
- ・円建 円ヘッジなしクラス受益証券

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追従・日経平均上昇追従型は、以下の受益証券クラスを販売している。

- ・円建 円クラス受益証券

サブ・ファンドの投資目的：

下記のサブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）に主として投資するコク

サイーMUGCマスター・トラスト（以下「投資先ファンド」という。）への投資を通じて、高水準のインカム収益の確保と信託財産の成長を目指すことである。

- ・短期高利回り社債ファンド2012-10（清算済）
- ・短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（清算済）
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型

下記のサブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）に実質的に投資することに加え、外国為替および日経平均株価（以下「日経平均」という。）に係る派生商品取引等を行い、信託財産の成長を目指すことである。

- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型

サブ・ファンドのうち、短期高利回り社債ファンド2012-10および短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型は、2017年10月31日に終了した。

サブ・ファンドのうち、短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型、短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型、短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型および短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型は、早期に終了する場合を除いて、2018年9月28日に終了する。

注2 資本

- ・短期高利回り社債ファンド2012-10（清算済）（米ドルで表示）

受益証券の発行

各クラスの申込単位は、1口以上1口単位である。

当初発行価格は、米ドル建 米ドルヘッジクラスについては受益証券1口当たり100.00米ドル、円建 円ヘッジクラスについては受益証券1口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が管理会社によって受諾された通知日に関連する取引日現在の該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格である。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金される買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻請求は1口単位で行われなければならない。

分配

短期高利回り社債ファンド2012-10（清算済）について、分配は行われていない。

- ・短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（清算済）（日本円で表示）

受益証券の発行

申込単位は、1口以上1口単位である。

当初発行価格は、受益証券1口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が管理会社によって受諾された通知日に関連する適用ある取引日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。買戻請求は1口単位で行われなければならない。

分配

短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（清算済）について、分配は行われていない。

- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型（日本円で表示）

受益証券の発行

申込単位は、1口以上1口単位である。

当初発行価格は、受益証券1口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が管理会社によって受諾された通知日に関連する適用ある取引日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。買戻請求は1口単位で行われなければならない。

分配

管理会社は、その裁量により、経費控除後の利子・配当等収益、売買益（評価益を含む。）および分配可能な元本から、2014年1月以降（または、管理会社が決定するこれより後の月以降）、毎月8日（または、当該日が営業日でない場合には翌営業日）に分配を宣言することができ、また原則として分配を宣言する方針である。

- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型（日本円で表示）

受益証券の発行

申込単位は、1口以上1口単位である。

当初発行価格は、受益証券1口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が管理会社によって受諾された通知日に関連する適用ある取引日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。買戻請求は1口単位で行われなければならない。

分配

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型について、分配は行われていない。

- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型（日本円で表示）

受益証券の発行

サブ・ファンドの受益証券は、以下の円建クラスにおいて発行される。

円建 円ヘッジクラスおよび

円建 円ヘッジなしクラス

申込単位は、1口以上1口単位である。

当初発行価格は、受益証券1口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が管理会社によって受諾された通知日に関連する適用ある取引日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。買戻請求は1口単位で行われなければならない。

分配

短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型について、分配は行われていない。

- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型（日本円で表示）

受益証券の発行

申込単位は、1口以上1口単位である。

当初発行価格は、受益証券1口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が管理会社によって受諾された通知日に関連する適用ある取引日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。買戻請求は1口単位で行われなければならない。

分配

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型について、分配は行われていない。

注3 重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に認められた会計原則に従い表記されている。

短期高利回り社債ファンド2012-10および短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型については、受託会社が年度／期間中に承認し、2017年10月31日に終了した。サブ・ファンドの終了に関する取引はかかる終了日後に行われる予定であるが、重要ではないと考えられる。これらのサブ・ファンドの財務書類は、清算事業の前提に基づき作成されている。（短期高利回り社債ファンド2012-10につき）47,713.95米ドルおよび（短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型につき）5,144,981円の清算費用については、財務書類の各関連項目に計上されている。

その他のサブ・ファンド（以下に示すとおり。）については、2018年9月28日または管理会社が決定するそれ以前の日に終了する予定である。したがって、これらのサブ・ファンドの財務書類作成に際して継続事業の前提を用いることはもはや適切ではない。会計基準は、継続事業の前提から清算事業の前提に変更されている。サブ・ファンドの清算費用の引当金は以下のとおりである。

- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型：6,732,469.98円
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追従型：6,689,269.98円
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追従型：6,732,469.98円
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追従・日経平均上昇追従型：6,689,269.98円

上記金額は重要ではないため財務書類には計上されていない。

サブ・ファンドの財務書類は、以下に記載されたとおりに作成されている。

有価証券およびデリバティブへの投資の評価

- （i）額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から経過利息を加えた金額で評価される。
- （ii）宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考えるディスカウントを行った上で決定される。
- （iii）未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する要因（同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を含む。）を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- （iv）利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）。
- （v）前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資顧問会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。
- （vi）サブ・ファンドと同日に評価される運用ファンドの各持分の評価額は、該当日に計算される、かかる運用ファンドの受益証券、株式またはその他の持分の1口当たりの純資産価格とするか、または、かかる運用ファンドが、サブ・ファンドと同日に評価が行われない場合には、入手可能であれば、かかる運用ファンドの受益証券、株式またはその他の持分の1口当たりの最終公表済純資産価格とする。かかる価格が入手できない場合には、受益証券、株式またはその他の持分の最終公表済の買戻価格または買呼び値とする。

有価証券の売却にかかる実現純（損失）利益

有価証券の売却にかかる実現純（損失）利益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて計算される。

為替換算

本財務書類は、サブ・ファンドごとに米ドルまたは日本円で表示されている。米ドルまたは日本円以外の通貨で表示される銀行勘定、投資有価証券およびその他の資産または負債は、期末現在の適用ある実勢為替レートで対応する通貨に換算される。

米ドルまたは日本円以外の通貨の配当収益は、配当落ち日の実勢為替レートを使用し、会計処理される。

米ドルまたは日本円以外の通貨で表示されるその他の収益および費用は、取引日の適用ある実勢為替レートで米ドルまたは日本円に換算される。

実現および未実現為替損益の実現および変動結果は、運用計算書に計上される。

2017年11月30日現在、適用ある為替レートは以下のとおりである。

1 米ドル＝0.838680ユーロ

1 米ドル＝111.905000円

投資有価証券の取得原価

米ドルまたは日本円以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用ある為替レートで米ドルまたは日本円に換算される。

投資収益

受取利息は、発生主義で認識される。

為替予約契約

未決済の為替予約契約から生じる未実現評価損益は、当該日に適用ある為替予約価格に基づき、評価日に決定され、純資産計算書に計上される。

為替予約契約から生じる実現損益は、運用計算書に認識される。

オプション契約

オプション契約は、期末現在の入手可能な直近の終値を使用して評価される。

注4 未払費用

	短期高利回り社債 ファンド2012-10 (清算済)	短期高利回り社債 ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・ 円安追随型 (清算済)	短期高利回り社債 ファンド2013-09 毎月分配型
	米ドル	日本円	日本円
管理事務代行報酬、保管報酬および管理報酬（注5）	—	—	114,988
代行協会員報酬（注6）	—	—	129,937
販売報酬（注7）	—		779,628
投資顧問報酬（注8）	11,466.45	335,626	1,286,054
その他の報酬	18,428.32	2,145,261	128,169
専門家報酬	7,222.69	820,714	2,074,650
副管理報酬（注9）	—	—	27,134
受託報酬（注10）	—	467	181,148
合計	37,117.46	3,302,068	4,721,708

	短期高利回り社債 ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・ 円安追随型	短期高利回り社債 ファンド2013-09 日経平均上昇追随型	短期高利回り社債 ファンド2013-09 円建 円安追随・ 日経平均上昇追随型
	日本円	日本円	日本円
管理事務代行報酬、保管報酬および管理報酬（注5）	111,275	109,871	72,745
代行協会員報酬（注6）	105,641	104,356	69,106
販売報酬（注7）	633,782	626,114	414,566
投資顧問報酬（注8）	1,151,874	1,117,685	701,367
その他の報酬	128,169	149,054	147,218
専門家報酬	2,074,650	2,074,650	2,074,650
副管理報酬（注9）	26,491	26,151	17,321
受託報酬（注10）	181,148	181,148	181,148
合計	4,413,030	4,389,029	3,678,121

注5 管理事務代行報酬、保管報酬および管理報酬

管理会社、管理事務代行会社兼保管会社は、サブ・ファンドの純資産価額の下記の料率（年率）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

サブ・ファンド	報酬レート (%)
短期高利回り社債ファンド2012-10（清算済）	0.089
短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（清算済）	0.105
短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型	0.089
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型	0.105
短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型	0.105
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型	0.105

注6 代行協会員報酬

全てのサブ・ファンドについて、代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注7 販売報酬

全てのサブ・ファンドについて、販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.60%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注8 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の下記の料率（年率）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

サブ・ファンド	報酬レート (%)
短期高利回り社債ファンド2012-10（清算済）	0.38
短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（清算済）	0.42
短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型	0.38
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型	0.42
短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型	0.42
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型	0.42

注9 副管理報酬

副管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の下記の料率（年率）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

サブ・ファンド	報酬レート (%)
短期高利回り社債ファンド2012-10（清算済）	0.021
短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（清算済）	0.025
短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型	0.021
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型	0.025
短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型	0.025
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型	0.025

注10 受託報酬

短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型、短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型、短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型、短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型について、受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

短期高利回り社債ファンド2012-10（清算済）および短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（清算済）について、受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

注11 税金

ケイマン諸島には、現行法規制の下、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、2011年7月29日（ファンドの設立日）から50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得している。

注12 為替予約契約にかかる未実現評価損益

短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (日本円)	未実現評価益 (日本円)	取引相手方
2017年11月21日	2017年12月29日	米ドル	6,630,000.00	日本円	744,277,174	(740,557,556)	3,719,618	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
						合計	3,719,618	

2017年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は3,719,618円であり、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追従型

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (日本円)	未実現評価益 (日本円)	取引相手方
2017年11月21日	2017年12月29日	米ドル	4,820,000.00	日本円	541,088,383	(538,384,226)	2,704,157	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
						合計	2,704,157	

2017年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は2,704,157円であり、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追従型

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (日本円)	未実現評価益 (日本円)	取引相手方
2017年11月21日	2017年12月29日	米ドル	1,960,000.00	日本円	220,027,641	(218,928,026)	1,099,615	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
						合計	1,099,615	

2017年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は1,099,615円であり、純資産計算書に開示されている。

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (日本円)	未実現評価損 (日本円)	取引相手方
2017年11月29日	2017年12月29日	日本円	1,117,730	米ドル	10,000.00	1,116,980	(750)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2017年11月29日	2017年12月5日	米ドル	30,392.00	日本円	3,400,000	(3,400,355)	(355)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
						合計	(1,105)	

2017年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価損は1,105円であり、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (日本円)	未実現評価益 (日本円)	取引相手方
2017年11月21日	2017年12月29日	米ドル	2,000,000.00	日本円	224,518,001	(223,395,945)	1,122,056	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
						合計	1,122,056	

2017年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は1,122,056円であり、純資産計算書に開示されている。

注13 オプション投資の公正価値

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型

銘柄	オプション価格	通貨	想定元本	未実現評価純利益 (日本円)
USDJPY 5Y FX OPT	0.105	日本円	200,000,000	20,972,000
USDJPY 5Y FX OPT	0.099	日本円	150,000,000	14,808,769
USDJPY 5Y FX OPT	0.103	日本円	250,000,000	25,650,000
			600,000,000	61,430,769

2017年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価純利益は61,430,769円であった。オプション投資の公正価値は68,607,519円で、未払オプション・プレミアムは7,176,750円であった。

短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型

銘柄	行使価格	通貨	想定元本	未実現評価純利益 (日本円)
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.517	日本円	90,000,000	46,505,206
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.517	日本円	60,000,000	31,003,471
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.513	日本円	60,000,000	30,792,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.513	日本円	30,000,000	15,396,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.505	日本円	110,000,000	55,552,200
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.505	日本円	70,000,000	35,351,400
			420,000,000	214,600,277

2017年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価純利益は214,600,277円であった。オプション投資の公正価値は226,601,777円で、未払オプション・プレミアムは12,001,500円であった。

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型

銘柄	行使価格	通貨	想定元本	未実現評価純利益 (日本円)
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.517	日本円	190,000,000	98,177,658
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.513	日本円	130,000,000	66,716,000
USDJPY 5Y FX OPT	0.105	日本円	190,000,000	19,923,400
USDJPY 5Y FX OPT	0.099	日本円	130,000,000	12,834,266
			640,000,000	197,651,324

2017年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価純利益は197,651,324円であった。オプション投資の公正価値は210,125,474円で、未払オプション・プレミアムは12,474,150円であった。

注14 ポートフォリオの変動

2017年11月30日終了期間におけるポートフォリオの変動の詳細な明細表は、管理会社の登記上の事務所に請求次第、無料で入手できる。

注15 配当

短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型

配当権利落ち日	支払日	分配率	総額	通貨
2016年12月8日	2016年12月14日	25	2,726,400	日本円
2017年1月10日	2017年1月17日	25	2,677,650	日本円
2017年2月8日	2017年2月14日	25	2,558,925	日本円
2017年3月8日	2017年3月14日	25	2,528,925	日本円
2017年4月10日	2017年4月18日	25	2,506,525	日本円
2017年5月8日	2017年5月12日	25	2,468,575	日本円
2017年6月8日	2017年6月14日	25	2,370,075	日本円
2017年7月10日	2017年7月14日	25	2,338,325	日本円
2017年8月8日	2017年8月16日	25	2,297,075	日本円
2017年9月8日	2017年9月14日	25	2,258,925	日本円
2017年10月10日	2017年10月16日	25	2,159,700	日本円
2017年11月8日	2017年11月14日	25	2,147,200	日本円
			29,038,300	

注16 投資にかかる実現損益および未実現評価純損益の変動**短期高利回り社債ファンド2012-10（清算済）**

2017年11月30日に終了した年度の実現損益は以下のとおり分析することができる。

	(米ドル)
投資にかかる実現利益	1,926,258.90
投資にかかる実現損失	—
投資にかかる実現純利益（損失）	1,926,258.90
為替予約契約にかかる実現利益	787,849.81
為替予約契約にかかる実現損失	(1,087,789.90)
為替予約契約にかかる実現純利益（損失）	(299,940.09)

2017年11月30日に終了した年度の未実現評価純損益の変動は以下のとおり分析することができる。

	2016年11月30日 (米ドル)	2017年11月30日 (米ドル)	未実現評価純損益の変動 2017年11月30日 (米ドル)
投資にかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	1,840,920.91	—	(1,840,920.91)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	1,840,920.91	—	(1,840,920.91)
為替予約契約にかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	4,385.70	—	(4,385.70)
未実現評価損	(226,101.92)	—	226,101.92
未実現評価純利益（損失）	(221,716.22)	—	221,716.22

短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（清算済）

2017年11月30日に終了した年度の実現損益は以下のとおり分析することができる。

	(日本円)
投資にかかる実現利益	94,726,965
投資にかかる実現損失	—
投資にかかる実現純利益（損失）	94,726,965
為替予約契約にかかる実現利益	24,176,084
為替予約契約にかかる実現損失	(34,481,647)
為替予約契約にかかる実現純利益（損失）	(10,305,563)
オプションにかかる実現利益	110,309,786
オプションにかかる実現損失	—
オプションにかかる実現純利益（損失）	110,309,786

2017年11月30日に終了した年度の未実現評価純損益の変動は以下のとおり分析することができる。

	2016年11月30日 (日本円)	2017年11月30日 (日本円)	未実現評価純損益の変動 2017年11月30日 (日本円)
投資にかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	93,420,245	—	(93,420,245)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	93,420,245	—	(93,420,245)
為替予約契約にかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	121,654	—	(121,654)
未実現評価損	(7,188,915)	—	7,188,915
未実現評価純利益（損失）	(7,067,261)	—	7,067,261
オプションにかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	102,381,395	—	(102,381,395)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	102,381,395	—	(102,381,395)

短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型

2017年11月30日に終了した年度の実現損益は以下のとおり分析することができる。

	(日本円)
投資にかかる実現利益	62,758,888
投資にかかる実現損失	—
投資にかかる実現純利益（損失）	62,758,888
為替予約契約にかかる実現利益	118,351,517
為替予約契約にかかる実現損失	(151,697,679)
為替予約契約にかかる実現純利益（損失）	(33,346,162)

2017年11月30日に終了した年度の未実現評価純損益の変動は以下のとおり分析することができる。

	2016年11月30日 (日本円)	2017年11月30日 (日本円)	未実現評価純損益の変動 2017年11月30日 (日本円)
投資にかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	200,219,811	164,873,966	(35,345,845)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	200,219,811	164,873,966	(35,345,845)
為替予約契約にかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	634,846	3,719,618	3,084,772
未実現評価損	(29,581,722)	-	29,581,722
未実現評価純利益（損失）	(28,946,876)	3,719,618	32,666,494

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型

2017年11月30日に終了した年度の実現損益は以下のとおり分析することができる。

	(日本円)
投資にかかる実現利益	91,297,057
投資にかかる実現損失	—
投資にかかる実現純利益（損失）	91,297,057
為替予約契約にかかる実現利益	94,271,114
為替予約契約にかかる実現損失	(127,920,278)
為替予約契約にかかる実現純利益（損失）	(33,649,164)
オプションにかかる実現利益	37,901,600
オプションにかかる実現損失	—
オプションにかかる実現純利益（損失）	37,901,600

2017年11月30日に終了した年度の未実現評価純損益の変動は以下のとおり分析することができる。

	2016年11月30日 (日本円)	2017年11月30日 (日本円)	未実現評価純損益の変動 2017年11月30日 (日本円)
投資にかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	188,072,303	119,953,066	(68,119,237)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	188,072,303	119,953,066	(68,119,237)
為替予約契約にかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	588,315	2,704,157	2,115,842
未実現評価損	(27,715,451)	—	27,715,451
未実現評価純利益（損失）	(27,127,136)	2,704,157	29,831,293
オプションにかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	105,945,497	61,430,769	(44,514,728)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	105,945,497	61,430,769	(44,514,728)

短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型

2017年11月30日に終了した年度の実現損益は以下のとおり分析することができる。

	(日本円)
投資にかかる実現利益	147,034,834
投資にかかる実現損失	—
投資にかかる実現純利益（損失）	147,034,834
為替予約契約にかかる実現利益	69,755,765
為替予約契約にかかる実現損失	(93,231,374)
為替予約契約にかかる実現純利益（損失）	(23,475,609)
オプションにかかる実現利益	204,454,000
オプションにかかる実現損失	—
オプションにかかる実現純利益（損失）	204,454,000

2017年11月30日に終了した年度の未実現評価純損益の変動は以下のとおり分析することができる。

	2016年11月30日 (日本円)	2017年11月30日 (日本円)	未実現評価純損益の変動 2017年11月30日 (日本円)
投資にかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	209,893,797	84,900,222	(124,993,575)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	209,893,797	84,900,222	(124,993,575)
為替予約契約にかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	912,979	1,099,615	186,636
未実現評価損	(22,973,060)	(1,105)	22,971,955
未実現評価純利益（損失）	(22,060,081)	1,098,510	23,158,591
オプションにかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	231,790,325	214,600,277	(17,190,048)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	231,790,325	214,600,277	(17,190,048)

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型

2017年11月30日に終了した年度の実現損益は以下のとおり分析することができる。

	(日本円)
投資にかかる実現利益	37,424,085
投資にかかる実現損失	—
投資にかかる実現純利益（損失）	37,424,085
為替予約契約にかかる実現利益	40,891,503
為替予約契約にかかる実現損失	(53,913,310)
為替予約契約にかかる実現純利益（損失）	(13,021,807)
オプションにかかる実現利益	57,107,500
オプションにかかる実現損失	—
オプションにかかる実現純利益（損失）	57,107,500

2017年11月30日に終了した年度の未実現評価純損益の変動は以下のとおり分析することができる。

	2016年11月30日 (日本円)	2017年11月30日 (日本円)	未実現評価純損益の変動 2017年11月30日 (日本円)
投資にかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	77,196,858	49,700,900	(27,495,958)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	77,196,858	49,700,900	(27,495,958)
為替予約契約にかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	266,526	1,122,056	855,530
未実現評価損	(11,386,037)	—	11,386,037
未実現評価純利益（損失）	(11,119,511)	1,122,056	12,241,567
オプションにかかる未実現評価純利益（損失）の変動			
未実現評価益	148,155,808	197,651,324	49,495,516
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	148,155,808	197,651,324	49,495,516

③【投資有価証券明細表等】

コクサイーMUGCトラストー
 短期高利回り社債ファンド2013-09
 円建 円高ヘッジ・円安追従型
 投資有価証券およびその他の純資産明細表
 2017年11月30日現在
 （日本円で表示）

銘柄	通貨	数量	取得原価	時価	純資産比率%
投資信託					
ケイマン諸島					
コクサイーMUGCマスター・トラストーグローバル短期高利回り社債ファンド4	米ドル	41,928	415,211,087	535,164,153	87.69
			415,211,087	535,164,153	87.69
投資有価証券合計			415,211,087	535,164,153	87.69
銀行預金				15,378,689	2.52
その他の純資産				59,724,520	9.79
純資産価額				610,267,362	100.00

国別投資有価証券分類表
 2017年11月30日現在

	純資産比率%
ケイマン諸島	87.69
	87.69

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

＜参考情報＞

以下はサブ・ファンドの投資先ファンドであるコクサイーMUGCマスター・トラストーグローバル短期高利回り社債ファンド4の財務書類の抜粋である。

米ドルの日本円への換算には、平成30年3月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.24円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

コクサイーMUGCマスター・トラスト

純資産計算書

2017年11月30日現在

グローバル短期高利回り社債ファンド4

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券取得原価	16,919,190.99	1,797,495
未実現評価損	(359,145.77)	(38,156)
投資有価証券時価評価額	16,560,045.22	1,759,339
銀行預金	28,583.94	3,037
未収利息	228,621.27	24,289
投資有価証券売却未収金	—	—
為替予約契約に係る未実現評価益	—	—
オプション投資の公正価値	—	—
	16,817,250.43	1,786,665
負債		
未払費用	(34,109.63)	(3,624)
未払オプション・プレミアム	—	—
購入投資対象未払金	—	—
受益証券買戻未払金	(30,000.00)	(3,187)
為替予約契約に係る未実現評価損	(32,428.19)	(3,445)
	(96,537.82)	(10,256)
純資産価額	16,720,712.61	1,776,409
発行済受益証券口数	146,601口	
受益証券1口当たり純資産価格	114.06	12,118円

コクサイ－MUGCマスター・トラスト

運用計算書

2017年11月30日終了年度

グローバル短期高利回り社債ファンド4

米ドル

千円

収益

銀行勘定に係る利息	1,905.97	202
債券に係る利息	1,157,378.70	122,960
その他収益	4,584.58	487
	1,163,869.25	123,649

費用

管理事務代行報酬および管理報酬	—	—
代行協会員報酬	—	—
販売報酬	—	—
投資運用報酬	(89,303.08)	(9,488)
オプション・プレミアム費用	—	—
その他の報酬	(6,140.85)	(652)
専門家報酬	(19,299.14)	(2,050)
投資顧問報酬	—	—
副保管報酬	(6,708.32)	(713)
受託報酬	(10,001.00)	(1,063)
	(131,452.39)	(13,966)

投資純利益

	1,032,416.86	109,684
--	--------------	---------

投資有価証券売却に係る実現純損失	(1,320,837.41)	(140,326)
その他の資産および負債の為替換算に係る実現純利益（損失）	2,406.42	256
為替予約契約に係る実現純損失	(30,597.44)	(3,251)
オプションに係る実現純利益	—	—

当期実現純損失	(1,349,028.43)	(143,321)
---------	----------------	-----------

未実現評価純利益（損失）の変動：

－投資有価証券	1,477,873.64	157,009
－為替予約契約	(115,972.17)	(12,321)
－その他の資産および負債の為替換算	5,433.52	577
－オプション	—	—
	1,367,334.99	145,266

運用の結果による純資産の純増加	1,050,723.42	111,629
-----------------	--------------	---------

グローバル短期高利回り社債ファンド4

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2017年11月30日現在

(米ドルで表示)

銘柄	通貨	額面	取得原価	時価	純資産 比率(%)
I 公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
債券					
フランス					
BNP PARIBAS / BNP PARIBAS US MEDIUM-TERM NOTE PROGRAM LLC 2.7% 08/20/2018	米ドル	175,000	176,576.75	176,041.25	1.05%
			176,576.75	176,041.25	1.05%
ルクセンブルグ					
ARCELORMITTAL 6.125% 06/01/2018	米ドル	750,000	789,604.41	763,274.97	4.56%
BORMIOLI ROCCO HOLDINGS SA 10% 08/01/2018	ユーロ	500,000	745,297.70	597,695.23	3.57%
MALLINCKRODT INTERNATIONAL FINANCE SA 3.5% 04/15/2018	米ドル	825,000	809,116.81	826,146.75	4.94%
			2,344,018.92	2,187,116.95	13.07%
オランダ					
NXP BV/NXP FUNDING LLC 3.75% 06/01/2018	米ドル	500,000	489,583.33	503,625.00	3.01%
TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NETHERLANDS III BV 1.4% 07/20/2018	米ドル	525,000	522,014.50	520,968.01	3.12%
			1,011,597.83	1,024,593.01	6.13%
イギリス					
CEVA GROUP PLC 4% 05/01/2018	米ドル	450,000	410,625.00	443,250.00	2.65%
INTERNATIONAL GAME TECHNOLOGY PLC 6.625% 02/02/2018	ユーロ	200,000	240,816.97	241,250.56	1.44%
			651,441.97	684,500.56	4.09%
アメリカ合衆国					
ALLY FINANCIAL INC 3.25% 02/13/2018	米ドル	750,000	752,425.59	751,499.98	4.49%
AMERICAN AIRLINES GROUP INC 6.125% 06/01/2018	米ドル	759,000	789,630.43	774,483.61	4.63%
AMERICAN EXPRESS CREDIT CORP 1.8% 07/31/2018	米ドル	175,000	175,381.50	174,954.50	1.05%
CABLEVISION SYSTEMS CORP 7.75% 04/15/2018	米ドル	800,000	870,046.00	813,463.99	4.87%
DISH DBS CORP 4.25% 04/01/2018	米ドル	800,000	820,988.00	804,648.01	4.81%
EMC CORP 1.875% 06/01/2018	米ドル	910,000	906,850.36	906,441.91	5.42%
FLEXI-VAN LEASING INC 7.875% 08/15/2018	米ドル	500,000	470,000.00	498,750.00	2.98%
FREEPORT-MCMORAN INC 2.375% 03/15/2018	米ドル	845,000	842,561.71	844,450.73	5.05%
GENWORTH HOLDINGS INC 6.515% 05/22/2018	米ドル	750,000	765,717.46	750,854.99	4.49%
GIBSON BRANDS INC 8.875% 08/01/2018	米ドル	375,000	387,636.51	310,312.50	1.86%
UBS AG/STAMFORD CT 1.8% 03/26/2018	米ドル	250,000	250,335.00	250,077.50	1.50%
UNITED CONTINENTAL HOLDINGS INC 6.375% 06/01/2018	米ドル	850,000	872,933.00	866,141.52	5.18%
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1% 09/15/2018	米ドル	2,825,000	2,813,329.10	2,811,647.41	16.83%
YUM! BRANDS INC 6.25% 03/15/2018	米ドル	765,000	789,243.34	773,820.45	4.63%
			11,507,078.00	11,331,547.10	67.79%
合計 I			15,690,713.47	15,403,798.87	92.13%

銘柄	通貨	額面	取得原価	時価	純資産 比率(%)
Ⅱ 規制ある市場に上場されていない有価証券					
債券					
ルクセンブルグ					
BOARDRIDERS SA 8.875% 12/15/2017	ユーロ	303,327	418,699.74	356,246.35	2.13%
			418,699.74	356,246.35	2.13%
アメリカ合衆国					
NAI ENTERTAINMENT HOLDINGS / NAI ENTERTAINMENT HOLDINGS FINANCE CORP 5% 08/01/2018	米ドル	800,000	809,777.78	800,000.00	4.78%
			809,777.78	800,000.00	4.78%
合計Ⅱ			1,228,477.52	1,156,246.35	6.91%
投資有価証券合計			16,919,190.99	16,560,045.22	99.04%
銀行預金				28,583.94	0.17%
その他の純資産				132,083.45	0.79%
純資産総額				16,720,712.61	100.00%

コクサイ－MUGCマスター・トラスト
グローバル短期高利回り社債ファンド4

国別投資有価証券分類表

2017年11月30日現在

	(純資産比率　%)
アメリカ合衆国	72.57%
ルクセンブルグ	15.20%
オランダ	6.13%
イギリス	4.09%
フランス	1.05%
	99.04%

[次へ](#)

KOKUSAI - MUGC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT NOVEMBER 30, 2017

	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 (liquidated)	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE (liquidated)	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013- 09 MONTHLY DIVIDEND TYPE
	USD	JPY	JPY
ASSETS			
Investments in securities at cost value (note 3)	-	-	571,002,272
Unrealized appreciation	-	-	164,873,966
Investments in securities at fair value (note 3)	-	-	735,876,238
Cash at banks	37,117.46	3,302,068	20,204,530
Interest receivable	-	-	3,437
Receivable for investments sold	-	-	-
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts (note 12)	-	-	3,719,618
Investment in options at fair value (note 13)	-	-	-
	37,117.46	3,302,068	759,803,823
LIABILITIES			
Accrued expenses (note 4)	(37,117.46)	(3,302,068)	(4,721,708)
Options premium payable (note 13)	-	-	-
Payable for units redeemed	-	-	-
Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts (note 12)	-	-	-
	(37,117.46)	(3,302,068)	(4,721,708)
TOTAL NET ASSETS	-	-	755,082,115
UNITS OUTSTANDING		-	84,788
USD-denominated USD Hedged Class	-		
JPY-denominated JPY Hedged Class	-		
JPY-denominated JPY non-Hedge Class	-		
NET ASSET VALUE PER UNIT		-	8,906
USD-denominated USD Hedged Class (expressed in USD)	-		
JPY-denominated JPY Hedged Class (expressed in JPY)	-		
JPY-denominated JPY non-Hedge Class (expressed in JPY)	-		

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT NOVEMBER 30, 2017
(continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY DEPRECIATION FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE
JPY	JPY	JPY
415,211,087	293,778,706	171,778,024
119,953,086	84,900,222	49,700,900
535,164,153	378,678,928	221,478,924
15,378,689	8,540,878	7,662,062
2,624	1,954	1,069
-	3,357,150	-
2,704,157	1,099,615	1,122,056
68,607,519	226,601,777	210,125,474
621,857,142	618,280,302	440,389,585
(4,413,030)	(4,389,029)	(3,678,121)
(7,176,750)	(12,001,500)	(12,474,150)
-	(3,938,100)	-
-	(1,105)	-
(11,589,780)	(20,329,734)	(16,152,271)
610,267,362	597,950,568	424,237,314
59,368		31,464
	25,835	
	16,171	
10,279		13,483
	13,212	
	15,870	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS
FOR THE YEAR ENDED NOVEMBER 30, 2017

	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 (liquidated on October 31, 2017*)	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE (liquidated on October 31, 2017*)	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013- 09 MONTHLY DIVIDEND TYPE
	Year ended November 30, 2017	Year ended November 30, 2017	Year ended November 30, 2017
	USD	JPY	JPY
INCOME			
Interest on bank accounts	334,26	6,840	27,042
	334,26	6,840	27,042
EXPENSES			
Administration, custodian and management fees (note 5)	(8,572.37)	(256,817)	(777,429)
Agent company fees (note 6)	(9,640.00)	(244,599)	(875,219)
Distributor fees (note 7)	(57,840.11)	(1,467,607)	(5,251,289)
Investment advisory fees (note 8)	(36,594.51)	(1,027,465)	(3,325,825)
Options premium expense	-	(3,218,000)	-
Other fees	(65,435.33)	(7,709,691)	(5,551,640)
Professional fees	(7,869.46)	(908,526)	(2,125,892)
Sub-custodian fees	(890.00)	(66,123)	(55,831)
Sub-manager fees (note 9)	(2,022.65)	(61,138)	(183,440)
Trustee fees (note 10)	(9,182.13)	(1,040,927)	(1,129,956)
	(198,046.56)	(16,000,893)	(19,276,521)
NET INVESTMENT LOSS	(197,712.30)	(15,994,053)	(19,249,479)
Net realized gain on sales of investments (note 16)	1,926,258.90	94,726,965	62,758,888
Net realized gain/(loss) on foreign exchange translation of other assets and liabilities	29,995.42	478,846	242,696
Net realized loss on forward foreign exchange contracts (note 16)	(299,940.09)	(10,305,563)	(33,346,162)
Net realized gain on options (note 16)	-	110,309,786	-
NET REALIZED GAIN FOR THE YEAR	1,656,314.23	195,210,034	29,655,422
Change in net unrealized appreciation/(depreciation):			
- on investments (note 16)	(1,840,920.91)	(93,420,245)	(35,345,845)
- on forward foreign exchange contracts (note 16)	221,716.22	7,067,261	32,666,494
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities	818.39	(92,199)	(357,745)
- on options (note 16)	-	(102,381,395)	-
	(1,618,386.30)	(188,826,578)	(3,037,096)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(159,794.37)	(9,610,697)	7,368,847

*Please refer to Note 3 for further disclosure on the liquidation of this Sub-Trust

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS
FOR THE YEAR ENDED NOVEMBER 30, 2017 (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY DEPRECIATION FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE
Year ended November 30, 2017	Year ended November 30, 2017	Year ended November 30, 2017
JPY	JPY	JPY
19,837	17,298	8,966
19,837	17,298	8,966
(762,223)	(872,841)	(451,774)
(726,005)	(829,513)	(430,239)
(4,356,057)	(4,977,002)	(2,581,390)
(3,069,973)	(3,483,871)	(1,812,173)
(10,603,000)	(23,199,600)	(18,975,000)
(5,490,930)	(5,413,378)	(5,582,099)
(2,125,960)	(2,130,320)	(2,130,320)
(60,751)	(109,311)	(52,894)
(181,475)	(207,807)	(107,567)
(1,129,956)	(1,129,956)	(1,129,956)
(28,496,330)	(42,353,599)	(33,253,412)
(28,476,493)	(42,336,301)	(33,244,446)
91,297,057	147,034,834	37,424,085
1,584,543	372,067	(310,604)
(33,649,164)	(23,475,609)	(13,021,807)
37,901,600	204,454,000	57,107,500
97,134,036	328,385,292	81,199,174
(68,119,237)	(124,993,575)	(27,495,958)
29,831,293	23,158,591	12,241,567
(316,823)	(602,306)	(140,885)
(44,514,728)	(17,190,048)	49,495,516
(83,119,495)	(119,627,338)	34,100,240
(14,461,952)	166,421,653	82,054,968

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST - SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS

	Year ended November 30, 2017
	JPY
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	1,036,138,788
Net investment loss	(28,476,493)
Net realized gain on sales of investments (note 16)	91,297,057
Net realized gain on foreign exchange translation of other assets and liabilities	1,584,543
Net realized loss on forward foreign exchange contracts (note 16)	(33,649,164)
Net realized gain on options (note 16)	37,901,600
	<u>97,134,036</u>
Change in net unrealized appreciation/(depreciation):	
- on investments (note 16)	(68,119,237)
- on forward foreign exchange contracts (note 16)	29,831,293
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(316,823)
- on options (note 16)	(44,514,728)
	<u>(83,119,495)</u>
Redemptions	(411,409,474)
	<u>(411,409,474)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	610,267,362

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST - SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS AS AT NOVEMBER 30, 2017 (expressed in JPY)

Description	Currency	Quantity	Cost	Market value	% of net assets
INVESTMENT FUND					
CAYMAN ISLANDS					
KOKUSAI MUGC MASTER FND4- GBL SH-T HY BD	USD	41,928	415,211,087	535,164,153	87.69%
			415,211,087	535,164,153	87.69%
TOTAL INVESTMENTS IN SECURITIES			415,211,087	535,164,153	87.69%
CASH AT BANKS				15,378,699	2.52%
OTHER NET ASSETS				58,724,520	9.79%
TOTAL NET ASSETS				610,267,362	100.00%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST - SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

GEOGRAPHICAL CLASSIFICATION OF INVESTMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2017

	(in % of net assets)
CAYMAN ISLANDS	87.69%
	87.69%

KOKUSAI - MUGC TRUST - SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS

	Year ended November 30, 2017	Year ended November 30, 2016	Year ended November 30, 2015
Number of units outstanding at the beginning of the year	98,484	124,604	319,803
Number of units issued	-	-	-
Number of units redeemed	(39,116)	(26,120)	(195,199)
Number of units outstanding at the end of the year	59,368	98,484	124,604

STATISTICAL INFORMATION

Net asset value per unit at the end of the year (expressed in JPY)	10,279	10,521	11,031
Total net assets (expressed in JPY)	610,267,362	1,036,138,788	1,374,558,648

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2017

NOTE 1

GENERAL

KOKUSAI - MUGC TRUST (the "Trust") is an open-ended exempted umbrella unit trust established by the Trust Deed under the Trusts Law of the Cayman Islands by a declaration of Trust dated July 29, 2011 (as supplemented or amended from time to time) executed by the Trustee and the Manager. The Trust registered under the Mutual Funds Law on August 3, 2011.

The financial statements only relate to the following Sub-Trusts:

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 (liquidated), expressed in USD;
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type (liquidated), expressed in JPY;
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type, expressed in JPY;
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, expressed in JPY;
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, expressed in JPY;
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, expressed in JPY.

The Sub-Trusts are offering multiple Classes of Units.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 (liquidated) offered the following Classes of Unit:

- USD-denominated USD Hedged Class, and
- JPY-denominated JPY Hedged Class.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type (liquidated) offered the following Class:

- JPY-denominated JPY Class.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type is offering the following Class:

- JPY-denominated JPY Hedged Class.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type is offering the following Class:

- JPY-denominated JPY Class.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type is offering the following Classes of Unit :

- JPY-denominated JPY Hedged Class, and
- JPY-denominated JPY non-Hedge Class.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type is offering the following Class:

- JPY-denominated JPY Class.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 1

GENERAL (continued)

Investment objectives of the Sub-Trusts:

The investment objective for below listed Sub-Trusts is to seek high current income and capital appreciation through investment in Kokusai - MUGC Master Trust (the "Master Sub-Trust"), which primarily invests in global "High Yield Bonds" issued by the companies around the world, including those in emerging countries, and denominated in various currencies, excluding those issued by Japanese companies or denominated in Japanese Yen.

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 (liquidated)
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type (liquidated)
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type

The investment objective for below listed Sub-Trust is to seek capital appreciation by substantially investing in global High Yield Bonds issued by companies around the world, including those in emerging countries, and denominated in various currencies, excluding those issued by Japanese companies or denominated in Japanese Yen as well as utilizing derivative and other instruments relating to foreign exchange and Nikkei Stock Average ("NSA" or "Index").

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type

The Sub-Trusts Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 and Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type have terminated on October 31, 2017.

The Sub-Trusts Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type will terminate on September 28, 2018 unless terminated earlier.

NOTE 2

UNIT CAPITAL

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 (liquidated), expressed in USD

Subscription of Units

The minimum subscription amount for each Class is 1 Unit with further increments of 1 Unit.

The Initial Issue Price is USD 100.00 per Unit for USD-denominated USD Hedged Class and JPY 10,000 per Unit for JPY-denominated JPY Hedged Class.

Redemptions of Units

The redemption price of a Unit is the Net Asset Value per Unit of the applicable Class as of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant redemption request is accepted by the manager. The Administrator may deduct any third party charges or withholding taxes, if applicable, from the redemption proceeds remitted to the redeeming Unitholder. Redemption requests must be made in multiples of 1 Unit.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 2

UNIT CAPITAL (continued)

Distribution

No Distributions are made for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 (liquidated).

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type (liquidated), expressed in JPY

Subscription of Units

The minimum subscription amount is 1 Unit with further increments of 1 Unit.
The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit.

Redemptions of Units

The redemption price of a Unit is the Net Asset Value per Unit at of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant redemption request is accepted by the manager. Redemption requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

No Distributions are made for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type (liquidated).

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type, expressed in JPY

Subscription of Units

The minimum subscription amount is 1 Unit with further increments of 1 Unit.
The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit.

Redemptions of Units

The redemption price of a Unit is the Net Asset Value per Unit at of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant redemption request is accepted by the manager. Redemption requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

The Manager may, at its discretion, and generally intends to, declare distributions on the 8th day of every month (or if that date is not a Business Day then on the next following Business Day) commencing from January 2014 (or such later month as determined by the Manager) out of income gains (including interests and distribution income) after deduction of expenses, realized and unrealized capital gains and capital available for distribution.

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, expressed in JPY

Subscription of Units

The minimum subscription amount is 1 Unit with further increments of 1 Unit.
The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 2

UNIT CAPITAL (continued)

Redemptions of Units

The redemption price of a Unit is the Net Asset Value per Unit at of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant redemption request is accepted by the manager. Redemption requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

No Distributions are made for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type.

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, expressed in JPY

Subscription of Units

The Units of the Sub-Trust issues in the following Classes denominated in JPY:

JPY-denominated JPY Hedged Class; and
JPY-denominated JPY non-Hedge Class.

The minimum subscription amount is 1 Unit with further increments of 1 Unit.
The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit.

Redemptions of Units

The redemption price of a Unit is the Net Asset Value per Unit at of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant redemption request is accepted by the manager. Redemption requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

No Distributions are made for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type.

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, expressed in JPY

Subscription of Units

The minimum subscription amount is 1 Unit with further increments of 1 Unit.
The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit.

Redemptions of Units

The redemption price of a Unit is the Net Asset Value per Unit at of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant redemption request is accepted by the manager. Redemption requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

No Distributions are made for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 3

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

In respect of Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 and Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, the Sub-Trusts have terminated on October 31, 2017, as approved by the Trustee during the year/period. The transactions related to the termination of the Sub-Trusts are to be settled following this termination date and are considered to be immaterial. The preparation of the financial statements for these Sub-Trusts have been performed on a liquidation basis. Liquidation expenses amounting to USD 47,713.95 (for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10) and JPY 5,144,981 (for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type) have been accounted for in the financial statements in the various relevant captions.

In respect of the remaining Sub-Trusts (as disclosed below), these Sub-Trusts are due to be terminated on September 28, 2018 or such earlier date as shall be determined by the Manager. The use of the going concern assumption is therefore no longer appropriate for the preparation of the financial statements for these Sub-Trusts. The basis of accounting has been changed from the going concern basis to a liquidation basis. A provision for liquidation expenses for the Sub-Trusts are as follows:

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type: JPY 6,732,469.98
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type: JPY 6,689,269.98
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type: JPY 6,732,469.98
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type: JPY 6,689,269.98

The above amounts have not been accounted for in the financial statements since the amounts are immaterial.

The financial statements of the Sub-Trusts have been prepared as described below:

Valuation of the investments in securities and derivatives

(i) Certificates of deposit acquired at their nominal value and other deposits shall be valued at their principal amount plus accrued interest from the date of acquisition;

(ii) The value of any pre-paid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof unless in any case the Manager is of the opinion that the same is unlikely to be paid or received in full in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Manager may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof;

(iii) Unlisted securities are valued at fair market value as determined in good faith by the Investment Advisor, taking into consideration such factors as the Investment Advisor deems appropriate, including recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services;

(iv) All interest accrued on any interest-bearing securities except to the extent that the same is included in the principal value of such security; and

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 3

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(v) Notwithstanding the above methods of valuation, where no method of valuation is stated or, in the opinion of the Manager, such method is not practicable or adequate, the Administrator shall be entitled in good faith to use such valuation method as the Manager, in consultation with the Investment Advisor, considers fair in the circumstances.

(vi) The value of each interest in any managed fund which is valued as at the same day as the Sub-Fund shall be the net asset value per unit, share or other interest in such managed fund calculated as at that day or if such managed fund is not valued as at the same day as the Sub-Fund, the last published net asset value per unit, share or other interest in such managed fund (where available) or (if the same is not available) the last published redemption or bid price for such unit, share or other interest.

Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sale of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in USD or JPY depending on the Sub-Trust. Bank accounts, the investment portfolio and other assets or liabilities expressed in currencies other than USD or JPY are translated into the corresponding currency at the applicable exchange rates prevailing at the end of the year.

Dividend income in currencies other than USD or JPY is accounted for using the exchange rates prevailing at the ex-dividend date.

Other income and expenses expressed in currencies other than USD or JPY are translated into USD or JPY at the applicable exchange rates prevailing at transaction date.

Resulting realized and change in unrealized foreign exchange gains or losses are included in the statement of operations.

Applicable currency exchange rates as at November 30, 2017 are as follows:

1 USD =	0.838680 EUR
1 USD =	111.905000 JPY

Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than USD or JPY is translated into USD or JPY at the applicable exchange rate at the transaction date.

Investment income

Interest income is recognized on an accrual basis.

Forward foreign currency exchange contracts

The unrealized appreciation or depreciation resulting from outstanding forward foreign currency exchange contracts are determined on the valuation day on the basis of the forward foreign currency exchange prices applicable on this date and are included in the statement of net assets.

Realized gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognized in the statement of operations.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Option contracts

Option contracts are valued at year-end using the last available closing price.

NOTE 4 ACCRUED EXPENSES

	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 (liquidated)	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 JPY- DENOMINATED JPY- APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE (liquidated)	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 MONTHLY DIVIDEND TYPE
	USD	JPY	JPY
Administration, custodian and management fees (note 5)	-	-	114,988
Agent Company fees (note 6)	-	-	129,937
Distributor fees (note 7)	-	-	779,628
Investment advisory fees (note 8)	11,486.45	335,626	1,286,054
Other fees	18,428.32	2,145,261	128,169
Professional fees	7,222.69	820,714	2,074,650
Sub-manager fees (note 9)	-	-	27,134
Trustee fees (note 10)	-	467	181,148
TOTAL	37,117.46	3,302,068	4,721,708
	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY- DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY- DENOMINATED JPY DEPRECIATION FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE
	JPY	JPY	JPY
Administration, custodian and management fees (note 5)	111,275	109,871	72,745
Agent Company fees (note 6)	105,641	104,356	69,106
Distributor fees (note 7)	633,782	626,114	414,566
Investment advisory fees (note 8)	1,151,874	1,117,685	701,367
Other fees	128,169	149,054	147,218
Professional fees	2,074,650	2,074,650	2,074,650
Sub-manager fees (note 9)	26,491	26,151	17,321
Trustee fees (note 10)	181,148	181,148	181,148
TOTAL	4,413,030	4,389,029	3,678,121

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 5

ADMINISTRATION, CUSTODIAN AND MANAGEMENT FEES

The Manager, Administrator and Custodian is entitled to receive a fee of below mentioned rate p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

Sub-Trusts	Fee rates (%)
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 (liquidated)	0.089
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type (liquidated)	0.105
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type	0.089
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type	0.105
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.105
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.105

NOTE 6

AGENT COMPANY FEES

In respect of all Sub-Trusts, the Agent Company is entitled to receive a fee of 0.10% p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 7

DISTRIBUTOR FEES

In respect of all Sub-Trusts, the Distributor is entitled to receive a fee of 0.60% p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 8

INVESTMENT ADVISORY FEES

The Investment Advisor is entitled to receive a fee of below mentioned rate p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

Sub-Trusts	Fee rates (%)
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 (liquidated)	0.38
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type (liquidated)	0.42
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type	0.38
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type	0.42
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.42
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.42

NOTE 9

SUB-MANAGER FEES

The Sub-Manager is entitled to receive a fee of below mentioned rate p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

Sub-Trusts	Fee rates (%)
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 (liquidated)	0.021
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type (liquidated)	0.025
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type	0.021
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type	0.025
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.025
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.025

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 10

TRUSTEE FEES

In respect of the Sub-Trusts Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged And Depreciation Followed Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type and Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed And Nikkei Stock Average Appreciation, the Trustee is entitled to receive a fee of 0.01% p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

In respect of Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 (liquidated) and Short-Term Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY Denominated JPY Appreciation Hedged And Depreciation Hedged And Depreciation Followed Type (liquidated), the Trustee is entitled to receive a fee of 0.01% p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum. Such fee is accrued daily and is payable monthly in arrears.

NOTE 11

TAXATION

There are no income, corporation, capital gains or other taxes in effect in the Cayman Islands on the basis of present legislation. The Trustee has applied for and received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trusts Law of the Cayman Islands, an undertaking on behalf of the Trust that, for a period of 50 years from July 29, 2011 (date of creation of Trust), no law hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate, duty or inheritance tax will apply to any income or property of the Trust, or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income.

NOTE 12

UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 MONTHLY DIVIDEND TYPE

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
11/21/2017	12/29/2017	USD	6,630,000.00	JPY	744,277,174	(740,557,558)	3,719,618	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							3,719,618	

As at November 30, 2017, the unrealized appreciation on this contract was JPY 3,719,618 and is disclosed in the statement of net assets.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION
HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
11/21/2017	12/29/2017	USD	4,820,000.00	JPY	541,088,383	(538,384,226)	2,704,157	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							2,704,157	

As at November 30, 2017, the unrealized appreciation on this contract was JPY 2,704,157 and is disclosed in the statement of net assets.

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION
FOLLOWED TYPE

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
11/21/2017	12/29/2017	USD	1,980,000.00	JPY	220,027,641	(218,928,028)	1,099,615	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							1,099,615	

As at November 30, 2017, the unrealized appreciation on this contract was JPY 1,099,615 and is disclosed in the statement of net assets.

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized depreciation (JPY)	Counterparty
11/29/2017	12/29/2017	JPY	1,117,730	USD	10,000.00	1,116,980	(750)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/29/2017	12/05/2017	USD	30,392.00	JPY	3,400,000	(3,400,355)	(355)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							(1,105)	

As at November 30, 2017, the unrealized depreciation on these contracts was JPY 1,105 and is disclosed in the statement of net assets.

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY DEPRECIATION
FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
11/21/2017	12/29/2017	USD	2,000,000.00	JPY	224,518,001	(223,395,945)	1,122,056	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							1,122,056	

As at November 30, 2017, the unrealized appreciation on this contract was JPY 1,122,056 and is disclosed in the statement of net assets.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 13 INVESTMENT IN OPTIONS AT FAIR VALUE

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION
HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

Description	Option price	Currency	Notional	Net unrealized appreciation (JPY)
USDJPY 5Y FX OPT	0.105	JPY	200,000,000	20,972,000
USDJPY 5Y FX OPT	0.099	JPY	150,000,000	14,808,789
USDJPY 5Y FX OPT	0.103	JPY	250,000,000	25,650,000
			600,000,000	61,430,769

As at November 30, 2017, the net unrealized appreciation on these contracts was JPY 61,430,769. The investment in options at fair value was JPY 68,607,519 and the option premium payable was JPY 7,176,750.

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION
FOLLOWED TYPE

Description	Strike price	Currency	Notional	Net unrealized appreciation (JPY)
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.517	JPY	90,000,000	46,505,206
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.517	JPY	60,000,000	31,003,471
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.513	JPY	60,000,000	30,792,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.513	JPY	30,000,000	15,398,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.505	JPY	110,000,000	55,552,200
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.505	JPY	70,000,000	35,351,400
			420,000,000	214,600,277

As at November 30, 2017, the net unrealized appreciation on these contracts was JPY 214,600,277. The investment in options at fair value was JPY 226,601,777 and the option premium payable was JPY 12,001,500.

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY DEPRECIATION
FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE

Description	Strike price	Currency	Notional	Net unrealized appreciation (JPY)
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.517	JPY	190,000,000	98,177,858
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.513	JPY	130,000,000	66,716,000
USDJPY 5Y FX OPT	0.105	JPY	190,000,000	19,823,400
USDJPY 5Y FX OPT	0.099	JPY	130,000,000	12,834,266
			640,000,000	197,651,324

As at November 30, 2017, the net unrealized appreciation on these contracts was JPY 197,651,324. The investment in options at fair value was JPY 210,125,474 and the option premium payable was JPY 12,474,150.

NOTE 14 CHANGES IN THE PORTFOLIO

A detailed schedule of the portfolio changes for the year ended November 30, 2017 is available free of charge upon request at the registered office of the Manager.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 15

DIVIDENDS

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 MONTHLY DIVIDEND
TYPE

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
12/08/2016	12/14/2016	25	2,726,400	JPY
01/10/2017	01/17/2017	25	2,677,650	JPY
02/08/2017	02/14/2017	25	2,558,925	JPY
03/08/2017	03/14/2017	25	2,528,925	JPY
04/10/2017	04/18/2017	25	2,506,525	JPY
05/08/2017	05/12/2017	25	2,468,575	JPY
06/08/2017	06/14/2017	25	2,370,075	JPY
07/10/2017	07/14/2017	25	2,338,325	JPY
08/08/2017	08/16/2017	25	2,297,075	JPY
09/08/2017	09/14/2017	25	2,258,925	JPY
10/10/2017	10/16/2017	25	2,159,700	JPY
11/08/2017	11/14/2017	25	2,147,200	JPY
TOTAL			29,038,300	

NOTE 16

REALIZED GAIN/(LOSS) AND CHANGE IN NET UNREALIZED APPRECIATION/
(DEPRECIATION) ON INVESTMENTS

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 (liquidated)

Realized gain/(loss) for the year ended November 30, 2017 can be analysed as follows :

	USD
Realized gain on investments	1,926,258.90
Realized loss on investments	-
Net realized gain/(loss) on investments	1,926,258.90
Realized gain on forward foreign exchange contracts	787,849.81
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(1,087,789.90)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	(299,940.09)

Change in net unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended November 30, 2017 can be analysed as follows:

	November 30, 2016 (USD)	November 30, 2017 (USD)	Change in net unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2017 (USD)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	1,840,920.91	-	(1,840,920.91)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	1,840,920.91	-	(1,840,920.91)

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 16

REALIZED GAIN/(LOSS) AND CHANGE IN NET UNREALIZED APPRECIATION/
(DEPRECIATION) ON INVESTMENTS (continued)

	November 30, 2016 (USD)	November 30, 2017 (USD)	Change in net unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2017 (USD)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	4,385.70	-	(4,385.70)
Unrealized depreciation	(226,101.92)	-	226,101.92
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(221,716.22)	-	221,716.22

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 JPY-DENOMINATED JPY
APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE (liquidated)

Realized gain/(loss) for the year ended November 30, 2017 can be analysed as follows :

	JPY
Realized gain on investments	94,726,965
Realized loss on investments	-
Net realized gain/(loss) on investments	94,726,965
Realized gain on forward foreign exchange contracts	24,176,084
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(34,481,647)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	(10,305,563)
Realized gain on options	110,309,786
Realized loss on options	-
Net realized gain/(loss) on options	110,309,786

Change in net unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended November 30, 2017
can be analysed as follows:

	November 30, 2016 (JPY)	November 30, 2017 (JPY)	Change in net unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2017 (JPY)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	93,420,245	-	(93,420,245)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	93,420,245	-	(93,420,245)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	121,854	-	(121,854)
Unrealized depreciation	(7,188,915)	-	7,188,915
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(7,067,261)	-	7,067,261

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 16

REALIZED GAIN/(LOSS) AND CHANGE IN NET UNREALIZED APPRECIATION/
(DEPRECIATION) ON INVESTMENTS (continued)

	November 30, 2016 (JPY)	November 30, 2017 (JPY)	Change in net unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2017 (JPY)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on options			
Unrealized appreciation	102,381,395	-	(102,381,395)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	102,381,395	-	(102,381,395)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 MONTHLY DIVIDEND
TYPE

Realized gain/(loss) for the year ended November 30, 2017 can be analysed as follows :

	JPY
Realized gain on investments	62,758,888
Realized loss on investments	-
Net realized gain/(loss) on investments	62,758,888
Realized gain on forward foreign exchange contracts	118,351,517
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(151,897,679)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	(33,546,162)

Change in net unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended November 30, 2017 can be analysed as follows:

	November 30, 2016 (JPY)	November 30, 2017 (JPY)	Change in net unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2017 (JPY)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	200,219,811	164,873,966	(35,345,845)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	200,219,811	164,873,966	(35,345,845)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	634,846	3,719,618	3,084,772
Unrealized depreciation	(29,581,722)	-	29,581,722
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(28,946,876)	3,719,618	32,666,494

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 16

REALIZED GAIN/(LOSS) AND CHANGE IN NET UNREALIZED APPRECIATION/
(DEPRECIATION) ON INVESTMENTS (continued)SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY
APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

Realized gain/(loss) for the year ended November 30, 2017 can be analysed as follows :

	JPY
Realized gain on investments	91,297,057
Realized loss on investments	-
Net realized gain/(loss) on investments	91,297,057
Realized gain on forward foreign exchange contracts	94,271,114
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(127,920,278)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	(33,649,164)
Realized gain on options	37,901,600
Realized loss on options	-
Net realized gain/(loss) on options	37,901,600

Change in net unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended November 30, 2017
can be analysed as follows:

	November 30, 2016 (JPY)	November 30, 2017 (JPY)	Change in net unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2017 (JPY)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	188,072,303	119,953,066	(68,119,237)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	188,072,303	119,953,066	(68,119,237)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	588,315	2,704,157	2,115,842
Unrealized depreciation	(27,715,451)	-	27,715,451
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(27,127,136)	2,704,157	29,831,293
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on options			
Unrealized appreciation	105,945,497	61,430,769	(44,514,728)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	105,945,497	61,430,769	(44,514,728)

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 16

REALIZED GAIN/(LOSS) AND CHANGE IN NET UNREALIZED APPRECIATION/
(DEPRECIATION) ON INVESTMENTS (continued)SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE
APPRECIATION FOLLOWED TYPE

Realized gain/(loss) for the year ended November 30, 2017 can be analysed as follows :

	JPY
Realized gain on investments	147,034,834
Realized loss on investments	-
Net realized gain/(loss) on investments	147,034,834
Realized gain on forward foreign exchange contracts	69,755,765
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(93,231,374)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	(23,475,609)
Realized gain on options	204,454,000
Realized loss on options	-
Net realized gain/(loss) on options	204,454,000

Change in net unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended November 30, 2017
can be analysed as follows:

	November 30, 2016 (JPY)	November 30, 2017 (JPY)	Change in net unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2017 (JPY)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	209,893,797	84,900,222	(124,993,575)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	209,893,797	84,900,222	(124,993,575)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	912,979	1,099,615	186,636
Unrealized depreciation	(22,973,060)	(1,105)	22,971,955
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(22,060,081)	1,098,510	23,158,591
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on options			
Unrealized appreciation	231,790,325	214,600,277	(17,190,048)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	231,790,325	214,600,277	(17,190,048)

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2017 (continued)

NOTE 16

REALIZED GAIN/(LOSS) AND CHANGE IN NET UNREALIZED APPRECIATION/
(DEPRECIATION) ON INVESTMENTS (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY
DEPRECIATION FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED
TYPE

Realized gain/(loss) for the year ended November 30, 2017 can be analysed as follows :

	JPY
Realized gain on investments	37,424,085
Realized loss on investments	-
Net realized gain/(loss) on investments	37,424,085
Realized gain on forward foreign exchange contracts	40,891,503
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(53,913,310)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	(13,021,807)
Realized gain on options	57,107,500
Realized loss on options	-
Net realized gain/(loss) on options	57,107,500

Change in net unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended November 30, 2017
can be analysed as follows:

	November 30, 2016 (JPY)	November 30, 2017 (JPY)	Change in net unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2017 (JPY)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	77,196,858	49,700,900	(27,495,958)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	77,196,858	49,700,900	(27,495,958)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	266,526	1,122,056	855,530
Unrealized depreciation	(11,386,037)	-	11,386,037
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(11,119,511)	1,122,056	12,241,567
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on options			
Unrealized appreciation	148,155,808	197,651,324	49,495,516
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	148,155,808	197,651,324	49,495,516

（２）【2016年11月30日終了年度】**①【貸借対照表】**

コクサイーMUGCトラストー
短期高利回り社債ファンド2013-09
円建 円高ヘッジ・円安追随型
純資産計算書
2016年11月30日現在

	日本円
資産	
投資有価証券取得原価	742,969,179
未実現評価益	188,072,303
投資有価証券時価評価額	931,041,482
銀行預金	18,590,802
投資有価証券売却未収金	18,231,200
為替予約契約にかかる未実現評価益（注12）	588,315
オプションにかかる未実現評価益（注13）	133,331,597
	1,101,783,396
負債	
未払費用（注4）	(5,321,557)
未払オプション・プレミアム（注13）	(27,386,100)
受益証券買戻未払金	(5,221,500)
為替予約契約にかかる未実現評価損（注12）	(27,715,451)
	(65,644,608)
純資産価額	1,036,138,788
発行済受益証券口数	98,484口
受益証券1口当たり純資産価格	10,521

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

コクサイーMUGCTラストー
短期高利回り社債ファンド2013-09
円建 円高ヘッジ・円安追随型
運用計算書
 2016年11月30日に終了した年度

	日本円
費用	
管理事務代行報酬、保管報酬および管理報酬（注6）	(1,121,460)
代行協会員報酬（注11）	(1,064,651)
販売報酬（注10）	(6,387,866)
投資顧問報酬（注8）	(4,410,911)
オプション・プレミアム費用	(17,226,200)
その他の報酬	(5,124,594)
専門家報酬	(1,598,568)
副保管報酬	(67,197)
副管理報酬（注7）	(267,022)
受託報酬（注9）	(1,063,358)
	(38,331,827)
投資純損失	(38,331,827)
投資有価証券売却にかかる実現純利益（注16）	32,387,082
その他の資産および負債の為替換算にかかる実現純利益（損失）	(1,220,940)
為替予約契約にかかる実現純利益（注16）	91,094,021
オプションにかかる実現純利益（注16）	28,497,000
当期実現純利益	150,757,163
未実現評価純（損失）利益の変動：	
－投資有価証券（注16）	(69,452,200)
－為替予約契約（注16）	(23,973,447)
－その他の資産および負債の為替換算	227,203
－オプション（注16）	(93,042,980)
	(186,241,424)
運用の結果による純資産の増加（減少）	(73,816,088)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

コクサイーMUGCトラストー
短期高利回り社債ファンド2013-09
円建 円高ヘッジ・円安追随型
純資産変動計算書
2016年11月30日に終了した年度

	日本円
期首現在純資産	1,374,558,648
投資純損失	(38,331,827)
投資有価証券売却にかかる実現純利益（注16）	32,387,082
その他の資産および負債の為替換算にかかる実現純損失	(1,220,940)
為替予約契約にかかる実現純利益（注16）	91,094,021
オプションにかかる実現純利益（注16）	28,497,000
	150,757,163
未実現評価純（損失）利益の変動：	
－投資有価証券（注16）	(69,452,200)
－為替予約契約（注16）	(23,973,447)
－その他の資産および負債の為替換算	227,203
－オプション（注16）	(93,042,980)
	(186,241,424)
買戻し	(264,603,772)
	(264,603,772)
期末現在純資産	1,036,138,788

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

コクサイ－ＭＵＧＣトラスト－
短期高利回り社債ファンド2013-09
円建 円高ヘッジ・円安追随型
受益証券口数の変動

	2016年11月30日 終了年度	2015年11月30日 終了年度	2013年9月18日 (運用開始日) から 2014年11月30日 までの期間
期首現在発行済受益証券口数	124,604	319,803	—
発行受益証券口数	—	—	680,361
買戻受益証券口数	(26,120)	(195,199)	(360,558)
期末現在発行済受益証券口数	98,484	124,604	319,803

統計情報

期末現在１口当たり純資産価格（日本円表示）	10,521円	11,031円	10,815円
純資産価額（日本円表示）	1,036,138,788円	1,374,558,648円	3,458,663,472円

[次へ](#)

コクサイーMUGCトラスト
財務書類に対する注記
2016年11月30日現在

注1 概要

コクサイーMUGCトラスト（以下「ファンド」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2011年7月29日付信託宣言（随時補足され、または変更される。）により、ケイマン諸島の信託法に基づき、信託証書によって設立されたオープン・エンド型の免除アンブレラ型・ユニット・トラストである。ファンドは、2011年8月3日付のミューチュアル・ファンド法に基づき登録されている。

本財務書類は、以下のサブ・ファンドについてのみ関連している。

- ・短期高利回り社債ファンド2012-10（米ドルで表示）
- ・短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（日本円で表示）
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型（日本円で表示）
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型（日本円で表示）
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型（日本円で表示）
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型（日本円で表示）

サブ・ファンドは、複数の受益証券クラスを販売している。

短期高利回り社債ファンド2012-10は、以下の受益証券クラスを販売している。

- ・米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券および
- ・円建 円ヘッジクラス受益証券

短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型は、以下の受益証券クラスを販売している。

- ・円建 円クラス受益証券

短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型は、以下の受益証券クラスを販売している。

- ・円建 円ヘッジクラス受益証券

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型は、以下の受益証券クラスを販売している。

- ・円建 円クラス受益証券

短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型は、以下の受益証券クラスを販売している。

- ・円建 円ヘッジクラス受益証券および
- ・円建 円ヘッジなしクラス受益証券

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型は、以下の受益証券クラスを販売している。

- ・円建 円クラス受益証券

サブ・ファンドの投資目的：

下記のサブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）に主として投資するコク

サイーMUGCマスター・トラスト（以下「投資先ファンド」という。）への投資を通じて、高水準のインカム収益の確保と信託財産の成長を目指すことである。

- ・短期高利回り社債ファンド2012-10
- ・短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型
- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型

下記のサブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）に実質的に投資することに加え、外国為替および日経平均株価（以下「日経平均」という。）に係る派生商品取引等を行い、信託財産の成長を目指すことである。

- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型

サブ・ファンドのうち、短期高利回り社債ファンド2012-10および短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型は、早期に終了する場合を除いて、2017年10月31日に終了する。

サブ・ファンドのうち、短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型、短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型、短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型および短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型は、早期に終了する場合を除いて、2018年9月28日に終了する。

2016年5月1日付で、管理会社、管理事務代行会社兼保管会社は、その名称をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更した。

注2 資本

- ・短期高利回り社債ファンド2012-10（米ドルで表示）

受益証券の発行

各クラスの申込単位は、1口以上1口単位である。

当初発行価格は、米ドル建 米ドルヘッジクラスについては受益証券1口当たり100.00米ドル、円建 円ヘッジクラスについては受益証券1口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が管理会社によって受諾された通知日に関連する取引日現在の該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格である。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金される買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻請求は1口単位で行われなければならない。

分配

短期高利回り社債ファンド2012-10について、分配は行われていない。

- ・短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（日本円で表示）

受益証券の発行

申込単位は、1口以上1口単位である。

当初発行価格は、受益証券1口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が管理会社によって受諾された通知日に関連する適用ある取引日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。買戻請求は1口単位で行われなければならない。

分配

短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型について、分配は行われていない。

- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型（日本円で表示）

受益証券の発行

申込単位は、1口以上1口単位である。

当初発行価格は、受益証券1口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が管理会社によって受諾された通知日に関連する適用ある取引日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。買戻請求は1口単位で行われなければならない。

分配

管理会社は、その裁量により、経費控除後の利子・配当等収益、売買益（評価益を含む。）および分配可能な元本から、平成26年1月以降（または、管理会社が決定するこれより後の月以降）、毎月8日（または、当該日が営業日でない場合には翌営業日）に分配を宣言することができ、また原則として分配を宣言する方針である。

- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型（日本円で表示）

受益証券の発行

申込単位は、1口以上1口単位である。

当初発行価格は、受益証券1口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が管理会社によって受諾された通知日に関連する適用ある取引日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。買戻請求は1口単位で行われなければならない。

分配

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型について、分配は行われていない。

- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型（日本円で表示）

受益証券の発行

サブ・ファンドの受益証券は、以下の円建クラスにおいて発行される。

円建 円ヘッジクラスおよび

円建 円ヘッジなしクラス

申込単位は、1口以上1口単位である。
当初発行価格は、受益証券1口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が管理会社によって受諾された通知日に関連する適用ある取引日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。買戻請求は1口単位で行われなければならない。

分配

短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型について、分配は行われていない。

- ・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型（日本円で表示）

受益証券の発行

申込単位は、1口以上1口単位である。
当初発行価格は、受益証券1口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が管理会社によって受諾された通知日に関連する適用ある取引日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。買戻請求は1口単位で行われなければならない。

分配

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型について、分配は行われていない。

注3 重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に認められた会計原則に従い表記されている。短期高利回り社債ファンド2012-10および短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型については、より早期に終了する場合を除いて2017年10月31日に終了するため、これらのサブ・ファンドの財務書類作成に際して継続事業の前提を用いることはもはや適切ではない。会計基準は、継続事業の前提から清算事業の前提に変更されている。清算費用の引当金は、（短期高利回り社債ファンド2012-10につき）22,504.24米ドルおよび（短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型につき）2,568,493.31円であるが、これらの金額は重要ではないため財務書類には計上されていない。残りのサブ・ファンドについては、財務書類作成に際して継続事業の前提を用いている。2016年11月30日現在のサブ・ファンドの財務書類は、以下に記載されたとおりに作成されている。

有価証券およびデリバティブへの投資の評価

- （i）額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から経過利息を加えた金額で評価される。
- （ii）宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考えるディスカウントを行った上で決定される。
- （iii）未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する要因（同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を含む。）を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- （iv）利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- （v）前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資顧問会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。
- （vi）サブ・ファンドと同日に評価される運用ファンドの各持分の評価額は、該当日に計算される、かかる運用ファンドの受益証券、株式またはその他の持分の1口当たりの純資産価格とするか、または、かかる運用ファンドが、サブ・ファンドと同日に評価が行われない場合には、入手可能であれば、かかる運用ファンドの受益証券、株式またはその他の持分の1口当たりの最終公表済純資産価格とする。かかる価格が入手できない場合には、受益証券、株式またはその他の持分の最終公表済の買戻価格または買呼び値とする。

有価証券の売却にかかる実現純（損失）利益

有価証券の売却にかかる実現純（損失）利益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて計算される。

為替換算

本財務書類は、サブ・ファンドごとに米ドルまたは日本円で表示されている。米ドルまたは日本円以外の通貨で表示される銀行勘定、投資有価証券およびその他の資産または負債は、期末現在の適用ある実勢為替レートで対応する通貨に換算される。

米ドルまたは日本円以外の通貨の配当収益は、配当落ち日の実勢為替レートを使用し、会計処理される。

米ドルまたは日本円以外の通貨で表示されるその他の収益および費用は、取引日の適用ある実勢為替レートで米ドルまたは日本円に換算される。

実現および未実現為替損益の実現および変動結果は、運用計算書に計上される。

2016年11月30日現在、適用ある為替レートは以下のとおりである。

1 米ドル＝0.942685ユーロ

1 米ドル＝113.945000円

投資有価証券の取得原価

米ドルまたは日本円以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用ある為替レートで米ドルまたは日本円に換算される。

投資収益

受取利息は、発生主義で認識される。

為替予約契約

未決済の為替予約契約から生じる未実現評価損益は、当該日に適用ある為替予約価格に基づき、評価日に決定され、純資産計算書に計上される。

為替予約契約から生じる実現損益は、運用計算書に認識される。

オプション契約

オプション契約は、期末現在の入手可能な直近の終値を使用して評価される。

注4 未払費用

	短期高利回り 社債ファンド2012-10	短期高利回り社債 ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・ 円安追随型	短期高利回り社債 ファンド2013-09 毎月分配型
	米ドル	日本円	日本円
代行協会員報酬（注11）	2,322.15	55,976	169,601
販売報酬（注10）	13,932.76	335,848	1,017,640
投資顧問報酬（注8）	22,956.01	608,494	1,684,920
管理事務代行報酬、保管報酬および管 理報酬（注6）	2,073.94	58,787	151,806
その他の報酬	1,103.67	121,087	122,204
専門家報酬	16,893.38	1,859,759	1,896,327
副管理報酬（注7）	489.40	14,005	35,820
受託報酬（注9）	1,660.30	184,049	182,397
合計	61,431.61	3,238,005	5,260,715

	短期高利回り社債 ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・ 円安追随型	短期高利回り社債 ファンド2013-09 日経平均上昇追随型	短期高利回り社債 ファンド2013-09 円建 円安追随・ 日経平均上昇追随型
	日本円	日本円	日本円
代行協会員報酬（注11）	164,892	210,419	79,755
販売報酬（注10）	989,256	1,262,564	478,508
投資顧問報酬（注8）	1,751,649	2,191,079	829,731
管理事務代行報酬、保管報酬および管 理報酬（注6）	173,570	219,384	83,905
その他の報酬	122,204	143,013	141,175
専門家報酬	1,896,259	1,891,899	1,891,899
副管理報酬（注7）	41,330	52,238	19,977
受託報酬（注9）	182,397	182,397	182,397
合計	5,321,557	6,152,993	3,707,347

注5 税金

ケイマン諸島には、現行法規制の下、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、2011年7月29日（ファンドの設立日）から50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得している。

注6 管理事務代行報酬、保管報酬および管理報酬

管理会社、管理事務代行会社兼保管会社は、サブ・ファンドの純資産価額の下記の料率（年率）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

サブ・ファンド	報酬レート (%)
短期高利回り社債ファンド2012-10	0.089
短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型	0.105
短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型	0.089
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型	0.105
短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型	0.105
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型	0.105

注7 副管理報酬

副管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の下記の料率（年率）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

サブ・ファンド	報酬レート (%)
短期高利回り社債ファンド2012-10	0.021
短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型	0.025
短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型	0.021
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型	0.025
短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型	0.025
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型	0.025

注8 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の下記の料率（年率）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

サブ・ファンド	報酬レート (%)
短期高利回り社債ファンド2012-10	0.38
短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型	0.42
短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型	0.38
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型	0.42
短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型	0.42
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型	0.42

注9 受託報酬

短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型、短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型、短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型、短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型について、受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

短期高利回り社債ファンド2012-10および短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型について、受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

注10 販売報酬

全てのサブ・ファンドについて、販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.60%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注11 代行協会員報酬

全てのサブ・ファンドについて、代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注12 為替予約契約にかかる未実現評価損益

短期高利回り社債ファンド2012-10（清算中）

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (米ドル)	未実現評価益 (米ドル)	取引相手方
2016年11月25日	2016年12月30日	日本円	9,027,040	米ドル	80,000.00	(79,385.78)	614.22	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月28日	2016年12月30日	日本円	10,095,840	米ドル	90,000.00	(88,785.04)	1,214.96	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月21日	2016年12月30日	日本円	11,080,400	米ドル	100,000.00	(97,443.48)	2,556.52	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
						合計	4,385.70	

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は4,385.70米ドルであり、純資産計算書に開示されている。

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (米ドル)	未実現評価損 (米ドル)	取引相手方
2016年11月25日	2016年12月1日	米ドル	88,533.18	日本円	10,000,000	87,764.20	(768.98)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月28日	2016年12月2日	米ドル	89,054.33	日本円	10,000,000	87,766.76	(1,287.57)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月18日	2016年12月30日	米ドル	7,880,000.00	日本円	870,566,640	7,655,954.63	(224,045.37)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
						合計	(226,101.92)	

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価損は226,101.92米ドルであり、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（清算中）

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (日本円)	未実現評価益 (日本円)	取引相手方
2016年11月25日	2016年12月30日	日本円	2,256,760	米ドル	20,000.00	2,274,221	17,461	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月28日	2016年12月30日	日本円	3,365,280	米ドル	30,000.00	3,411,332	46,052	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月21日	2016年12月30日	日本円	2,216,080	米ドル	20,000.00	2,274,221	58,141	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
						合計	121,654	

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は121,654円であり、純資産計算書に開示されている。

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (日本円)	未実現評価損 (日本円)	取引相手方
2016年11月25日	2016年12月1日	米ドル	17,706.64	日本円	2,000,000	(2,017,524)	(17,524)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

2016年11月28日	2016年12月2日	米ドル	35,621.73	日本円	4,000,000	(4,058,681)	(58,681)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月18日	2016年12月30日	米ドル	2,200,000.00	日本円	243,051,602	(250,164,312)	(7,112,710)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
合計							(7,188,915)	

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価損は7,188,915円であり、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (日本円)	未実現評価益 (日本円)	取引相手方
2016年11月25日	2016年12月30日	日本円	5,641,900	米ドル	50,000.00	5,685,553	43,653	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月28日	2016年12月30日	日本円	13,461,120	米ドル	120,000.00	13,645,326	184,206	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月21日	2015年12月30日	日本円	15,512,560	米ドル	140,000.00	15,919,547	406,987	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
合計							634,846	

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は634,846円であり、純資産計算書に開示されている。

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (日本円)	未実現評価損 (日本円)	取引相手方
2016年11月25日	2016年12月1日	米ドル	53,119.91	日本円	6,000,000	(6,052,572)	(52,572)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月28日	2016年12月2日	米ドル	124,676.06	日本円	14,000,000	(14,205,385)	(205,385)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月18日	2016年12月30日	米ドル	9,070,000.00	日本円	1,002,035,469	(1,031,359,234)	(29,323,765)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
合計							(29,581,722)	

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価損は29,581,722円であり、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (日本円)	未実現評価益 (日本円)	取引相手方
2016年11月25日	2016年12月30日	日本円	3,385,140	米ドル	30,000.00	3,411,332	26,192	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月28日	2016年12月30日	日本円	13,461,120	米ドル	120,000.00	13,645,326	184,206	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月21日	2016年12月30日	日本円	14,404,520	米ドル	130,000.00	14,782,437	377,917	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
						合計	588,315	

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は588,315円であり、純資産計算書に開示されている。

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (日本円)	未実現評価損 (日本円)	取引相手方
2016年11月25日	2016年12月1日	米ドル	44,266.59	日本円	5,000,000	(5,043,809)	(43,809)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月28日	2016年12月2日	米ドル	115,770.63	日本円	13,000,000	(13,190,715)	(190,715)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月18日	2016年12月30日	米ドル	8,500,000.00	日本円	939,063,008	(966,543,935)	(27,480,927)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
						合計	(27,715,451)	

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価損は27,715,451円であり、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (日本円)	未実現評価益 (日本円)	取引相手方
2016年11月25日	2016年12月30日	日本円	32,723,020	米ドル	290,000.00	32,976,205	253,185	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月28日	2016年12月30日	日本円	7,852,320	米ドル	70,000.00	7,959,774	107,454	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月21日	2016年12月30日	日本円	21,052,760	米ドル	190,000.00	21,605,100	552,340	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
						合計	912,979	

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は912,979円であり、純資産計算書に開示されている。

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (日本円)	未実現評価損 (日本円)	取引相手方
2016年11月25日	2016年12月1日	米ドル	309,866.14	日本円	35,000,000	(35,306,667)	(306,667)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月28日	2016年12月2日	米ドル	80,148.90	日本円	9,000,000	(9,132,034)	(132,034)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月18日	2016年12月30日	米ドル	6,970,000.00	日本円	770,031,667	(792,566,026)	(22,534,359)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
						合計	(22,973,060)	

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価損は22,973,060円であり、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (日本円)	未実現評価益 (日本円)	取引相手方
2016年11月28日	2016年12月30日	日本円	6,730,560	米ドル	60,000.00	6,822,663	92,103	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月21日	2016年12月30日	日本円	6,648,240	米ドル	60,000.00	6,822,663	174,423	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
						合計	266,526	

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は266,526円であり、純資産計算書に開示されている。

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (日本円)	未実現評価損 (日本円)	取引相手方
2016年11月28日	2016年12月2日	米ドル	62,338.03	日本円	7,000,000	(7,102,692)	(102,692)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
2016年11月18日	2016年12月30日	米ドル	3,490,000.00	日本円	385,568,223	(396,851,568)	(11,283,345)	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
						合計	(11,386,037)	

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価損は11,386,037円であり、純資産計算書に開示されている。

注13 オプションにかかる未実現損益

短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（清算中）

銘柄	オプション価格	通貨	想定元本	未実現評価純利益 (日本円)
CS USDJPY 5Y FX OPT	0.397	日本円	160,000,000	63,449,600
UBS USDJPY 5Y FX OPT	0.389	日本円	100,000,000	38,931,795
			260,000,000	102,381,395

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価純利益は102,381,395円であった。当該契約にかかる未実現評価益は106,913,395円で、未払オプション・プレミアムは4,532,000円であった。

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型

銘柄	オプション価格	通貨	想定元本	オプションの公正価値 (日本円)
USDJPY 5Y FX OPT	0.108	日本円	320,000,000	34,544,000
USDJPY 5Y FX OPT	0.107	日本円	280,000,000	29,829,497
USDJPY 5Y FX OPT	0.109	日本円	380,000,000	41,572,000
			980,000,000	105,945,497

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価純利益は105,945,497円であった。当該契約にかかる未実現評価益は133,331,597円で、未払オプション・プレミアムは27,386,100円であった。

短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型

銘柄	行使価格	通貨	想定元本	オプションの公正価値 (日本円)
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.204	日本円	290,000,000	59,290,901
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.204	日本円	90,000,000	18,400,624
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.212	日本円	190,000,000	40,261,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.212	日本円	70,000,000	14,833,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.206	日本円	350,000,000	72,191,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.206	日本円	130,000,000	26,813,800
			1,120,000,000	231,790,325

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価純利益は231,790,325円であった。当該契約にかかる未実現評価益は307,717,925円で、未払オプション・プレミアムは75,927,600円であった。

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型

銘柄	行使価格	通貨	想定元本	オプションの公正価値 (日本円)
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.204	日本円	250,000,000	51,112,846
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.212	日本円	220,000,000	46,618,000
USDJPY 5Y FX OPT	0.108	日本円	250,000,000	26,987,500
USDJPY 5Y FX OPT	0.107	日本円	220,000,000	23,437,462
			940,000,000	148,155,808

2016年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価純利益は148,155,808円であった。当該契約にかかる未実現評価益は190,935,258円で、未払オプション・プレミアムは42,779,450円であった。

注14 ポートフォリオの変動

2016年11月30日終了期間におけるポートフォリオの変動の詳細な明細表は、管理会社の登記上の事務所に請求次第、無料で入手できる。

注15 配当

短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型

配当権利落ち日	支払日	分配率	総額	通貨
2015年12月8日	2015年12月14日	25	3,532,325	日本円
2016年1月8日	2016年1月15日	25	3,486,200	日本円
2016年2月8日	2016年2月16日	25	3,407,450	日本円
2016年3月8日	2016年3月14日	25	3,325,275	日本円
2016年4月8日	2016年4月14日	25	3,260,275	日本円
2016年5月9日	2016年5月13日	25	3,195,275	日本円
2016年6月8日	2016年6月14日	25	3,094,025	日本円
2016年7月8日	2016年7月14日	25	3,091,525	日本円
2016年8月8日	2016年8月16日	25	2,979,025	日本円
2016年9月8日	2016年9月14日	25	2,939,525	日本円
2016年10月11日	2016年10月17日	25	2,882,025	日本円
2016年11月8日	2016年11月15日	25	2,750,775	日本円
			37,943,700	

注16 投資にかかる実現損益および未実現評価損益の変動**短期高利回り社債ファンド2012-10（清算中）**

2016年11月30日に終了した年度の実現損益は以下のとおり分析することができる。

	(米ドル)
投資にかかる実現利益	566,324.69
投資にかかる実現損失	(8,771.75)
投資にかかる実現純利益（損失）	557,552.94
為替予約契約にかかる実現利益	2,861,934.69
為替予約契約にかかる実現損失	(1,903,456.30)
為替予約契約にかかる実現純利益（損失）	958,478.39

2016年11月30日に終了した年度の未実現評価損益の変動は以下のとおり分析することができる。

	2015年11月30日 (米ドル)	2016年11月30日 (米ドル)	未実現評価損益の変動 2016年11月30日 (米ドル)
投資にかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	2,413,087.24	1,840,920.91	(572,166.33)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	2,413,087.24	1,840,920.91	(572,166.33)
為替予約契約にかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	1,079.38	4,385.70	3,306.32
未実現評価損	(28,269.90)	(226,101.92)	(197,832.02)
未実現評価純利益（損失）	(27,190.52)	(221,716.22)	(194,525.70)

短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（清算中）

2016年11月30日に終了した年度の実現損益は以下のとおり分析することができる。

	(日本円)
投資にかかる実現利益	48,761,177
投資にかかる実現損失	—
投資にかかる実現純利益（損失）	48,761,177
為替予約契約にかかる実現利益	102,327,457
為替予約契約にかかる実現損失	(64,499,305)
為替予約契約にかかる実現純利益（損失）	37,828,152
オプションにかかる実現利益	58,433,050
オプションにかかる実現損失	—
オプションにかかる実現純利益（損失）	58,433,050

2016年11月30日に終了した年度の未実現評価損益の変動は以下のとおり分析することができる。

	2015年11月30日 (日本円)	2016年11月30日 (日本円)	未実現評価損益の変動 2016年11月30日 (日本円)
投資にかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	178,900,131	93,420,245	(85,479,886)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	178,900,131	93,420,245	(85,479,886)
為替予約契約にかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	506	121,654	121,148
未実現評価損	(1,134,665)	(7,188,915)	(6,054,250)
未実現評価純利益（損失）	(1,134,159)	(7,067,261)	(5,933,102)
オプションにかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	204,460,830	102,381,395	(102,079,435)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	204,460,830	102,381,395	(102,079,435)

短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型

2016年11月30日に終了した年度の実現損益は以下のとおり分析することができる。

	(日本円)
投資にかかる実現利益	45,225,040
投資にかかる実現損失	—
投資にかかる実現純利益（損失）	45,225,040
為替予約契約にかかる実現利益	349,275,874
為替予約契約にかかる実現損失	(237,307,828)
為替予約契約にかかる実現純利益（損失）	111,968,046

2016年11月30日に終了した年度の未実現評価損益の変動は以下のとおり分析することができる。

	2015年11月30日 (日本円)	2016年11月30日 (日本円)	未実現評価損益の変動 2016年11月30日 (日本円)
投資にかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	297,263,443	200,219,811	(97,043,632)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	297,263,443	200,219,811	(97,043,632)
為替予約契約にかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	45,208	634,846	589,638
未実現評価損	(3,700,231)	(29,581,722)	(25,881,491)
未実現評価純利益（損失）	(3,655,023)	(28,946,876)	(25,291,853)

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型

2016年11月30日に終了した年度の実現損益は以下のとおり分析することができる。

	(日本円)
投資にかかる実現利益	32,387,082
投資にかかる実現損失	—
投資にかかる実現純利益（損失）	32,387,082
為替予約契約にかかる実現利益	300,362,971
為替予約契約にかかる実現損失	(209,268,950)
為替予約契約にかかる実現純利益（損失）	91,094,021
オプションにかかる実現利益	28,497,000
オプションにかかる実現損失	—
オプションにかかる実現純利益（損失）	28,497,000

2016年11月30日に終了した年度の未実現評価損益の変動は以下のとおり分析することができる。

	2015年11月30日 (日本円)	2016年11月30日 (日本円)	未実現評価損益の変動 2016年11月30日 (日本円)
投資にかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	257,524,503	188,072,303	(69,452,200)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	257,524,503	188,072,303	(69,452,200)
為替予約契約にかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	63,886	588,315	524,429
未実現評価損	(3,217,575)	(27,715,451)	(24,497,876)
未実現評価純利益（損失）	(3,153,689)	(27,127,136)	(23,973,447)
オプションにかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	198,988,477	105,945,497	(93,042,980)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	198,988,477	105,945,497	(93,042,980)

短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型

2016年11月30日に終了した年度の実現損益は以下のとおり分析することができる。

	(日本円)
投資にかかる実現利益	54,596,394
投資にかかる実現損失	—
投資にかかる実現純利益（損失）	54,596,394
為替予約契約にかかる実現利益	249,863,496
為替予約契約にかかる実現損失	(174,973,587)
為替予約契約にかかる実現純利益（損失）	74,889,909
オプションにかかる実現利益	60,278,000
オプションにかかる実現損失	—
オプションにかかる実現純利益（損失）	60,278,000

2016年11月30日に終了した年度の未実現評価損益の変動は以下のとおり分析することができる。

	2015年11月30日 (日本円)	2016年11月30日 (日本円)	未実現評価損益の変動 2016年11月30日 (日本円)
投資にかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	318,320,868	209,893,797	(108,427,071)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	318,320,868	209,893,797	(108,427,071)
為替予約契約にかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	104,293	912,979	808,686
未実現評価損	(2,820,860)	(22,973,060)	(20,152,200)
未実現評価純利益（損失）	(2,716,567)	(22,060,081)	(19,343,514)
オプションにかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	381,934,482	231,790,325	(150,144,157)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	381,934,482	231,790,325	(150,144,157)

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型

2016年11月30日に終了した年度の実現損益は以下のとおり分析することができる。

	(日本円)
投資にかかる実現利益	14,165,491
投資にかかる実現損失	—
投資にかかる実現純利益（損失）	14,165,491
為替予約契約にかかる実現利益	132,460,107
為替予約契約にかかる実現損失	(89,362,103)
為替予約契約にかかる実現純利益（損失）	43,098,004
オプションにかかる実現利益	24,897,400
オプションにかかる実現損失	—
オプションにかかる実現純利益（損失）	24,897,400

2016年11月30日に終了した年度の未実現評価損益の変動は以下のとおり分析することができる。

	2015年11月30日 (日本円)	2016年11月30日 (日本円)	未実現評価損益の変動 2016年11月30日 (日本円)
投資にかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	112,169,585	77,196,858	(34,972,727)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	112,169,585	77,196,858	(34,972,727)
為替予約契約にかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	32,755	266,526	233,771
未実現評価損	(1,399,310)	(11,386,037)	(9,986,727)
未実現評価純利益（損失）	(1,366,555)	(11,119,511)	(9,752,956)
オプションにかかる未実現評価利益（損失）の変動			
未実現評価益	251,051,106	148,155,808	(102,895,298)
未実現評価損	—	—	—
未実現評価純利益（損失）	251,051,106	148,155,808	(102,895,298)

[次へ](#)

KOKUSAI - MUGC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT NOVEMBER 30, 2016

	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 (in liquidation)	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE (in liquidation)	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013- 09 MONTHLY DIVIDEND TYPE
	USD	JPY	JPY
ASSETS			
Investments in securities at cost value	11,197,202.22	147,706,539	791,418,481
Unrealized appreciation	1,840,920.91	93,420,245	200,219,811
Investments in securities at fair value	13,038,123.13	241,126,784	991,638,292
Cash at banks	257,196.27	4,696,814	20,408,842
Receivable for investments sold	170,000.00	5,628,150	20,510,100
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts (note 12)	4,385.70	121,654	634,846
Unrealized appreciation on options (note 13)	-	106,913,395	-
	13,469,705.10	358,486,797	1,033,192,080
LIABILITIES			
Accrued expenses (note 4)	(61,431.61)	(3,238,005)	(5,260,715)
Options premium payable (note 13)	-	(4,532,000)	-
Payable for units redeemed	(37,611.13)	(1,234,800)	(912,200)
Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts (note 12)	(226,101.92)	(7,188,915)	(29,581,722)
	(325,144.66)	(16,193,720)	(35,754,637)
TOTAL NET ASSETS	13,144,560.44	342,293,077	997,437,443
UNITS OUTSTANDING			
		25,796	109,056
USD-denominated USD Hedged Class	50,579		
JPY-denominated JPY Hedged Class	80,590		
JPY-denominated JPY non-Hedge Class	-		
NET ASSET VALUE PER UNIT		13,269	9,146
USD-denominated USD Hedged Class (expressed in USD)	109.82		
JPY-denominated JPY Hedged Class (expressed in JPY)	10,732		
JPY-denominated JPY non-Hedge Class (expressed in JPY)	-		

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT NOVEMBER 30, 2016
(continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY DEPRECIATION FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE
JPY	JPY	JPY
742,969,179	828,864,314	304,452,588
188,072,303	209,893,797	77,196,858
931,041,482	1,038,758,111	381,649,446
18,590,802	31,976,801	8,581,745
18,231,200	43,299,100	6,836,700
588,315	912,979	266,526
133,331,597	307,717,925	190,935,258
1,101,783,396	1,422,664,916	588,269,675
(5,321,557)	(6,152,993)	(3,707,347)
(27,386,100)	(75,927,600)	(42,779,450)
(5,221,500)	(39,658,850)	-
(27,715,451)	(22,973,060)	(11,386,037)
(65,644,606)	(144,712,503)	(57,872,834)
1,036,138,788	1,277,962,413	530,396,841
98,484		47,471
	-	
	84,362	
	29,022	
10,521		11,173
	-	
	10,581	
	13,277	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS
FOR THE YEAR ENDED NOVEMBER 30, 2016

	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 (In liquidation)	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE (In liquidation)	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013- 09 MONTHLY DIVIDEND TYPE
	USD	JPY	JPY
EXPENSES			
Administration, custodian and management fees (note 6)	(13,703.61)	(448,956)	(1,008,655)
Agent company fees (note 11)	(15,355.44)	(427,566)	(1,131,083)
Distributor fees (note 10)	(92,137.42)	(2,565,411)	(6,786,506)
Investment advisory fees (note 8)	(57,919.86)	(1,787,299)	(4,273,594)
Options premium expense	-	(5,525,500)	-
Other fees	(47,689.59)	(5,083,308)	(5,253,837)
Professional fees	(16,767.74)	(1,840,395)	(1,598,328)
Sub-custodian fees	(785.00)	(48,678)	(50,701)
Sub-manager fees (note 7)	(3,233.44)	(106,908)	(236,000)
Trustee fees (note 9)	(10,017.42)	(1,069,294)	(1,063,358)
	(257,609.52)	(18,703,315)	(21,404,062)
NET INVESTMENT LOSS	(257,609.52)	(18,703,315)	(21,404,062)
Net realized gain on sales of investments (note 16)	557,552.94	48,761,177	45,225,040
Net realized gain/(loss) on foreign exchange translation of other assets and liabilities	11,364.73	(1,044,953)	(1,022,926)
Net realized gain on forward foreign exchange contracts (note 16)	958,478.39	37,828,152	111,968,046
Net realized gain on options (note 16)	-	58,433,050	-
NET REALIZED GAIN FOR THE YEAR	1,527,396.06	143,977,426	156,170,160
Change in net unrealized appreciation/(depreciation):			
- on investments (note 16)	(572,166.33)	(85,479,886)	(97,043,632)
- on forward foreign exchange contracts (note 16)	(194,525.70)	(5,933,102)	(25,291,853)
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(1,199.48)	62,612	273,906
- on options (note 16)	-	(102,079,435)	-
	(767,891.51)	(193,429,811)	(122,061,579)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	501,896.03	(68,155,700)	12,704,519

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS
FOR THE YEAR ENDED NOVEMBER 30, 2016 (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY DEPRECIATION FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE
JPY	JPY	JPY
(1,121,460)	(1,401,355)	(552,264)
(1,064,651)	(1,336,178)	(525,788)
(6,387,866)	(8,017,079)	(3,154,708)
(4,410,911)	(5,613,199)	(2,196,445)
(17,226,200)	(45,687,000)	(27,039,650)
(5,124,594)	(5,061,706)	(5,211,336)
(1,598,568)	(1,594,330)	(1,594,330)
(67,197)	(81,069)	(53,154)
(267,022)	(333,648)	(131,490)
(1,063,358)	(1,063,358)	(1,064,892)
(38,331,827)	(70,188,922)	(41,524,057)
(38,331,827)	(70,188,922)	(41,524,057)
32,387,082	54,596,394	14,165,491
(1,220,940)	(1,623,924)	(667,094)
91,094,021	74,889,909	43,098,004
28,497,000	60,278,000	24,897,400
150,757,163	188,140,379	81,493,801
(69,452,200)	(108,427,071)	(34,972,727)
(23,973,447)	(19,343,514)	(9,752,956)
227,203	362,631	106,410
(93,042,980)	(150,144,157)	(102,895,298)
(188,241,424)	(277,552,111)	(147,514,571)
(73,816,088)	(159,600,654)	(107,544,827)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST - SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS

	Year ended November 30, 2016
	JPY
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	1,374,558,648
Net investment loss	(38,331,827)
Net realized gain on sales of investments (note 16)	32,387,082
Net realized loss on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(1,220,940)
Net realized gain on forward foreign exchange contracts (note 16)	91,094,021
Net realized gain on options (note 16)	28,497,000
	<u>150,757,163</u>
Change in net unrealized appreciation/(depreciation):	
- on investments (note 16)	(69,452,200)
- on forward foreign exchange contracts (note 16)	(23,973,447)
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities	227,203
- on options (note 16)	(93,042,980)
	<u>(186,241,424)</u>
Redemptions	(264,603,772)
	<u>(264,603,772)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	1,036,138,788

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST - SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS AS AT NOVEMBER 30, 2016 (expressed in JPY)

Description	Currency	Quantity	Cost	Market value	% of net assets
INVESTMENT FUND					
CAYMAN ISLANDS					
KOKUSAI MUGC MASTER FND4- GBL SH-T HY BD	USD	75,025	742,969,179	931,041,482	89.86%
			742,969,179	931,041,482	89.86%
TOTAL INVESTMENTS IN SECURITIES			742,969,179	931,041,482	89.86%
CASH AT BANKS				18,590,802	1.79%
OTHER NET ASSETS				86,506,504	8.35%
TOTAL NET ASSETS				1,036,138,788	100.00%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST - SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

GEOGRAPHICAL CLASSIFICATION OF INVESTMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2016

	(in % of net assets)
CAYMAN ISLANDS	89.86%
	89.86%

KOKUSAI - MUGC TRUST - SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS

	Year ended November 30, 2016	Year ended November 30, 2015	Period from September 18, 2013 (commencement of operations) to November 30, 2014
Number of units outstanding at the beginning of the year/period	124,604	319,803	-
Number of units issued	-	-	680,361
Number of units redeemed	(26,120)	(195,199)	(360,558)
Number of units outstanding at the end of the year/period	98,484	124,604	319,803

STATISTICAL INFORMATION

Net asset value per unit at the end of the year/period (expressed in JPY)	10,521	11,031	10,815
Total net assets (expressed in JPY)	1,036,138,788	1,374,558,648	3,458,663,472

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2016

NOTE 1

GENERAL

KOKUSAI - MUGC TRUST (the "Trust") is an open-ended exempted umbrella unit trust established by the Trust Deed under the Trusts Law of the Cayman Islands by a declaration of Trust dated July 29, 2011 (as supplemented or amended from time to time) executed by the Trustee and the Manager. The Trust registered under the Mutual Funds Law on August 3, 2011.

The financial statements only relate to the Sub-Trusts:

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10, expressed in USD;
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, expressed in JPY;
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type, expressed in JPY;
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, expressed in JPY;
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, expressed in JPY;
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, expressed in JPY.

The Sub-Trusts are offering multiple Classes of Units.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 is offering the following Classes of Unit:

- USD-denominated USD Hedged Class, and
- JPY-denominated JPY Hedged Class.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type is offering the following Class:

- JPY-denominated JPY Class.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type is offering the following Class:

- JPY-denominated JPY Hedged Class.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type is offering the following Class:

- JPY-denominated JPY Class.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type is offering the following Classes of Unit :

- JPY-denominated JPY Hedged Class, and
- JPY-denominated JPY non-Hedged Class.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type is offering the following Class:

- JPY-denominated JPY Class.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 1

GENERAL (continued)

Investment objectives of the Sub-Trusts:

The investment objective for below listed Sub-Trusts is to seek high current income and capital appreciation through investment in Kokusai - MUGC Master Trust (the "Master Sub-Trust"), which primarily invests in global "High Yield Bonds" issued by the companies around the world, including those in emerging countries, and denominated in various currencies, excluding those issued by Japanese companies or denominated in Japanese Yen.

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type

The investment objective for below listed Sub-Trusts is to seek capital appreciation by substantially investing in global High Yield Bonds issued by companies around the world, including those in emerging countries, and denominated in various currencies, excluding those issued by Japanese companies or denominated in Japanese Yen as well as utilizing derivative and other instruments relating to foreign exchange and Nikkei Stock Average ("NSA" or "Index").

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type

The Sub-Trusts Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type will terminate on October 31, 2017 unless terminated earlier.

The Sub-Trusts Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type will terminate on September 28, 2018 unless terminated earlier.

With effect from May 1, 2016, the Manager, Administrator and Custodian has changed its name from Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. to Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.

NOTE 2

UNIT CAPITAL

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10, expressed in USD

Subscription of Units

The minimum subscription amount for each Class is 1 Unit with further increments of 1 Unit.

The Initial Issue Price is USD 100.00 per Unit for USD-denominated USD Hedged Class and JPY 10,000 per Unit for JPY-denominated JPY Hedged Class.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 2

UNIT CAPITAL (continued)

Redemptions of Units

The repurchase price of a Unit is the Net Asset Value per Unit of the applicable Class as of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant repurchase request is accepted by the manager. The Administrator may deduct any third party charges or withholding taxes, if applicable, from the repurchase proceeds remitted to the repurchasing Unitholder. Repurchase requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

No Distributions are made for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10.

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, expressed in JPY

Subscription of Units

The minimum subscription amount is 1 Unit with further increments of 1 Unit.
The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit.

Redemptions of Units

The repurchase price of a Unit is the Net Asset Value per Unit at of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant repurchase request is accepted by the manager. Repurchase requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

No Distributions are made for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type.

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type, expressed in JPY

Subscription of Units

The minimum subscription amount is 1 Unit with further increments of 1 Unit.
The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit.

Redemptions of Units

The repurchase price of a Unit is the Net Asset Value per Unit at of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant repurchase request is accepted by the manager. Repurchase requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

The Manager may, at its discretion, and generally intends to, declare distributions on the 8th day of every month (or if that date is not a Business Day then on the next following Business Day) commencing from January 2014 (or such later month as determined by the Manager) out of income gains (including interests and distribution income) after deduction of expenses, realized and unrealized capital gains and capital available for distribution.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 2

UNIT CAPITAL (continued)

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, expressed in JPY

Subscription of Units

The minimum subscription amount is 1 Unit with further increments of 1 Unit.
The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit.

Redemptions of Units

The repurchase price of a Unit is the Net Asset Value per Unit at of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant repurchase request is accepted by the manager. Repurchase requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

No Distributions are made for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type.

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, expressed in JPY

Subscription of Units

The Units of the Sub-Trust issues in the following Classes denominated in JPY:

JPY-denominated JPY Hedged Class; and
JPY-denominated JPY non-Hedge Class.

The minimum subscription amount is 1 Unit with further increments of 1 Unit.
The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit.

Redemptions of Units

The repurchase price of a Unit is the Net Asset Value per Unit at of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant repurchase request is accepted by the manager. Repurchase requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

No Distributions are made for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type.

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, expressed in JPY

Subscription of Units

The minimum subscription amount is 1 Unit with further increments of 1 Unit.
The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 2

UNIT CAPITAL (continued)

Redemptions of Units

The repurchase price of a Unit is the Net Asset Value per Unit at of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant repurchase request is accepted by the manager. Repurchase requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

No Distributions are made for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type.

NOTE 3

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds. In respect of Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 and Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, since the Sub-Trusts will terminate on October 31, 2017 unless terminated earlier, the use of the going concern assumption is no longer appropriate for the preparation of the accounts for these Sub-Trusts. The basis of accounting has been changed from the going concern basis to a liquidation basis. A provision for liquidation expenses amounting to USD 22,504.24 (for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10) and JPY 2,568,493.31 (for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type) have not been accounted for in the financial statements since the amounts are immaterial. In respect of the remaining Sub-Trusts, the going concern assumption has been used for the preparation of the accounts for these Sub-Trusts. The financial statements of the Sub-trust as at November 30, 2016 have been prepared as described below:

Valuation of the investments in securities and derivatives

(i) Certificates of deposit acquired at their nominal value and other deposits shall be valued at their principal amount plus accrued interest from the date of acquisition;

(ii) The value of any pre-paid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof unless in any case the Manager is of the opinion that the same is unlikely to be paid or received in full in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Manager may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof;

(iii) Unlisted securities are valued at fair market value as determined in good faith by the Investment Advisor, taking into consideration such factors as the Investment Advisor deems appropriate, including recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services;

(iv) All interest accrued on any interest-bearing securities except to the extent that the same is included in the principal value of such security; and

(v) Notwithstanding the above methods of valuation, where no method of valuation is stated or, in the opinion of the Manager, such method is not practicable or adequate, the Administrator shall be entitled in good faith to use such valuation method as the Manager, in consultation with the Investment Advisor, considers fair in the circumstances.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 3

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(vi) The value of each interest in any managed fund which is valued as at the same day as the Sub-Fund shall be the net asset value per unit, share or other interest in such managed fund calculated as at that day or if such managed fund is not valued as at the same day as the Sub-Fund, the last published net asset value per unit, share or other interest in such managed fund (where available) or (if the same is not available) the last published redemption or bid price for such unit, share or other interest.

Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sale of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in USD or JPY depending on the Sub-Trust. Bank accounts, the investment portfolio and other assets or liabilities expressed in currencies other than USD or JPY are translated into the corresponding currency at the applicable exchange rates prevailing at the end of the year.

Dividend income in currencies other than USD or JPY is accounted for using the exchange rates prevailing at the ex-dividend date.

Other income and expenses expressed in currencies other than USD or JPY are translated into USD or JPY at the applicable exchange rates prevailing at transaction date.

Resulting realized and change in unrealized foreign exchange gains or losses are included in the statement of operations.

Applicable currency exchange rates as at November 30, 2016 are as follows:

1 USD =	0.942685	EUR
1 USD =	113.945000	JPY

Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than USD or JPY is translated into USD or JPY at the applicable exchange rate at the transaction date.

Investment income

Interest income is recognized on an accrual basis.

Forward foreign currency exchange contracts

The unrealized appreciation or depreciation resulting from outstanding forward foreign currency exchange contracts are determined on the valuation day on the basis of the forward foreign currency exchange prices applicable on this date and are included in the statement of net assets.

Realized gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognized in the statement of operations.

Option contracts

Option contracts are valued at year-end using the last available closing price

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 4

ACCRUED EXPENSES

	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 JPY- DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 MONTHLY DIVIDEND TYPE
	USD	JPY	JPY
Agent Company fees (note 11)	2,322.15	55,976	169,601
Distributor fees (note 10)	13,932.76	335,848	1,017,640
Investment advisory fees (note 8)	22,956.01	608,494	1,684,920
Administration, custodian and management fees (note 6)	2,073.94	58,787	151,806
Other fees	1,103.67	121,087	122,204
Professional fees	16,893.38	1,859,759	1,896,327
Sub-manager fees (note 7)	489.40	14,005	35,820
Trustee fees (note 9)	1,660.30	184,049	182,397
TOTAL	61,431.61	3,238,005	5,260,715
	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY- DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY- DENOMINATED JPY DEPRECIATION FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE
	JPY	JPY	JPY
Agent Company fees (note 11)	164,892	210,419	79,755
Distributor fees (note 10)	989,256	1,262,564	478,508
Investment advisory fees (note 8)	1,751,649	2,191,079	829,731
Administration, custodian and management fees (note 6)	173,570	219,384	83,905
Other fees	122,204	143,013	141,175
Professional fees	1,896,259	1,891,899	1,891,899
Sub-manager fees (note 7)	41,330	52,238	19,977
Trustee fees (note 9)	182,397	182,397	182,397
TOTAL	5,321,557	6,152,993	3,707,347

NOTE 5

TAXATION

There are no income, corporation, capital gains or other taxes in effect in the Cayman Islands on the basis of present legislation. The Trustee has applied for and received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trusts Law of the Cayman Islands, an undertaking on behalf of the Trust that, for a period of 50 years from July 29, 2011 (date of set up of Trust), no law hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate, duty or inheritance tax will apply to any income or property of the Trust, or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 6

ADMINISTRATION, CUSTODIAN AND MANAGEMENT FEES

The Manager, Administrator and Custodian is entitled to receive a fee of below mentioned rate p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

Sub-Trusts	Fee rates (%)
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10	0.089
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type	0.105
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type	0.089
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type	0.105
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.105
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.105

NOTE 7

SUB-MANAGER FEES

The Sub-Manager is entitled to receive a fee of below mentioned rate p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

Sub-Trusts	Fee rates (%)
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10	0.021
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type	0.025
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type	0.021
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type	0.025
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.025
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.025

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 8

INVESTMENT ADVISORY FEES

The Investment Advisor is entitled to receive a fee of below mentioned rate p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

Sub-Trusts	Fee rates (%)
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10	0.38
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type	0.42
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type	0.38
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type	0.42
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.42
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.42

NOTE 9

TRUSTEE FEES

In respect of the Sub-Trusts Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged And Depreciation Followed Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type and Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed And Nikkei Stock Average Appreciation, the Trustee is entitled to receive a fee of 0.01% p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

In respect of Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 and Short-Term Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY Denominated JPY Appreciation Hedged And Depreciation Hedged And Depreciation Followed Type, the Trustee is entitled to receive a fee of 0.01% p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum. Such fee is accrued daily and is payable monthly in arrears.

NOTE 10

DISTRIBUTOR FEES

In respect of all Sub-Trusts, the Distributor is entitled to receive a fee of 0.60% p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 11

AGENT COMPANY FEES

In respect of all Sub-Trusts, the Agent Company is entitled to receive a fee of 0.10% p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 (in liquidation)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
11/25/2016	12/30/2016	JPY	9,027,040	USD	80,000.00	(79,385.78)	614.22	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/28/2016	12/30/2016	JPY	10,095,840	USD	90,000.00	(88,785.04)	1,214.96	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/21/2016	12/30/2016	JPY	11,080,400	USD	100,000.00	(97,443.48)	2,556.52	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							4,385.70	

As at November 30, 2016, the unrealized appreciation on these contracts was USD 4,385.70 and is disclosed in the statement of net assets.

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized depreciation (USD)	Counterparty
11/25/2016	12/01/2016	USD	88,533.18	JPY	10,000,000	87,764.20	(768.98)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/28/2016	12/02/2016	USD	89,054.33	JPY	10,000,000	87,768.76	(1,287.57)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/18/2016	12/30/2016	USD	7,680,000.00	JPY	870,566,840	7,655,954.63	(24,045.37)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							(226,101.92)	

As at November 30, 2016, the unrealized depreciation on these contracts was USD 226,101.92 and is disclosed in the statement of net assets.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION
HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE (in liquidation)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
11/25/2016	12/30/2016	JPY	2,256,760	USD	20,000.00	2,274,221	17,461	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/28/2016	12/30/2016	JPY	3,365,280	USD	30,000.00	3,411,332	46,052	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/21/2016	12/30/2016	JPY	2,216,080	USD	20,000.00	2,274,221	58,141	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							121,654	

As at November 30, 2016, the unrealized appreciation on these contracts was JPY 121,654 and is disclosed in the statement of net assets.

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized depreciation (JPY)	Counterparty
11/25/2016	12/01/2016	USD	17,708.64	JPY	2,000,000	(2,017,524)	(17,524)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/28/2016	12/02/2016	USD	35,621.73	JPY	4,000,000	(4,058,681)	(58,681)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/18/2016	12/30/2016	USD	2,200,000.00	JPY	243,051,602	(250,164,312)	(7,112,710)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							(7,188,915)	

As at November 30, 2016, the unrealized depreciation on these contracts was JPY 7,188,915 and is disclosed in the statement of net assets.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 MONTHLY DIVIDEND TYPE

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
11/25/2016	12/30/2016	JPY	5,641,800	USD	50,000.00	5,685,553	43,653	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/28/2016	12/30/2016	JPY	13,461,120	USD	120,000.00	13,645,326	184,206	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/21/2016	12/30/2016	JPY	15,512,560	USD	140,000.00	15,819,547	406,987	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							634,846	

As at November 30, 2016, the unrealized appreciation on these contracts was JPY 634,846 and is disclosed in the statement of net assets.

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized depreciation (JPY)	Counterparty
11/25/2016	12/01/2016	USD	53,119.91	JPY	6,000,000	(6,052,572)	(52,572)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/28/2016	12/02/2016	USD	124,676.06	JPY	14,000,000	(14,205,365)	(205,365)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/18/2016	12/30/2016	USD	9,070,000.00	JPY	1,002,035,469	(1,031,359,234)	(29,323,765)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							(29,581,722)	

As at November 30, 2016, the unrealized depreciation on these contracts was JPY 29,581,722 and is disclosed in the statement of net assets.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION
HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
11/25/2016	12/30/2016	JPY	3,385,140	USD	30,000.00	3,411,332	26,192	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/28/2016	12/30/2016	JPY	13,461,120	USD	120,000.00	13,645,326	184,206	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/21/2016	12/30/2016	JPY	14,404,520	USD	130,000.00	14,782,437	377,917	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							588,315	

As at November 30, 2016, the unrealized appreciation on these contracts was JPY 588,315 and is disclosed in the statement of net assets.

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized depreciation (JPY)	Counterparty
11/25/2016	12/01/2016	USD	44,268.59	JPY	5,000,000	(5,043,809)	(43,809)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/28/2016	12/02/2016	USD	115,770.63	JPY	13,000,000	(13,190,715)	(190,715)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/18/2016	12/30/2016	USD	8,500,000.00	JPY	939,063,008	(966,543,935)	(27,480,927)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							(27,715,451)	

As at November 30, 2016, the unrealized depreciation on these contracts was JPY 27,715,451 and is disclosed in the statement of net assets.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION
FOLLOWED TYPE

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
11/25/2016	12/30/2016	JPY	32,723,020	USD	290,000.00	32,976,205	253,185	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/28/2016	12/30/2016	JPY	7,852,320	USD	70,000.00	7,959,774	107,454	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/21/2016	12/30/2016	JPY	21,052,780	USD	190,000.00	21,605,100	552,340	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							912,979	

As at November 30, 2016, the unrealized appreciation on these contracts was JPY 912,979 and is disclosed in the statement of net assets.

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized depreciation (JPY)	Counterparty
11/25/2016	12/01/2016	USD	309,868.14	JPY	35,000,000	(35,306,667)	(306,667)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/28/2016	12/02/2016	USD	80,148.90	JPY	9,000,000	(9,132,034)	(132,034)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/18/2016	12/30/2016	USD	6,970,000.00	JPY	770,031,667	(792,566,026)	(22,534,358)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							(22,973,060)	

As at November 30, 2016, the unrealized depreciation on these contracts was JPY 22,973,060 and is disclosed in the statement of net assets.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY DEPRECIATION
FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
11/28/2016	12/30/2016	JPY	6,730,560	USD	60,000.00	6,822,663	92,103	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/21/2016	12/30/2016	JPY	6,646,240	USD	60,000.00	6,822,663	174,423	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							266,526	

As at November 30, 2016, the unrealized appreciation on these contracts was JPY 266,526 and is disclosed in the statement of net assets.

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized depreciation (JPY)	Counterparty
11/28/2016	12/02/2016	USD	62,338.03	JPY	7,000,000	(7,102,692)	(102,692)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
11/18/2016	12/30/2016	USD	3,490,000.00	JPY	365,568,223	(396,851,568)	(11,283,345)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING, LUX
TOTAL							(11,386,037)	

As at November 30, 2016, the unrealized depreciation on these contracts was JPY 11,386,037 and is disclosed in the statement of net assets.

NOTE 13 UNREALIZED RESULTS ON OPTIONS

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION
HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE (in liquidation)

Description	Option price	Currency	Notional	Net unrealized appreciation (JPY)
CS USDJPY 5Y FX OPT	0.397	JPY	160,000,000	63,449,600
UBS USDJPY 5Y FX OPT	0.389	JPY	100,000,000	38,931,795
			260,000,000	102,381,395

As at November 30, 2016, the net unrealized appreciation on these contracts was JPY 102,381,395. The unrealized appreciation on these contracts was JPY 106,913,395 and the option premium payable was JPY 4,532,000.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 13 UNREALIZED RESULTS ON OPTIONS (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION
HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

Description	Option price	Currency	Notional	Fair Value of Option (JPY)
USDJPY 5Y FX OPT	0.108	JPY	320,000,000	34,544,000
USDJPY 5Y FX OPT	0.107	JPY	280,000,000	29,829,497
USDJPY 5Y FX OPT	0.109	JPY	380,000,000	41,572,000
			980,000,000	105,945,497

As at November 30, 2016, the net unrealized appreciation on these contracts was JPY 105,945,497. The unrealized appreciation on these contracts was JPY 133,331,597 and the option premium payable was JPY 27,386,100.

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION
FOLLOWED TYPE

Description	Strike price	Currency	Notional	Fair Value of Option (JPY)
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.204	JPY	280,000,000	59,290,901
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.204	JPY	90,000,000	18,400,624
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.212	JPY	190,000,000	40,261,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.212	JPY	70,000,000	14,633,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.206	JPY	350,000,000	72,191,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.206	JPY	130,000,000	26,813,800
			1,120,000,000	231,790,325

As at November 30, 2016, the net unrealized appreciation on these contracts was JPY 231,790,325. The unrealized appreciation on these contracts was JPY 307,717,925 and the option premium payable was JPY 75,927,600.

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY DEPRECIATION
FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE

Description	Strike price	Currency	Notional	Fair Value of Option (JPY)
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.204	JPY	250,000,000	51,112,846
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.212	JPY	220,000,000	46,618,000
USDJPY 5Y FX OPT	0.108	JPY	250,000,000	26,997,500
USDJPY 5Y FX OPT	0.107	JPY	220,000,000	23,437,482
			940,000,000	148,155,808

As at November 30, 2016, the net unrealized appreciation on these contracts was JPY 148,155,808. The unrealized appreciation on these contracts was JPY 190,935,258 and the option premium payable was JPY 42,779,450.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 14 CHANGES IN THE PORTFOLIO

A detailed schedule of the portfolio changes for the year ended November 30, 2016 is available free of charge upon request at the registered office of the Manager.

NOTE 15 DIVIDENDS

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 MONTHLY DIVIDEND TYPE

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
12/08/2015	12/14/2015	25	3,532,325	JPY
01/08/2016	01/15/2016	25	3,486,200	JPY
02/08/2016	02/16/2016	25	3,407,450	JPY
03/08/2016	03/14/2016	25	3,325,275	JPY
04/08/2016	04/14/2016	25	3,260,275	JPY
05/08/2016	05/13/2016	25	3,195,275	JPY
06/08/2016	06/14/2016	25	3,094,025	JPY
07/08/2016	07/14/2016	25	3,091,525	JPY
08/08/2016	08/16/2016	25	2,979,025	JPY
09/08/2016	09/14/2016	25	2,939,525	JPY
10/11/2016	10/17/2016	25	2,882,025	JPY
11/08/2016	11/15/2016	25	2,750,775	JPY
TOTAL			37,943,700	

NOTE 16 REALIZED AND CHANGE IN UNREALIZED GAIN/(LOSS) ON INVESTMENTS

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 (in liquidation)

Realized gain/(loss) for the year ended November 30, 2016 can be analysed as follows :

	USD
Realized gain on investments	566,324.69
Realized loss on investments	(8,771.75)
Net realized gain/(loss) on investments	557,552.94
Realized gain on forward foreign exchange contracts	2,861,934.69
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(1,903,456.30)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	958,478.39

Change in unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended November 30, 2016 can be analysed as follows:

	November 30, 2015 (USD)	November 30, 2016 (USD)	Change in unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2016 (USD)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	2,413,087.24	1,840,920.91	(572,166.33)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	2,413,087.24	1,840,920.91	(572,166.33)

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 16

REALIZED AND CHANGE IN UNREALIZED GAIN/(LOSS) ON INVESTMENTS (continued)

	November 30, 2016 (USD)	November 30, 2016 (USD)	Change in unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2016 (USD)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	1,079.38	4,385.70	3,306.32
Unrealized depreciation	(28,269.90)	(226,101.92)	(197,832.02)
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(27,190.52)	(221,716.22)	(194,525.70)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 JPY-DENOMINATED JPY
APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE (in liquidation)

Realized gain/(loss) for the year ended November 30, 2016 can be analysed as follows :

	JPY
Realized gain on investments	48,761,177
Realized loss on investments	-
Net realized gain/(loss) on investments	48,761,177
Realized gain on forward foreign exchange contracts	102,327,457
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(64,499,305)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	37,828,152
Realized gain on options	58,433,050
Realized loss on options	-
Net realized gain/(loss) on options	58,433,050

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 16

REALIZED AND CHANGE IN UNREALIZED GAIN/(LOSS) ON INVESTMENTS (continued)

Change in unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended November 30, 2016 can be analysed as follows:

	November 30, 2015 (JPY)	November 30, 2016 (JPY)	Change in unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2016 (JPY)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	178,900,131	93,420,245	(85,479,886)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	178,900,131	93,420,245	(85,479,886)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	506	121,654	121,148
Unrealized depreciation	(1,134,665)	(7,188,915)	(6,054,250)
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(1,134,159)	(7,067,261)	(5,933,102)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on options			
Unrealized appreciation	204,460,830	102,381,395	102,079,435)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	204,460,830	102,381,395	(102,079,435)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 MONTHLY DIVIDEND
TYPE

Realized gain/(loss) for the year ended November 30, 2016 can be analysed as follows :

	JPY
Realized gain on investments	45,225,040
Realized loss on investments	-
Net realized gain/(loss) on investments	45,225,040
Realized gain on forward foreign exchange contracts	349,275,874
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(237,307,828)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	111,968,046

Change in unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended November 30, 2016 can be analysed as follows:

	November 30, 2015 (JPY)	November 30, 2016 (JPY)	Change in unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2016 (JPY)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	297,263,443	200,219,811	(97,043,632)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	297,263,443	200,219,811	(97,043,632)

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 16

REALIZED AND CHANGE IN UNREALIZED GAIN/(LOSS) ON INVESTMENTS (continued)

	November 30, 2015 (JPY)	November 30, 2016 (JPY)	Change in unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2016 (JPY)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	45,208	634,846	589,638
Unrealized depreciation	(3,700,231)	(29,581,722)	(25,881,491)
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(3,655,023)	(28,946,876)	(25,291,853)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY
APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

Realized gain/(loss) for the year ended November 30, 2016 can be analysed as follows :

	JPY
Realized gain on investments	32,387,082
Realized loss on investments	-
Net realized gain/(loss) on investments	32,387,082
Realized gain on forward foreign exchange contracts	300,362,971
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(209,268,950)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	91,094,021
Realized gain on options	28,497,000
Realized loss on options	-
Net realized gain/(loss) on options	28,497,000

Change in unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended November 30, 2016 can be analysed as follows:

	November 30, 2015 (JPY)	November 30, 2016 (JPY)	Change in unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2016 (JPY)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	257,524,503	188,072,303	(69,452,200)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	257,524,503	188,072,303	(69,452,200)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	63,886	588,315	524,429
Unrealized depreciation	(3,217,575)	(27,715,451)	(24,497,876)
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(3,153,689)	(27,127,136)	(23,973,447)

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 16

REALIZED AND CHANGE IN UNREALIZED GAIN/(LOSS) ON INVESTMENTS (continued)

	November 30, 2015 (JPY)	November 30, 2016 (JPY)	Change in unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2016 (JPY)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on options			
Unrealized appreciation	198,988,477	105,945,497	(93,042,980)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	198,988,477	105,945,497	(93,042,980)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE
APPRECIATION FOLLOWED TYPE

Realized gain/(loss) for the year ended November 30, 2016 can be analysed as follows :

	JPY
Realized gain on investments	54,596,394
Realized loss on investments	-
Net realized gain/(loss) on investments	54,596,394
Realized gain on forward foreign exchange contracts	249,863,496
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(174,973,587)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	74,889,909
Realized gain on options	60,278,000
Realized loss on options	-
Net realized gain/(loss) on options	60,278,000

Change in unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended November 30, 2016 can be analysed as follows:

	November 30, 2015 (JPY)	November 30, 2016 (JPY)	Change in unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2016 (JPY)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	318,320,888	209,893,797	(108,427,071)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	318,320,888	209,893,797	(108,427,071)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	104,293	912,979	808,686
Unrealized depreciation	(2,820,860)	(22,973,060)	(20,152,200)
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(2,716,567)	(22,060,081)	(19,343,514)

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 16

REALIZED AND CHANGE IN UNREALIZED GAIN/(LOSS) ON INVESTMENTS (continued)

	November 30, 2015 (JPY)	November 30, 2016 (JPY)	Change in unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2016 (JPY)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on options			
Unrealized appreciation	381,934,482	231,790,325	(150,144,157)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	381,934,482	231,790,325	(150,144,157)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY
DEPRECIATION FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED
TYPE

Realized gain/(loss) for the year ended November 30, 2016 can be analysed as follows :

	JPY
Realized gain on investments	14,165,491
Realized loss on investments	-
Net realized gain/(loss) on investments	14,165,491
Realized gain on forward foreign exchange contracts	132,460,107
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(89,362,103)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	43,098,004
Realized gain on options	24,897,400
Realized loss on options	-
Net realized gain/(loss) on options	24,897,400

Change in unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended November 30, 2016 can be analysed as follows:

	November 30, 2015 (JPY)	November 30, 2016 (JPY)	Change in unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2016 (JPY)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	112,169,585	77,196,858	(34,972,727)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	112,169,585	77,196,858	(34,972,727)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	32,755	266,526	233,771
Unrealized depreciation	(1,399,310)	(11,386,037)	(9,986,727)
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(1,366,555)	(11,119,511)	(9,752,956)

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2016 (continued)

NOTE 16

REALIZED AND CHANGE IN UNREALIZED GAIN/(LOSS) ON INVESTMENTS (continued)

	November 30, 2015 (JPY)	November 30, 2016 (JPY)	Change in unrealized appreciation/ (depreciation) November 30, 2016 (JPY)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on options			
Unrealized appreciation	251,051,106	148,155,808	(102,895,298)
Unrealized depreciation	-	-	-
Net unrealized appreciation/(depreciation)	251,051,106	148,155,808	(102,895,298)

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

(平成30年3月末日現在)

I 資産総額	525,002,100円
II 負債総額	3,702,184円
III 純資産総額（I－II）	521,299,916円
IV 発行済口数	53,771口
V 1口当たり純資産価格（III／IV）	9,695円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

サブ・ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アーロン通り287-289番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券1口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（平成30年3月末日現在）

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル（約199億円）

発行済株式総数 5,051,655株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成25年3月末日	37,117,968.52米ドル
平成26年3月末日	37,117,968.52米ドル
平成27年3月末日	37,117,968.52米ドル
平成28年3月末日	37,117,968.52米ドル
平成29年3月末日	37,117,968.52米ドル
平成29年11月9日	187,117,965.90米ドル
平成30年3月末日	187,117,965.90米ドル

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、6年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名、また1名以上の副会長ならびに株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役1名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

(3) 役員および従業員の状況

(平成30年5月31日現在)

氏名	役職名	略歴	
鈴木 惣太	マネージング・ディレクター	1989年4月 2017年4月	三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.入行
弘田 嘉信	デプティ・マネージング・ディレクター	1993年4月 2016年10月	三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.入行

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、詐欺または重過失の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、(i) サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは(ii) かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成30年3月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国・地域別 (設立国)	種別 (基本的性格)	本数	純資産価額の合計
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	59	5,846,705,795.89米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の最近事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成30年3月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.24円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】**ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.****貸借対照表**

2016年12月31日現在

（単位：米ドル）

資産

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	29.1、29.3	1,980,130,866	210,369,103	1,481,705,021	157,416,341
金融機関に対するローンおよび貸付金	3、15、29.1、29.3	3,018,465,826	320,681,809	2,109,919,942	224,157,895
a) 要求払い		1,963,465,826	208,598,609	1,078,152,942	114,542,969
b) その他のローンおよび貸付金		1,055,000,000	112,083,200	1,031,767,000	109,614,926
顧客に対するローンおよび貸付金	29.1、29.3	147,465	15,667	368,502	39,150
株式およびその他の変動利回り有価証券	4、15、29.1、29.3	13,162	1,398	13,556	1,440
関連会社株式	4、5、15	8,036,038	853,749	8,260,895	877,637
有形資産	5	4,627,120	491,585	5,600,613	595,009
その他の資産		158	17	136	14
前払金および未収収益	6、15	26,098,088	2,772,661	36,586,892	3,886,991
資産合計	7	5,037,518,723	535,185,989	3,642,455,557	386,974,478

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表（続き）
2016年12月31日現在
（単位：米ドル）

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する負債	15、29.1	1,535,758,747	163,159,009	1,410,185,042	149,818,059
a) 要求払い		1,535,758,747	163,159,009	1,410,185,042	149,818,059
顧客に対する負債	8、15、29.1	3,299,365,691	350,524,611	2,062,070,067	219,074,324
a) 要求払い		3,289,365,691	349,462,211	2,062,070,067	219,074,324
b) 約定満期日あり		10,000,000	1,062,400	0	0
その他の負債	9	1,779,768	189,083	1,230,625	130,742
未払金および繰延利益	10、15	17,462,016	1,855,165	8,651,896	919,177
引当金		13,349,845	1,418,288	12,645,069	1,343,412
a) 納税引当金	11	12,136,433	1,289,375	9,111,035	967,956
b) その他の引当金	12	1,213,412	128,913	3,534,034	375,456
発行済み資本	13	37,117,969	3,943,413	37,117,969	3,943,413
準備金	14	110,530,593	11,742,770	97,312,153	10,338,443
繰越損益	14	1,346	143	39,348	4,180
当期利益		22,152,748	2,353,508	13,203,388	1,402,728
負債合計	16	5,037,518,723	535,185,989	3,642,455,557	386,974,478

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

オフ・バランス・シート項目

2016年12月31日現在

(単位：米ドル)

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	17、29.1	545,385	57,942	556,865	59,161
<u>内訳：</u>					
保証金および担保証券として 差し入れられた資産		545,385	57,942	556,865	59,161
信託運用	20	64,575,929,958	6,860,546,799	57,164,073,225	6,073,111,139

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）【損益計算書】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2016年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		29,666,848	3,151,806	10,274,222	1,091,533
内訳：					
－ 預金に係るマイナス金利		1,866,700	198,318	181,978	19,333
－ 外貨スワップからの利差益		15,403,567	1,636,475	3,997,581	424,703
未払利息および類似費用		(7,692,118)	(817,211)	(2,311,791)	(245,605)
内訳：					
－ ローンおよび貸付金に係るマイナス金利		(5,812,307)	(617,499)	(585,056)	(62,156)
－ 外貨スワップからの利差損		(116,191)	(12,344)	(17,112)	(1,818)
有価証券からの収益		1,540,691	163,683	433,631	46,069
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		1,540,691	163,683	433,631	46,069
未収手数料		102,098,058	10,846,898	98,428,083	10,457,000
未払手数料		(49,567,473)	(5,266,048)	(43,648,148)	(4,637,179)
金融業務の純利益		3,841,996	408,174	3,694,212	392,473
その他の事業収益	21	776,916	82,540	347,071	36,873
一般管理費用		(49,304,431)	(5,238,103)	(41,802,616)	(4,441,110)
a) スタッフ費用	23、24	(18,758,113)	(1,992,862)	(17,570,625)	(1,866,703)
内訳：					
－ 賃金およびサラリー		(15,510,238)	(1,647,808)	(14,446,414)	(1,534,787)
－ 社会保障費		(2,190,449)	(232,713)	(2,024,301)	(215,062)
内訳：					
－ 年金に関する社会保障費		(1,388,637)	(147,529)	(1,258,548)	(133,708)
b) その他の一般管理費用	25	(30,546,318)	(3,245,241)	(24,231,991)	(2,574,407)
有形および無形資産に関する価値調整		(2,121,992)	(225,440)	(1,999,802)	(212,459)
その他の事業費用	22	(449,139)	(47,717)	(205,173)	(21,798)
偶発債務および契約債務のための引当金	12	2,237,832	237,747	(2,512,372)	(266,914)
経常収益にかかる税金	11、26.1	(8,162,892)	(867,226)	(6,781,698)	(720,488)
税引後経常収益		22,864,296	2,429,103	13,915,619	1,478,395
前勘定科目に表示されていないその他の税金	26.2	(711,548)	(75,595)	(712,231)	(75,667)
当期利益		22,152,748	2,353,508	13,203,388	1,402,728

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

財務諸表に対する注記

2016年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「MTFG」という。）は、株式会社UFJホールディングス（以下「UFJ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下「MUFG」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「MUGC」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。MIBLの主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスに所在する外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のUE規則に準拠して、金融機関として907648番で登録された。

2016年5月1日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「MIBL」という。）に変更した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京UFJ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京UFJ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2016年12月31日現在、先渡デリバティブ損失にかかる引当金45,798米ドルを計上している（2015年：57,517米ドル）。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ

1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2016年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった（2015年：0米ドル）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

2.11. 前払金および未収収益

本資産項目は、当期中に発生したが次年度以降に係る費用が含まれる。

2.12. 未払金および繰延利益

本負債項目は、当期中に受領したが次年度以降に係る費用が含まれる。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明確に定義されている損失または債務であって、かつ貸借対照表日付時点で発生する可能性が高いかもしくは発生することが確実だが、金額または発生日が不確定なものを対象とすることが企図されている。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
3か月以下	477,000,000	227,000,000
3か月超1年未満	578,000,000	804,767,000
	<u>1,055,000,000</u>	<u>1,031,767,000</u>

注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、8,036,038米ドルおよび13,162米ドル（2015年：8,260,895米ドルおよび13,556米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2016年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2016年12月31日 現在の資本および 準備金 米ドル	2016年12月31日 終了年度の損益 米ドル
MUFGルクスマネジメントカンパニー S.A.	7,778,825	100%	10,025,692	862,404
三菱UFJインベスターサービス株 式会社	257,213	100%	1,155,971	197,911

2016年12月31日時点で、「MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.」および「三菱UFJインベスターサービス株式会社」の株式資本は、それぞれ、7,375,041.83ユーロと30,000,000円である（2015年：それぞれ、7,375,041.83ユーロと30,000,000円）。

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	8,260,895	0	0	(224,857)	8,036,038	0	8,036,038
2. 有形資産	16,468,587	1,311,229	(146,858)	(478,305)	17,154,653	12,527,533	4,627,120
a) ハードウェア	1,281,369	73,404	(138,439)	(37,215)	1,179,119	931,947	247,172
b) ソフトウェア	12,930,805	1,193,087	0	(375,556)	13,748,336	10,272,378	3,475,958
c) その他付属品、 家具、機器、 車両	2,256,413	44,738	(8,419)	(65,534)	2,227,198	1,323,208	903,990
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づい て取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
前払法人税	119,089	122,070
未収利息	4,629,590	1,536,361
前払一般経費	341,661	2,814,757
信託業務手数料	1,659,378	1,517,776
全体保管手数料	9,508,271	9,426,884
投資ファンド手数料	3,256,497	3,429,370
その他の前払金	320,567	214,721
I R S（米国の税務当局）への前払金	2,285,714	2,552,106
未回収付加価値税（V A T）	2,536,828	9,666,345
外国為替スワップによりカバーされたポジションに係る外 国為替実績の中立化	0	4,970,383

管理会社手数料	357,395	98,351
その他の未収収益	1,083,098	237,768
	<u>26,098,088</u>	<u>36,586,892</u>

注7 外貨建て資産

2016年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、3,681,116,769米ドル（2015年：1,553,051,527米ドル）である。

注8 顧客未払金

2016年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、10,000,000米ドル（2015年：0米ドル）であった。

注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
優先債務	732,625	436,777
諸債務	1,047,143	793,848
	<u>1,779,768</u>	<u>1,230,625</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
未払利息	113,912	122,762
未払一般経費	3,551,199	2,575,482
未払手数料	6,454,913	5,881,654
その他の未払費用	51,140	16,324
その他の仮受金	56,719	55,674
保管報酬に関連する繰延利益	721,710	0
2012年－2014年に税務当局から受領したV A T還付金	1,556,606	0
外国為替スワップによりカバーされたポジションに係る外国為替実績の中立化	4,955,817	0
	<u>17,462,016</u>	<u>8,651,896</u>

注11 税金－為替差損失：繰延税金

ルクセンブルクの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の状態下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の状態下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2014年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して弱く（ユーロ安に）なったため、株式にかかる外国為替差益は、累積していた負のポジションを補填した。繰延税金負債は、2014年12月現在、0米ドルに減少した。

2016年12月31日現在、繰延税金負債はなかった。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
報酬引当金	1,167,614	964,145
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3）	45,798	57,517
米国租税に関連する租税債務に対する引当金	0	2,512,372
	<u>1,213,412</u>	<u>3,534,034</u>

2016年12月31日終了年度において損益勘定に計上された2,237,832米ドルは、米国租税に関連する租税債務について2015年に計上された引当金2,512,372米ドルの一部償却に関連するものである。

注13 発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの953,000株およびクラスBの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2016年1月1日現在の残高	3,711,797	93,600,356	39,348
2015年12月31日終了年度の利益			13,203,388
利益の処分			
－株主への配当金支払			(22,950)
－純資産税準備金への振替		3,348,440	(3,348,440)
－2010年純資産税準備金からの振替		(3,130,000)	3,130,000
－自由準備金への割当て		13,000,000	(13,000,000)
2016年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>106,818,796</u>	<u>1,346</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの税法に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならない、これを5年間維持しなければならない。

2015年11月19日にルクセンブルグの税務当局が発行した通達（Circular I. Fort. N° 47bis）は、納税者が単一の純資産税準備金を設定し、2014年および2015年の両年について純資産税減税のメリットを完全に享受できるようにする専門規定を定めている。（過渡的措置として）この準備金は、2014年および2015年について利用可能な最大減税額の5倍に相当しなければならない。総額15,872,698米ドル（2015年：15,519,398米ドル）の純資産税準備金が、当行のその他の準備金に含まれている。

2016年3月24日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、3,348,440米ドルを2016年の純資産税準備金に割り当て、2010年に構成した利用可能な純資産税準備金は3,130,000米ドル（2,333,120ユーロ）となった。さらに、2016年7月28日、当行は、134,860米ドルを自由準備金から2014年－2015年の純資産税準備金に振り替えた。

2016年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2016年 純資産税準備金 米ドル	2016年 純資産税準備金 ユーロ
2011年	3,100,000	2,388,015
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年－2015年	3,019,136	2,495,050
2016年	3,348,440	3,082,425
2016年12月31日現在の残高	<u>15,872,698</u>	<u>12,722,095</u>

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2016年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2016年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,603,563,578	1,794,463,543
関連会社株式	8,036,038	8,260,895
前払金および未収収益	11,780,647	8,355,333
	<u>2,623,380,263</u>	<u>1,811,079,771</u>

負債

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,532,309,759	1,405,787,905
顧客に対する未払金	94,447,464	297,629,189
未払金および繰延利益	4,161,707	1,969,812
	<u>1,630,918,930</u>	<u>1,705,386,906</u>

当行は、2016年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（C S S F）は、2013年6月26日付規則（E U）575／2013（パートIV）に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱UFJフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2016年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、2,638,147,665米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2016年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,603,439,021
前払金および未収収益	4,628,589
外国為替取引（市場リスク手法）	30,080,055
	<u>2,638,147,665</u>

注16 外貨建て負債

2016年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、3,687,241,556米ドル（2015年：1,556,640,235米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
発行済念書	<u>545,385</u>	<u>556,865</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	<u>1,351,407</u>	<u>2,313,443</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2016年12月31日および2015年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

－ 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- － 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- － 信託代理
- － 代理店機能
- － ポートフォリオ運用および顧問

注21 その他の事業収益

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬（サービス品質保証契約）	66,722	66,016
過年度の一般経費調整からの利益	161,260	133,860
過年度の手数料の調整	437,964	68,793
その他	110,970	78,402
	<u>776,916</u>	<u>347,071</u>

注22 その他の事業費用

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	122,929	65,072
過年度の手数料	293,332	115,459
過年度の利息	15,350	4,677
その他事業損失	17,528	19,965
	<u>449,139</u>	<u>205,173</u>

注23 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2016年 人数	2015年 人数
上級管理職	29	18
中間管理職	71	76
従業員	76	70
	<u>176</u>	<u>164</u>

注24 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
上級管理職	<u>5,151,542</u>	<u>4,931,286</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2016年12月31日および2015年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注25 その他の一般管理費用

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
賃借および関連費用	1,067,196	1,028,303
通信費用	361,065	316,394
専門家報酬	4,308,794	1,925,092
データ費用	1,223,338	1,310,126
維持費	933,559	857,527
旅費、交通費、出張費	135,383	260,850
業務費用	3,985,016	3,475,225
システム費用	12,041,688	10,158,996
業務契約	5,057,176	3,685,300
その他の費用	1,433,103	1,214,178
	<u>30,546,318</u>	<u>24,231,991</u>

2016年12月29日現在、当行は、2012年から2015年までに前払費用として扱われた専門家報酬およびシステム費用の残高を費用として計上している（専門家報酬：701,908米ドル、システム費用：672,840米ドル）。

当該2項目の費用の増加は、2016年に開始されたプロジェクトにも起因している。

注26 税金**26.1. 経常収益にかかる税金**

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
法人税	6,270,710	5,215,462
地方事業税	1,892,182	1,566,236
	<u>8,162,892</u>	<u>6,781,698</u>

26.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
純資産税	33	23,247
付加価値税（VAT）	661,473	644,289
その他の税金	50,042	44,695
	<u>711,548</u>	<u>712,231</u>

注27 親会社

2015年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登記上の事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を共同で出資する子会社である。

当行の年次決算は、三菱UFJ信託銀行（登録金融機関番号が関東財務局長（登金）第33号であり、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登記上の住所を有する）の連結決算に含まれている。

持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注28 預金保証制度

金融機関および投資会社の再建・破綻に関する枠組みを定める指令（2014/59/EU）ならびに預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関連する指令（2014/49/EU）をルクセンブルグ法に法制化する、金融機関および一定の投資会社の破綻、組織変更および解散に関連し、預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関する法律（以下「本法」という。）が2015年12月18日付で可決された。

現在「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）を通じて実施されている預金保証および投資家補償スキームは、拠出金に基づく新しい預金保証および投資家補償システムに置き換えられる。かかる新規システムは、各預金者の100,000ユーロまでの適格な預金および20,000ユーロまでの投資を対象とする。また、本法は、特定の取引から生じた預金もしくは特定の社会的・その他目的を充足する預金については、100,000ユーロを超える部分について、12か月間は対象となると規定している。

AGDLのために金融機関が過去に自己の年次決算に設定した引当金は、ルクセンブルグの新規銀行破綻基金である「ルクセンブルグ破綻基金」（以下「FRL」という。）と、ルクセンブルグの新規預金保証基金である「ルクセンブルグ預金保証基金」（以下「FDGL」という。）（設立前）それぞれに対する銀行の拠出額に従い、使用される／取り崩される（選択した会計処理による。）ことになる。

FRLの拠出金は、本法第1条第36項に定義される通り、2024年末までには、欧州連合全加盟国の認可金融機関全ての対象預金の少なくとも1％に到達しなければならない。この拠出金額は、2015年から2024年までの間の年間拠出額を通じて金融機関から徴収される予定である。

FDGLの拠出金の目標レベルは、本法第163条第8項に定義される通り、関連金融機関の対象預金の0.8％に設定されており、年間拠出金によって2018年末までに到達予定である。かかる拠出金は、2016年から2018年の間に年次払いの方法で支払われる。2016年については、金融機関は、かかる拠出に備えるために、自己の年次決算中の既存のAGDL引当金を使用する／取り崩す（選択した会計処理による。）ことによって、対象預金の0.2％の引当金を反映させている。

0.8％のレベルが達成された場合、ルクセンブルグの金融機関は、本法第163条第8項に定義される通り、対象預金の0.8％の追加セーフティ・バッファを構成するために、追加で8年間拠出を継続する。

2016年において、当行は、FRLについて429,984米ドル（386,277ユーロ）のCSSFに対する拠出金を支払っている。

注29 金融商品の開示**29.1. 主要な非トレーディング金融商品**

2016年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,569	0	0	0	1,569
B C L残高	1,980,129,297	0	0	0	1,980,129,297
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,440,465,826	578,000,000	0	0	3,018,465,826
顧客に対するローンおよび貸付金	147,465	0	0	0	147,465
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	13,162	13,162
合計	4,420,744,157	578,000,000	0	13,162	4,998,757,319
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,535,758,747	0	0	0	1,535,758,747
顧客に対する負債	3,299,365,691	0	0	0	3,299,365,691
偶発債務として開示されているオフ・バランス・シート項目	0	0	0	0	0
担保として差し入れられた保証金および資産	545,385	0	0	0	545,385
合計	4,835,669,823	0	0	0	4,835,669,823

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,041	0	0	0	1,041
B C L残高	1,481,703,980	0	0	0	1,481,703,980
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,305,152,942	804,767,000	0	0	2,109,919,942
顧客に対するローンおよび貸付金	368,502	0	0	0	368,502
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	13,556	13,556
合計	2,787,226,465	804,767,000	0	13,556	3,592,007,021
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,410,185,042	0	0	0	1,410,185,042
顧客に対する負債	2,062,070,067	0	0	0	2,062,070,067
偶発債務として開示されているオフ・バランス・シート項目					
担保として差し入れられた保証金および資産	556,865	0	0	0	556,865
合計	3,472,811,974	0	0	0	3,472,811,974

29.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2016年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
<i>外国為替取引</i>						
先渡	1,513,328,420	14,474,319	0	0	1,527,802,739	15,342,558
スワップ	651,787,947	2,811,669	0	0	654,599,616	2,236,629
合計	2,165,116,367	17,285,988	0	0	2,182,402,355	17,579,187
金融負債						
商品クラス						
<i>外国為替取引</i>						
先渡	1,395,026,531	14,882,836	0	0	1,409,909,367	14,796,033
スワップ	1,683,232,675	4,276,834	0	0	1,687,509,509	5,640,893
合計	3,078,259,206	19,159,670	0	0	3,097,418,876	20,436,926

上記の金額には、取引日が2016年12月31日以前で、評価日が2016年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
<i>外国為替取引</i>						
先渡	2,013,239,129	1,603,112	0	0	2,014,842,241	15,784,803
スワップ	1,611,373,895	8,011,462	0	0	1,619,385,357	10,591,362
合計	<u>3,624,613,024</u>	<u>9,614,574</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3,634,227,598</u>	<u>26,376,165</u>
金融負債						
商品クラス						
<i>外国為替取引</i>						
先渡	2,248,328,181	1,600,907	0	0	2,249,929,088	18,816,163
スワップ	532,382,521	0	0	0	532,382,521	2,303,443
合計	<u>2,780,710,702</u>	<u>1,600,907</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2,782,311,609</u>	<u>21,119,606</u>

上記の金額には、取引日が2015年12月31日以前で、評価日が2015年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

29.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2016年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2016年 簿価 米ドル	2015年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、B C L 残高	1,980,130,866	1,481,705,021
EU加盟国	1,980,130,866	1,481,705,021
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,018,465,826	2,109,919,942
EU加盟国	413,806,919	255,517,247
北および中央アメリカ	757,029,131	342,992,404
アジア	1,828,577,178	1,507,118,254
ヨーロッパ（非EU加盟国）	9,261,471	3,405,065
オーストラリアおよびニュージーランド	9,791,127	886,972
顧客に対するローンおよび貸付金	147,465	368,502
EU加盟国	125,983	365,584
北および中央アメリカ	21,482	2,918
株式およびその他の変動利回り有価証券	13,162	13,556
北および中央アメリカ	10,547	10,863
EU加盟国	2,615	2,693
合計	<u>4,998,757,319</u>	<u>3,592,007,021</u>

29.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2016年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2016年 未払想定元本 米ドル	2016年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	1,299,763,106	12,134,109
アメリカ	228,039,632	3,208,449
スワップ		
EU加盟国	654,599,617	2,236,629
合計	2,182,402,355	17,579,187

2015年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 未払想定元本 米ドル	2015年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	1,366,652,545	12,240,622
アメリカ	647,955,936	3,542,987
アジア	233,760	1,194
スワップ		
EU加盟国	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,634,227,598	26,376,165

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2016

(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2016

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2016	2015
Cash, balances with central banks and post office banks	29.1., 29.3.	1.980.130.866	1.481.705.021
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 29.1., 29.3.	3.018.465.826	2.109.919.942
a) repayable on demand		1.963.465.826	1.078.152.942
b) other loans and advances		1.055.000.000	1.031.767.000
Loans and advances to customers	29.1., 29.3.	147.465	368.502
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 29.1., 29.3.	13.162	13.556
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	8.036.038	8.260.895
Tangible assets	5	4.627.120	5.600.613
Other assets		158	136
Prepayments and accrued income	6, 15	26.098.088	36.586.892
TOTAL ASSETS	7	<u>5.037.518.723</u>	<u>3.642.455.557</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2016

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2016	2015
Amounts owed to credit institutions	15, 29.1.	1.535.758.747	1.410.185.042
a) repayable on demand		1.535.758.747	1.410.185.042
Amounts owed to customers	8, 15, 29.1.	3.299.365.691	2.062.070.067
a) repayable on demand		3.289.365.691	2.062.070.067
b) with agreed maturity dates		10.000.000	0
Other liabilities	9	1.779.768	1.230.625
Accruals and deferred income	10, 15	17.462.016	8.651.896
Provisions		13.349.845	12.645.069
a) provisions for taxation	11	12.136.433	9.111.035
b) other provisions	12	1.213.412	3.534.034
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	110.530.593	97.312.153
Result brought forward	14	1.346	39.348
Profit for the financial year		<u>22.152.748</u>	<u>13.203.388</u>
TOTAL LIABILITIES	16	<u><u>5.037.518.723</u></u>	<u><u>3.642.455.557</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2016

(in USD)

	Notes	2016	2015
Contingent liabilities	17, 29.1.	545.385	556.865
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		545.385	556.865
Fiduciary operations	20	64.575.929.958	57.164.073.225

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2016
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2016

(in USD)

	Notes	2016	2015
Interest receivable and similar income		29.666.848	10.274.222
<u>of which :</u>			
- Negative interest received on deposits		1.866.700	181.978
- Interest Gain from foreign currency swap		15.403.567	3.997.581
Interest payable and similar charges		(7.692.118)	(2.311.791)
<u>of which :</u>			
- Negative interest paid on loans and advances		(5.812.307)	(585.056)
- Interest Loss from foreign currency swap		(116.191)	(17.112)
Income from securities		1.540.691	433.631
Income from shares and other variable yield securities		1.540.691	433.631
Commission receivable		102.098.058	98.428.083
Commission payable		(49.567.473)	(43.648.148)
Net profit on financial operations		3.841.996	3.694.212
Other operating income	21	776.916	347.071
General administrative expenses		(49.304.431)	(41.802.616)
a) staff costs	23, 24	(18.758.113)	(17.570.625)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(15.510.238)	(14.446.414)
- social security costs		(2.190.449)	(2.024.301)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1.388.637)	(1.258.548)
b) other administrative expenses	25	(30.546.318)	(24.231.991)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(2.121.992)	(1.999.802)
Other operating charges	22	(449.139)	(205.173)

	Notes	2016	2015
Provision for contingent liabilities and for commitment	12	2.237.832	(2.512.372)
Tax on profit on ordinary activities	11, 26.1.	<u>(8.162.892)</u>	<u>(6.781.698)</u>
Profit on ordinary activities after tax		22.864.296	13.915.619
Other taxes not shown under the preceding items	26.2.	<u>(711.548)</u>	<u>(712.231)</u>
Profit for the financial year		<u><u>22.152.748</u></u>	<u><u>13.203.388</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. ("the Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49.080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1.817.968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37.117.968,52. The two major shareholders of MIBL hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has constituted a provision for forward derivatives Loss as of December 31, 2016 for an amount of USD 45.798 (2015: USD 57.517).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2016 (2015: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
Software: 4 years and 5 years;
Other intangible assets: 5 years;
Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Not more than three months	477.000.000	227.000.000
More than three months but less than one year	578.000.000	804.767.000
	<u>1.055.000.000</u>	<u>1.031.767.000</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items "Shares in affiliated undertakings" and "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 8.036.038 and USD 13.162 (2015: USD 8.260.895 and USD 13.556).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2016, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2016	Result for the year ended 31/12/2016
	USD	%	USD	USD
MUFG LUX MANAGEMENT COMPANY S.A.	7.778.825	100 %	10.025.692	862.404
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited	257.213	100 %	1.155.971	197.911

As of December 31, 2016, the share capital of "MUFG LUX MANAGEMENT COMPANY S.A." and "MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited" amount respectively to EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively (2015: EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively).

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year	Additions	Disposals	Exchange difference	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments	Net value at the end of the financial year
	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
1. Shares in affiliated undertakings	8.260.895	0	0	(224.857)	8.036.038	0	8.036.038
2. Tangible assets	16.468.587	1.311.229	(146.858)	(478.305)	17.154.653	12.527.533	4.627.120
a) Hardware	1.281.369	73.404	(138.439)	(37.215)	1.179.119	931.947	247.172
b) Software	12.930.805	1.193.087	0	(375.556)	13.748.336	10.272.378	3.475.958
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.256.413	44.738	(8.419)	(65.534)	2.227.198	1.323.208	903.990
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Prepaid income taxes	119.089	122.070
Accrued interest income	4.629.590	1.536.361
Prepaid general expenses	341.661	2.814.757
Commission on fiduciary operations	1.659.378	1.517.776
Commission on global custody	9.508.271	9.426.884
Commission on investment funds	3.256.497	3.429.370
Other prepayments	320.567	214.721
Advance paid to IRS, US Tax authorities	2.285.714	2.552.106
VAT recoverable	2.536.828	9.666.345
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	0	4.970.383
Commission from the Management Company	357.395	98.351
Other accrued income	1.083.098	237.768
	<u>26.098.088</u>	<u>36.586.892</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2016, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 3.681.116.769 (2015: USD 1.553.051.527).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2016, debts other than those repayable on demand amounted to USD 10.000.000 (2015: USD 0).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Preferential creditors	732.625	436.777
Sundry creditors	1.047.143	793.848
	<u>1.779.768</u>	<u>1.230.625</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Accrued interest expenses	113.912	122.762
Accrued general expenses	3.551.199	2.575.482
Accrued commission	6.454.913	5.881.654
Other accrued expenses	51.140	16.324
Other suspense receipt	56.719	55.674
Deferred income related to custody fees	721.710	0
VAT received from Tax authorities 2012-2014	1.556.606	0
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	4.955.817	0
	<u>17.462.016</u>	<u>8.651.896</u>

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

mitsubishi UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

As at December 31, 2014, due to the depreciation of the Euro against US dollars, the foreign exchange gain on equity had compensated the accumulated negative position. The deferred tax liabilities had been reduced to USD 0 as of December 2014.

As at December 31, 2016, there is no deferred tax liabilities.

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Provision for remuneration	1.167.614	964.145
Provision for unrealized losses on forward deals (note 2.3.)	45.798	57.517
Provision for tax liabilities in relation with US taxes	0	2.512.372
	<u>1.213.412</u>	<u>3.534.034</u>

The amount of USD 2.237.832 in the Profit and Loss account for the year ended December 31, 2016 relates to partial write off of the provision of USD 2.512.372 created in 2015 for tax liabilities in relation with US taxes.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2016	3.711.797	93.600.356	39.348
Profit for the year ended December 31, 2015			13.203.388
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(22.950)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax		3.348.440	(3.348.440)
- Transfer from Reserve for NWT 2010		(3.130.000)	3.130.000
- Allocation to Free reserve		13.000.000	(13.000.000)
Balance at December 31, 2016	<u>3.711.797</u>	<u>106.818.796</u>	<u>1.346</u>

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

The Circular I. Fort. N° 47bis issued by the Luxembourg Tax Authorities on 19 November 2015, provides for a dedicated rule allowing the taxpayer to create only one net wealth tax reserve to fully benefit from the Net Wealth Tax reduction for both 2014 and 2015. This reserve should correspond to five times the amount of the highest reduction available for 2014 and 2015 (transitional measure). The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 15.872.698 (2015: USD 15.519.398).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 24, 2016, the Bank has allocated an amount of USD 3.348.440 to Reserve for Net Worth Tax 2016 and reversed the available Net worth tax constituted in 2010 which amounted to USD 3.130.000 (EUR 2.333.120).

Additionally, on 28 July 2016, the Bank transferred USD 134.860 from free reserve to Net Worth Taxes reserve 2014-2015.

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2016.

Years	2016 Reserve for Net Worth Tax USD	2016 Reserve for Net Worth Tax EUR
2011	3.100.000	2.388.015
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
2014 -2015	3.019.136	2.495.050
2016	3.348.440	3.082.425
Balance at December 31, 2016	<u>15.872.698</u>	<u>12.722.095</u>

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special "On-line costs reserve" for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special "On-line costs". The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2016.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2016, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2016	2015
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	2.603.563.578	1.794.463.543
Shares in affiliated undertakings	8.036.038	8.260.895
Prepayments and accrued income	11.780.647	8.355.333
	<u>2.623.380.263</u>	<u>1.811.079.771</u>

LIABILITIES

	2016	2015
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.532.309.759	1.405.787.905
Amounts owed to customers	94.447.464	297.629.189
Accruals and deferred income	4.161.707	1.969.812
	<u>1.630.918.930</u>	<u>1.705.386.906</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2016 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

As at December 31, 2016, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 2.638.147.665 and can be analysed as follows:

	2016 USD
Loans and advances to credit institutions	2.603.439.021
Prepayments and accrued income	4.628.589
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	30.080.055
	<u>2.638.147.665</u>

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2016, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 3.687.241.556 (2015: USD 1.556.640.235).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2016 USD	2015 USD
Counter-guarantees issued	<u>545.385</u>	<u>556.865</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	1.351.407	2.313.443

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2016 and 2015:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 21 - OTHER OPERATING INCOME

	2016	2015
	USD	USD
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	66.722	66.016
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	161.260	133.860
Adjustment for commission previous years	437.964	68.793
Other	110.970	78.402
	<u>776.916</u>	<u>347.071</u>

NOTE 22 - OTHER OPERATING CHARGES

	2016	2015
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	122.929	65.072
Commission previous years	293.332	115.459
Interest on previous years	15.350	4.677
Others operating losses	17.528	19.965
	<u>449.139</u>	<u>205.173</u>

NOTE 23 - STAFF NUMBERS

The average number or persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2016	2015
	Number	Number
Senior management	29	18
Middle management	71	76
Employees	76	70
	<u>176</u>	<u>164</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 24 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Senior management	<u>5.151.542</u>	<u>4.931.286</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2016 and 2015, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 25 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2016	2015
	USD	USD
Rent and related expenses	1.067.196	1.028.303
Telecommunication expenses	361.065	316.394
Professional fees	4.308.794	1.925.092
Data charges	1.223.338	1.310.126
Maintenance	933.559	857.527
Travelling, moving, business trips	135.383	260.850
Service fee	3.985.016	3.475.225
System cost	12.041.688	10.158.996
Service contracts	5.057.176	3.685.300
Other expenses	<u>1.433.103</u>	<u>1.214.178</u>
	<u>30.546.318</u>	<u>24.231.991</u>

As of December 29, 2016 the Bank has booked as expenses the remaining balance of Professional fees and System costs treated as prepaid expenses for the year 2012 to year 2015.(Professional fees : USD 701.908, System cost : USD 672.840).

The increase of the costs for these two items are also due to projects started during the year 2016.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 26 - TAX

26.1. Tax on profit on ordinary activities

	2016	2015
	USD	USD
Corporate Income Tax	6.270.710	5.215.462
Municipal Business Tax	1.892.182	1.566.236
	<u>8.162.892</u>	<u>6.781.698</u>

26.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2016	2015
	USD	USD
Net worth tax	33	23.247
VAT	661.473	644.289
Other taxes	50.042	44.695
	<u>711.548</u>	<u>712.231</u>

NOTE 27 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2015, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 28 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes ("the Law"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

The deposit guarantee and investor compensation scheme currently in place through the "Association pour la Garantie des Dépôts Luxembourg" (AGDL) will be replaced by a new contribution based system of deposit guarantee and investor compensation. This new system will cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

The provisions which have been created in the past by credit institutions for the purpose of AGDL in their annual accounts will be used/released (depending on the accounting treatment chosen) according to the contributions of the banks to the new Luxembourg banking resolution fund "Fonds de résolution Luxembourg" (FRL), respectively to the new Luxembourg deposit guarantee fund "Fonds de garantie des dépôts Luxembourg" (FDGL), which is still to be established.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 1 number 36 of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected from the credit institutions through annual contributions during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FDGL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 163 number 8 of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. The contributions are to be made in the form of annual payments during the years 2016 to 2018. For 2016, the credit institutions have reflected a provision of 0,2% of covered deposits in order to anticipate these contributions, using/releasing (depending on the accounting treatment chosen) the existing AGDL provision in their annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0,8% of covered deposits as defined in article 163 number 8 of the Law.

In 2016 the Bank has paid a contribution to the CSSF for USD 429.984 (EUR 386.277) for FRL.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 29 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

29.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.569	0	0	0	1.569
Balances with the BCL	1.980.129.297	0	0	0	1.980.129.297
Loans and advances to credit institutions	2.440.465.826	578.000.000	0	0	3.018.465.826
Loans and advances to customers	147.465	0	0	0	147.465
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13.162	13.162
Total	<u>4.420.744.157</u>	<u>578.000.000</u>	<u>0</u>	<u>13.162</u>	<u>4.998.757.319</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.535.758.747	0	0	0	1.535.758.747
Amounts owed to customers	3.299.365.691	0	0	0	3.299.365.691
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	0	0	0	0	0
Guarantees and assets pledged as collateral security	<u>545.385</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>545.385</u>
Total	<u>4.835.669.823</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4.835.669.823</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

As at December 31, 2015, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months 1 year	²² ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.041	0	0	0	1.041
Balances with the BCL	1.481.703.980	0	0	0	1.481.703.980
Loans and advances to credit institutions	1.305.152.942	804.767.000	0	0	2.109.919.942
Loans and advances to customers	368.502	0	0	0	368.502
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13.556	13.556
Total	2.787.226.465	804.767.000	0	13.556	3.592.007.021
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.410.185.042	0	0	0	1.410.185.042
Amounts owed to customers	2.062.070.067	0	0	0	2.062.070.067
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	556.865	0	0	0	556.865
Total	3.472.811.974	0	0	0	3.472.811.974

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

29.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	^{2 2} _{6 4} 3 months	^{2 2} _{6 4} > 3 months 1 year	^{2 2} _{6 4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.513.328.420	14.474.319	0	0	1.527.802.739	15.342.558
Swaps	651.787.947	2.811.669	0	0	654.599.616	2.236.629
Total	2.165.116.367	17.285.988	0	0	2.182.402.355	17.579.187
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.395.026.531	14.882.836	0	0	1.409.909.367	14.796.033
Swaps	1.683.232.675	4.276.834	0	0	1.687.509.509	5.640.893
Total	3.078.259.206	19.159.670	0	0	3.097.418.876	20.436.926

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2016 and a value date after December 31, 2016.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

As at December 31, 2015, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.013.239.129	1.603.112	0	0	2.014.842.241	15.784.803
Swaps	<u>1.611.373.895</u>	<u>8.011.462</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.619.385.357</u>	<u>10.591.362</u>
Total	<u><u>3.624.613.024</u></u>	<u><u>9.614.574</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>3.634.227.598</u></u>	<u><u>26.376.165</u></u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.248.328.181	1.600.907	0	0	2.249.929.088	18.816.163
Swaps	<u>532.382.521</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>532.382.521</u>	<u>2.303.443</u>
Total	<u><u>2.780.710.702</u></u>	<u><u>1.600.907</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>2.782.311.609</u></u>	<u><u>21.119.606</u></u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2015 and a value date after December 31, 2015.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

29.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2016 Carrying amount in USD	2015 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	1.980.130.866	1.481.705.021
EU member countries	1.980.130.866	1.481.705.021
Loans and advances to credit institutions	3.018.465.826	2.109.919.942
EU member countries	413.806.919	255.517.247
North & Central America	757.029.131	342.992.404
Asia	1.828.577.178	1.507.118.254
Europe, non-EU member countries	9.261.471	3.405.065
Australia and New Zealand	9.791.127	886.972
Loans and advances to customers	147.465	368.502
EU member countries	125.983	365.584
North & Central America	21.482	2.918
Shares and other variable yield securities	13.162	13.556
North & Central America	10.547	10.863
EU member countries	2.615	2.693
Total	<u>4.998.757.319</u>	<u>3.592.007.021</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

29.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2016 Notional/ payable amount in USD	2016 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.299.763.106	12.134.109
America	228.039.632	3.208.449
Swaps		
EU member countries	654.599.617	2.236.629
Total	2.182.402.355	17.579.187

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2015 Notional/ payable amount in USD	2015 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.366.652.545	12.240.622
America	647.955.936	3.542.987
Asia	233.760	1.194
Swaps		
EU member countries	<u>1.619.385.357</u>	<u>10.591.362</u>
Total	<u><u>3.634.227.598</u></u>	<u><u>26.376.165</u></u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成30年3月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.24円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2017年6月30日現在

（単位：米ドル）

資産

	米ドル	千円
現金および中央銀行における現金残高ならびにその他の当座預金	3,192,717,396	339,194,296
手元現金		
中央銀行の現金残高	2,125,318,818	225,793,871
その他の当座預金	1,067,398,578	113,400,425
売買目的で保有される金融資産	32,109,263	3,411,288
デリバティブ	32,109,263	3,411,288
持分証券		
債務証券		
ローンおよび貸付金		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	0
持分証券		
債務証券		
ローンおよび貸付金		
売却可能金融資産	1,419,712	150,830
持分証券	1,419,712	150,830
債務証券		
ローンおよび貸付金		
ローンおよび未収金	2,424,196,102	257,546,594
債務証券		
ローンおよび貸付金	2,424,196,102	257,546,594
満期保有目的投資	0	0
債務証券		
ローンおよび貸付金		
デリバティブヘッジ会計		
金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社への投資		
有形資産	1,082,277	114,981
有形固定資産	1,082,277	114,981
投資不動産		
無形資産	3,093,491	328,652
のれん		
その他の無形資産	3,093,491	328,652
税金資産	128,929	13,697
当期税金資産	128,929	13,697
繰延税金資産		
その他の資産	25,112,793	2,667,983
売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
資産合計	5,679,859,963	603,428,322

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2017年6月30日現在

(単位：米ドル)

負債

	米ドル	千円
売買目的で保有される金融負債	31,711,080	3,368,985
デリバティブ	31,711,080	3,368,985
ショート・ポジション		
預金		
発行済み債務証券		
その他の金融負債		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	0	0
預金		
発行済み債務証券		
その他の金融負債		
償却原価で測定される金融負債	5,442,558,401	578,217,405
預金	5,442,558,401	578,217,405
発行済み債務証券		
その他の金融負債		
デリバティブヘッジ会計		
金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
引当金	27,429	2,914
年金およびその他の退職後確定給付債務		
その他の長期雇用給付金債務		
再編		
係属中の法的問題および租税訟務		
契約債務および付与済保証		
その他の引当金	27,429	2,914
税金負債	14,035,257	1,491,106
当期税金負債	14,035,257	1,491,106
繰延税金負債		
要求払株式資本		
その他の負債	14,420,622	1,532,047
売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
負債合計	5,502,752,789	584,612,456

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2017年6月30日現在

(単位：米ドル)

資本

米ドル

千円

	米ドル	千円
資本	37,117,969	3,943,413
払込資本	37,117,969	3,943,413
請求済未払込資本		
株式発行差金		
資本以外の発行済みエクイティ商品	0	0
複合金融商品のエクイティ部分		
その他の発行済みエクイティ商品		
その他のエクイティ		
その他の包括利益累計額	0	0
利益または損失に再分類されない資産	0	0
有形資産		
無形資産		
確定給付型年金制度の保険数理上の利益または損失（－）		
売却目的で保有される非流動資産および売却グループ		
その他の子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社投資による認識済収益および費用の持分		
利益または損失に再分類されうる資産	0	0
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（有効部分）		
外貨換算		
ヘッジ・デリバティブ、キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
売却可能金融資産		
売却目的で保有される非流動資産および売却グループ		
その他の子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社投資による認識済収益および費用の持分		
利益剰余金	4,686	498
再評価準備金	1,138,480	120,952
その他の準備金	124,372,931	13,213,380
子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社投資の準備金または累積損失		
その他	124,372,931	13,213,380
自己株式（－）		
親会社株主に係る利益または損失	14,473,107	1,537,623
中間配当（－）		
少数株主持分（非支配持分）	0	0
その他の包括利益累計額		
その他		
資本合計	177,107,173	18,815,866
資本および負債合計	5,679,859,963	603,428,322

(2) 損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2017年6月30日に終了した期間

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
利息収益	22,701,007	2,411,755
売買目的で保有される金融資産	10,741,314	1,141,157
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		
売却可能金融資産		
ローンおよび未収金	10,569,959	1,122,952
満期保有目的投資		
デリバティブヘッジ会計、金利リスク		
その他の資産	1,389,735	147,645
貸付けの利息収益		
(支払利息)	6,082,742	646,231
(売買目的で保有される金融負債)	137,479	14,606
(純損益を通じて公正価値で測定するものとして金融負債)		
(償却原価で測定される金融負債)	2,406,534	255,670
(デリバティブヘッジ会計、金利リスク)		
(その他の負債)	3,538,728	375,954
(資産に係る支払利息)		
(要求払株式資本に係る費用)		
受取配当	750,101	79,691
売買目的で保有される金融資産		
純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定された金融資産		
売却可能金融資産	750,101	79,691
受取手数料	52,382,237	5,565,089
(支払手数料)	26,119,513	2,774,937
純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債の認識の中止に係る利益(損失)、純額(+/-)	-47	-5
売却可能金融資産	-47	-5
ローンおよび未収金	0	0
満期保有目的投資	0	0
償却原価で測定される金融負債		
その他		
売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益(損失)、純額(+/-)	2,136,055	226,934
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および負債に係る利益(損失)、純額(+/-)		
ヘッジ会計からの利益(損失)、純額(+/-)		
為替差額(利益または損失)、純額(+/-)		
非金融資産の認識の中止に係る利益(損失)、純額(+/-)		
その他の営業収益	777,555	82,607
(その他の営業費用)	1,175,641	124,900
総営業収益、純額	45,369,013	4,820,004

米ドル

千円

（一般管理費用）	24,912,497	2,646,704
（従業員費用）	10,246,298	1,088,567
（その他の管理費用）	14,666,199	1,558,137
（減価償却）	1,239,946	131,732
（有形固定資産）	178,145	18,926
（投資不動産）		
（その他の無形資産）	1,061,801	112,806
（引当金またはその戻入（－））	0	0
（契約債務および付与済保証）		
（その他の引当金）		
（純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損またはその戻入（－））	0	0
（取得原価で測定される金融資産）		
（売却可能金融資産）		
（ローンおよび未収金）		
（満期保有目的投資証券）		
（子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社への投資に係る減損またはその戻入（－））		
（非金融資産に係る減損またはその戻入（－））	0	0
（有形固定資産）		
（投資不動産）		
（のれん）		
（その他の無形資産）		
（その他）		
純損益で直ちに認識される負ののれん		
子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社への投資における利益または損失（－）の持分		
非継続事業の要件を満たさない売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループからの損益（＋／－）		
継続事業からの税引前損益（＋／－）	19,216,570	2,041,568
（継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（＋／－））	4,743,463	503,946
継続事業からの税引後損益（＋／－）	14,473,107	1,537,623
非継続事業からの税引後損益（＋／－）	0	0
非継続事業からの税引前損益（＋／－）		
（非継続事業に関する税金費用（収入）（＋／－））		
当期利益または損失（＋／－）	14,473,107	1,537,623
少数株主持分（非支配持分）に帰属する損益		
親会社株主に帰属する損益	14,473,107	1,537,623

4【利害関係人との取引制限】

サブ・ファンドの投資顧問会社、管理会社および受託会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は、投資顧問会社、管理会社および受託会社とサブ・ファンドの運用成績に影響する可能性がある。各当事者は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

管理会社および投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意しているが、管理会社、投資顧問会社および投資顧問会社関係者は、ファンドまたはサブ・ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドと類似した投資方針を有する投資信託を含む他の数多くの投資信託やサブ・ファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

管理会社および投資顧問会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。

投資顧問会社関係者または投資顧問会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドもしくはサブ・ファンドが投資を行い、そこから投資を回収しまたは投資を行わない主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。更に、投資顧問会社または副投資顧問会社は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドまたはサブ・ファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資顧問会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資顧問会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドおよびサブ・ファンドの運用を行う過程で投資顧問会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資顧問会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドおよびサブ・ファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドまたはサブ・ファンドに対して補償を行う義務を負わない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

受託会社の利益相反

受託会社または受託会社の関連会社は、第三者または顧客（場合による。）に対する場合と同一の条件で、結果として生じる利益につき説明することなく、サブ・ファンドに関する管理事務代行者、保管者、銀行またはその他の業務提供者として行為し、また、サブ・ファンドに関する業務を遂行することができる。受託会社は、受託会社の関連会社に口座を設定し、これらと業務に関する契約を締結することができる。利益相反を理由としてかかる取引を制限する法の原則または支配は適用されない。

受託会社およびその従業員または関連会社は、他の事業（証券業界および投資顧問業界における事業を含むがこれらに限られない。）を行うことができる。上記の一般性を制限することなく、受託会社およびその従業員または関連会社は、他者の投資顧問、投資運用者、受託者、受託者、管理事務代行者、保管者もしくは投資業務もしくはデータの提供者としてまたは類似の立場において行為すること、他者のために資金または資本を運用すること、自己名義でまたは他の法主体を通じて投資対象を保有し、投資を行い、かつ維持すること、一または複数の投資信託、パートナーシップ、証券会社または助言会社のコンサルタント、受託者、管理者、パートナーもしくは株主としてまたは類似の立場において行為すること、および、会社の取締役、役員もしくは従業員、信託の受託者、財団の執行人もしくは管財人、またはその他の事業主体の管理役員として行為することができる。

受託会社またはその従業員もしくは関連会社は、信託証書に基づき遂行される業務に類似する業務、および投資助言、運用、管理事務または保管業務を他の法主体に対して提供することができる。かかる他の法主体は、管理会社もしくはその関連会社、またはサブ・ファンドもしくは受益者がファンドと同一または類似の構造による投資を随時行うことができる他の投資信託に対し、投資を行うことができる。かかる他の法主体は、ファンドと同一または実質的に類似するポートフォリオ、投資信託、管理者または他の投資ビークルに対し、他の商品、証券または契約を通じて投資を行うことができる。異なるポートフォリオに保有される資産は、規模および構成の両方において異なっていることがあり、そのため、受託会社は、他の法主体に関するその責務の履行において受託会社が提供する情報と異なるかまたはかかる情報とは正反対の情報または助言を提供し、措置を講じ、または措置を講じる旨決定すること

ができる。受託会社は、かかる他の法主体に関する情報を受益者に提供することを要せず、また、受託会社、その従業員または関連会社のいずれも、他の活動を控えることまたはかかる活動からの利益を返還することを要しない。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、ルクセンブルグの金融監督委員会は、1993年4月5日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited）（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

平成30年3月末日現在、36,049,988米ドル（約38億円）（株主資本総額）

(ロ) 事業の内容

CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ファンドの資産に関する信託証書に基づく受託会社である。グランド・ケイマン、ジョージ・タウンに所在する、世界でも最大規模の銀行の一つであるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマーシヤルの100%所有子会社である。受託会社は昭和40年に設立され、ケイマン諸島でも最大規模の信託会社の一つであり、投資信託の管理事務だけでなく銀行、信託および投資サービスを提供している。顧客は、ケイマン諸島および世界中の個人、法人、銀行およびファンドである。

受託会社は、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂）の条項に従い、信託業務を行う免許を有する信託会社である。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に従い、投資信託管理者の免許を取得している。受託会社は、世界中の個人および法人の双方の顧客のために受託業務を提供している。

(2) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.（MUFG Lux Management Company S.A.）（「副管理会社」）

(イ) 資本金の額

平成30年3月末日現在、7,375,000ユーロ（約9億6,259万円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成30年3月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.52円）による。

(ロ) 事業の内容

副管理会社は、ファンドを含む投資信託およびそのポートフォリオの設立、管理、運営および販売促進、組入証券の売買・買付けおよび交換を行うことができ、その管理運営するファンドおよびその他の契約型投資信託に関連するすべての権利を直接または間接に行使することができる。副管理会社は、その管理運営する他の投資信託の受益証券の発行および買戻しを実行し、それらの会計記録を維持することができる。副管理会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社の100%子会社である。副管理会社は、ルクセンブルクの金融監督委員会からAIFMとしての許可を得て、AIFMDに基づくAIFMとしての業務を提供している。

(3) 三菱UFJ国際投信株式会社（「投資顧問会社」）

(イ) 資本金の額

平成30年3月末日現在、20億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

(4) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

平成30年3月末日現在、405億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】

- (1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）
信託証書に基づき、サブ・ファンドの受託業務を行う。
- (2) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.（「副管理会社」）
投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、サブ・ファンドのリスク・マネジメント
業務およびサブ・ファンド資産の運用管理業務を行う。
- (3) 三菱UFJ国際投信株式会社（「投資顧問会社」）
投資顧問契約に基づき、サブ・ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行う。
- (4) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）
受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務ならびに代行協会員としての業務を行う。

3【資本関係】

また、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社および三菱UFJ国際投信株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2018年改正）（以下「銀行・信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、会社管理法（2018年改正）または地域会社（管理）法（2015年改正）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時是为替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2017年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,559（2,816のマスター・ファンドを含む。）であった。これらに加え、利用可能な適用除外に該当する未登録ファンドが多数存在する。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズド・エンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2018年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF 3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2およびMF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの下位区分に分けられる。

(i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

(ii) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(iii) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の(i)および(ii)に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の(iii)に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF 4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれ

かに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改正）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改正）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれのタイプの免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または

ミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2018年改正）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

(b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

(c) 存続期限のある／存続期間限定会社－存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

(d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

(i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

(ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

(iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。

- (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2018年改正）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改正）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモン・ローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改正）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改正）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること

(e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限を含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと

- (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報開示法、犯罪収益に関する法律（2018年改正）または薬物濫用法（2017年改正）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改正）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

- (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込みの受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込みを許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2018年改正）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2018年改正）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされる

ことになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守している

こと、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または承認された法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律に基づきケイマン諸島のマネー・ロンダリング運営グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収

益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する
写しおよび情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2015年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- (ii) マスター・ファンド、フィード・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (v) 監査人の氏名および住所
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明

- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx i) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

本会計年度中、サブ・ファンドについては、下記の書類が関東財務局長に提出されている。

平成29年3月31日	半期報告書の訂正報告書（第3期中）
平成29年5月31日	有価証券報告書（第3期）
平成29年8月31日	半期報告書（第4期中）

第5【その他】

該当事項なし。

別紙A

定義

決算日	各年の11月30日をいう。ただし、最初の決算日は平成26年11月30日であった。
管理事務代行会社	管理事務代行会社としての地位を有するルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をいう。
代行協会員	日本における代行協会員としての地位を有する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
A I F M	A I F M Dで定められた意味を有する。
A I F M D	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUをいう。
営業日	(1) ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグおよび東京において国、州または地域の銀行が営業を行っている日であり、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日である日をいう。
C I M A	ケイマン諸島金融庁をいう。
クラス	受益証券の個別のクラスをいう。
C S S F	ルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）をいう。
保管会社	保管会社としての地位を有するルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をいう。
日本における販売会社	サブ・ファンドの日本における販売会社としての地位を有する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
公課・費用	信託証書に定義される公課・費用をいう。

適格投資家	非米国人またはEU非加盟国の者で、以下のいずれにも該当しない者をいう。すなわち、(i) 適用ある法令に違反しない限り受益証券を取得できず、または保有できない者、会社もしくは法主体、または(ii) いずれかのEU加盟国においてまたはいずれかのEU加盟国の法律に基づき創設され、創立され、または設立され、かつ／またはいずれかのEU加盟国に主たる事業所を有する会社、パートナーシップその他の法主体の保管人、名義人もしくは受託者である。 疑義を避けるために付言すると、ケイマン諸島に居住し、または住所地を有する者（ケイマン諸島の免除会社もしくは通常の非居住会社を除く。）は、適格投資家とみなされない。
EU加盟国	欧州連合の加盟国である、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国、ならびに随時欧州連合に参加するその他の国々をいう。
ユーロ	欧州連合の参加国の法定通貨であるユーロをいう。
特別決議	すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催されたすべてのサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいう。
会計年度	毎年12月1日に開始し翌年の11月30日に終了する12か月の期間をいう。ただし、第1会計年度は平成25年9月18日から平成26年11月30日までの期間であった。
被補償者	受託会社および受託会社により任命される一切の役員、取締役、従業員、代理人、使用人その他の者をいう。
英文目論見書	募集に関連し随時発行される、ファンドの受益証券の英文の目論見書およびサブ・ファンドの受益証券の英文の目論見書補遺をいう。
払込日	平成25年9月18日または管理会社が決定するその他の日をいう。
投資顧問会社	三菱UFJ国際投信株式会社をいう。

投資顧問会社関係者	投資顧問会社の主要業務担当者および関連会社をいう。
投資対象	信託証書に定義される投資対象をいう。
円	日本の法定通貨である日本円をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）をいう。
管理会社	管理会社としての地位を有するルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をいう。
投資先ファンド	ケイマン諸島の法律に基づき設定されたオープンエンド型の免除ユニット・トラストであるコクサイ－MUGCマスター・トラストのサブ・ファンドであるグローバル短期高利回り社債ファンド4をいう。
投資先ファンド投資運用会社 またはMSIM	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクをいう。
投資先ファンド受益証券	投資先ファンドの米ドルヘッジクラス受益証券をいう。
申込単位	受益証券1口をいう。
純資産価額	本書および信託証書に従い計算される、ファンドまたはサブ・ファンド（場合による。）の資産総額からファンドまたはサブ・ファンド（場合による。）の負債総額を控除した額をいう。
受益証券1口当たり 純資産価格	サブ・ファンドの純資産価額を当該時点におけるサブ・ファンドの発行済受益証券口数で除した額をいう。
買戻価格	信託証書に従い算定される、受益証券が買い戻される価格をいう。
証券業協会規則	日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則をいう。
米国証券法	1933年米国証券法をいう。
副管理会社	MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.または副管理会社およびファンドのAIFMとして任命されるその他の者をいう。
サブ・ファンド	コクサイ－MUGCトラストのサブ・ファンドである短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型をいう。

サブ・ファンド決議	関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催された関連するサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する当該サブ・ファンドの受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいう。
取得申込書	受益証券の購入を希望する適格投資家により記入される様式をいう。
償還日	平成30年9月28日または管理会社が決定期間より前の日をいう。
ファンド	コクサイ－MUGCトラストの名称で知られる、信託証書により設立されたオープンエンド型アンブレラ型免除ユニット・トラストをいう。
受託会社	受託会社としての地位を有するCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
信託証書	ファンドに関し受託会社および管理会社間で締結された平成23年7月29日付信託証書（随時補足され、または変更される。）をいう。
ファンド設立費用	ファンドの設立に関連する費用および経費をいう。
受益者	ファンドの受益証券の保有者をいう。
受益証券	サブ・ファンドに関して、その1個の不可分の持分をいい、当該受益証券の端数を含む。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいう。

別紙B

レギュレーションSに定める米国人の定義

- (1) 米国証券法のレギュレーションSに基づき、「米国人」とは以下のいずれかに該当する者をいう。
- (i) 米国に居住する自然人
 - (ii) 米国の法律に基づいて組織または設立されたパートナーシップまたは会社
 - (iii) 執行人または管財人が米国人である財団
 - (iv) 受託者が米国人である信託
 - (v) 米国外の法主体の米国に所在する代理機関または支店
 - (vi) 米国人のためまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）
 - (vii) 米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の受託者により保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）
 - (viii) 以下に該当するパートナーシップまたは法人
 - (a) 米国以外の法域の法律に基づき組織または設立され、かつ
 - (b) 米国証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されたパートナーシップまたは法人。ただし、自然人、財団または信託ではない認可投資家（米国証券法に基づくルール501(a)に定義される。）により組織または設立され、これにより所有されている場合を除く。
- (2) 前記(1)にかかわらず、米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の専門的受託者により、非米国人のためまたは非米国人の勘定で保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）は、「米国人」とはみなされない。
- (3) 前記(1)にかかわらず、執行人または管財人を務める専門的受託者が米国人である財団は、以下のすべてに該当する場合には米国人とはみなされない。
- (i) 米国人ではない財団の執行人または管財人が、財団の資産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ
 - (ii) 財団が米国以外の法域の法律に準拠する場合。
- (4) 前記(1)にかかわらず、受託者を務める専門的受託者が米国人である信託は、米国人ではない受託者が信託財産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ信託の受益者（および信託が取消可能な場合の信託委託者）が米国人ではない場合には、米国人とはみなされない。
- (5) 前記(1)にかかわらず、米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習的実務および文書記録に従って設定され管理されている従業員福利制度は、米国人とはみなされない。
- (6) 前記(1)にかかわらず、米国人の米国外に所在する代理機関または支店は、以下のすべてに該当する場合には「米国人」とはみなされない。
- (i) 代理機関または支店が有効な事業上の理由により運営されており、かつ
 - (ii) 代理機関または支店が保険または銀行業務に従事しており、かつその所在する法域において実質的に保険または銀行業に関する規制をそれぞれ受けている場合。
- (7) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合およびそれらの機関、関係者ならびに年金プラン、ならびにその他類似の国際組織、その機関、関係者ならびに年金プランは、「米国人」とはみなされない。

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

我々は、添付のコクサイーMUGCトラストのサブ・ファンドである短期高利回り社債ファンド2012-10（清算中）、短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（清算中）、短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型、短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型、短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型および短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型（以下、総称して「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2016年11月30日現在の純資産計算書ならびに投資有価証券およびその他の純資産明細表、同日に終了した年度における運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報からなる注記の監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用あるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負っている。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類について意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な保証を得るために、我々が倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、選択された手続は我々の判断に依拠する。これらのリスク評価を行うにあたり、我々は、サブ・ファンドによる財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、経営陣が採用した会計方針の適切性および行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用あるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2016年11月30日現在の財政状態ならびに2016年11月30日終了年度における財務成績および純資産の変動を、すべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

事項の強調

我々の意見を限定することなく、我々は、より早期に終了する場合を除いて2017年10月31日に終了する短期高利回り社債ファンド2012-10（清算中）および短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（清算中）について、財務書類作成に際して継続事業の前提が用いられていないことを記した財務書類の注記3につき注意を喚起する。

ケーピーエムジー

2017年5月18日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report to the Trustee

We have audited the accompanying financial statements of Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 (in liquidation), Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type (in liquidation), Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type and Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type (collectively the “Sub-trusts”), sub-trusts of Kokusai – MUGC Trust, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at November 30, 2016, the statements of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Sub-trusts' preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-trusts' internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-trusts as at November 30, 2016, and its financial performance and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

Emphasis of Matter

Without qualifying our opinion, we draw attention to Note 3 in the financial statements which describes that the going concern basis of preparing financial statements has not been used for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 (in liquidation) and Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type (in liquidation) which will terminate on October 31, 2017 unless terminated earlier.

KPMG

May 18, 2017

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

意見

我々は、コクサイ・MUGCトラストのサブ・ファンドである短期高利回り社債ファンド2012-10（清算済）、短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（清算済）（以下「清算済サブ・ファンズ」という。）、短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型、短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型、短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型および短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型（以下「サブ・ファンズ」という。）（以下、総称して「コクサイ・サブ・ファンズ」という。）の財務書類、すなわち、2017年11月30日現在の清算済サブ・ファンズの純資産計算書ならびにサブ・ファンズの純資産計算書、ならびに投資有価証券およびその他の純資産明細表、同日に終了した年度における運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報からなる注記の監査を行った。

我々の意見では、添付の当財務書類は、投資信託に適用あるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、コクサイ・サブ・ファンズの2017年11月30日現在の財政状態および同日に終了した年度における財務成績を、すべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

意見の基礎

我々は、国際監査基準（ISA）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」で詳述する。我々は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規定（IESBA規定）およびケイマン諸島における我々の財務書類の監査に関連する倫理要件に従ってコクサイ・サブ・ファンズから独立しており、我々は、当該要件およびIESBA規定に従ってその他の倫理上の責任を果たした。我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

強調事項

我々は、短期高利回り社債ファンド2012-10（清算済）および短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（清算済）について、同清算済サブ・ファンズが2017年10月31日に終了したことから、財務書類作成に際して継続事業の前提が用いられていないことを記した財務書類の注記3につき注意を喚起する。当該事項は、我々の意見を変更するものではない。

我々は、短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型、短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型、短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型および短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型について、同サブ・ファンズが次の12か月以内に終了予定であることから、財務書類作成に際して継続事業の前提が用いられていないことを記した財務書類の注記3につき注意を喚起する。当該事項は、我々の意見を変更するものではない。

その他の事項

コクサイ・サブ・ファンズは、当財務書類および我々の監査報告書を英語から日本語に翻訳することがある。我々は、かかる翻訳に関して、いかなる手続にも関与していない。財務書類および我々の監査報告書において、英語版と日本語版の間に何らかの不一致が生じた場合、英語版が優先する。

財務書類に関する経営陣および財務書類のガバナンスの責任者の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した当財務書類の作成および適正な表示、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負っている。

財務書類の作成において、経営陣は、継続事業としてのコクサイ・サブ・ファンズの存続能力の評価、継続事業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続事業の前提による会計処理の実施について責任を負う。ただし、経営陣がコクサイ・サブ・ファンズを清算またはその業務を停止する意図を有する場合、またはそれ以外の現実的な代替方法がない場合はこの限りではない。

ガバナンスの責任者は、コクサイ・サブ・ファンズの財務報告の過程を監督する責任を負う。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体として財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得て、我々の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な確証は、高い水準の確証であるが、ISAに準拠して行われた監査が、存在するすべての重要な虚偽記載を常に発見することを確約するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は、監査を通じて職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持する。我々は、以下の事項も実施する。

- －不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽記載のリスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、我々の意見の基礎となるに十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明または内部統制の無効化が伴うことがあるためである。
- －状況に照らして適切である監査手続を策定するため、監査に関する内部統制を理解する。ただし、これはコクサイ・サブ・ファンズの内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。
- －経営陣が採用した会計原則の適切性および経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性について評価した。
- －経営陣が継続事業の前提による会計処理を実施したことの適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、コクサイ・サブ・ファンズの継続事業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事由または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かについて結論を下す。我々は、重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、我々の監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不十分な場合は、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、我々の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。

一財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）ならびに財務書類が基礎となる取引および事由を適正に表示しているかを評価する。

我々は、ガバナンスの責任者と、特に、計画した監査の範囲およびその実施時期ならびに監査上の重要な発見事項（監査の過程で我々が識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して協議する。

ケーピーエムジー
2018年5月18日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012- 10 (Liquidated), Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type (Liquidated), (the “ Liquidated Sub- Trusts ”), Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type, Short- Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, (the “ Sub-Trusts ”), (collectively the “ Kokusai Sub-Trusts ”), Sub-Trusts of Kokusai - MUGC Trust, which comprise the statement of net assets for the Liquidated Sub-Trusts and the statement of net assets and statement of investments and other net assets for the Sub-Trusts as at November 30, 2017, the statements of operations and changes in net assets for the year then ended and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Kokusai Sub-Trusts as at November 30, 2017, and their financial performance for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ ISAs ”). Our responsibilities under those standards are further described in the “ Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements ” section of our report. We are independent of the Kokusai Sub-Trusts in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants (“ IESBA Code ”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Emphasis of Matter

We draw attention to Note 3 of the financial statements, which describes that the going concern basis of preparing financial statements has not been used for the Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 (Liquidated), Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type (Liquidated) due to the fact that these Liquidated Sub-Trusts terminated on October 31, 2017. Our opinion is not modified in respect of this matter.

We draw attention to Note 3 of the financial statements, which describes that the going concern basis of preparing financial statements has not been used for the Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type due to their expected termination within the next 12 months. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Other Matter

The Kokusai Sub-Trusts may translate these financial statements and our auditors' report from English to Japanese. We have not been engaged to perform any procedures over the translation. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Kokusai Sub-Trusts' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Kokusai Sub-Trusts or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Kokusai Sub-Trusts' financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Kokusai Sub-Trusts internal control.
- Evaluated the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Kokusai Sub-Trusts ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

May 18, 2018

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。

[次へ](#)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2016年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の2016年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、経営者報告書に含まれる情報から構成されるが、財務書類およびそれに対する承認された監査人の報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関して、我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程において、その他の情報に、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と重大な不一致があるか、または重大な虚偽記載があると思われるかについて検討することである。我々が実施した作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があるという結論に達した場合、我々はかかる事実を報告する必要がある。この点に関し、我々が報告すべき事実はない。

その他の法律および規制の要件に関する報告

経営者報告書は、本財務書類と整合しており、適用される法的要件に従い作成されたものである。

デロイト・オーディット、承認された監査法人

〔署名〕
ラファエル・シャルリエ、承認された監査人
パートナー

2017年3月14日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2016 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. as of December 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the annual accounts and our report of réviseur d'entreprises agréé thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Raphaël Charlier, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 14, 2017

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。